

平成25年知立市議会 9月定例会企画文教委員会

1. 招集年月日 平成25年9月20日（金） 午前10時00分

2. 招集の場所 第1委員会室

3. 出席委員（8名）

杉山 千春	田中 健	永田 起也	坂田 修
石川 信生	村上 直規	風間 勝治	高橋 憲二

4. 欠席委員

なし

5. 会議事件説明のため出席した者の職氏名

市長	林 郁夫	副市長	清水 雅美
企画部長	清水 清久	協働推進課長	野村 裕之
企画政策課長	池田 立志	総務部長	今井 尚
総務課長	岩瀬 博史	安心安全課長	高瀬 季治
税務課長	小笠原忠利	会計管理者	鈴木 健一
監査委員事務局長	高木 洋幸	教育長	川合 基弘
教育部長	加古 和市	教育庶務課長	石川 典枝
学校教育課長	伊藤 武男	生涯学習スポーツ課長	佐藤 豊
文化課長	鶴田 常智		

6. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	成田 春夫	議事課長	島津 博史
議事係	加藤 智也		

7. 会議に付した事件（又は協議事項）及び審査結果

	事 件 名	審査結果
議案第50号	知立市文化会館の指定管理者の指定について	原案可決
議案第52号	平成25年度知立市一般会計補正予算（第4号）	〃
認定第1号	平成24年度知立市一般会計歳入歳出決算認定について	原案認定
認定第4号	平成24年度知立市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について	〃
陳情第19号	定数改善計画の早期実施と義務教育費国庫負担制度拡充を求める陳情書	採択
陳情第20号	私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情書	〃
陳情第21号	愛知県私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書	〃
陳情第22号	国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書	〃

午前9時58分開会

○田中健委員長

それでは、定足数に達していますので、ただいまより企画文教委員会を開会します。

本委員会に付託されました案件は8件、すなわち議案第50号、議案第52号、認定第1号、認定第4号、陳情第19号、陳情第20号、陳情第21号、陳情第22号です。これらの案件を逐次議題とします。

議案第50号 知立市文化会館の指定管理者の指定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありますか。

○高橋委員

本会議で文化会館の指定管理者について、その業績やら、あるいは成果やらについていろいろとお尋ねをさせていただきました。きょう資料をいただいたんですが、ちょっとこの資料を説明していただけないか。

○文化課長

本日、お配りさせていただきました資料でございます。芸術創造協会収支決算書平成21年度、前回の指定管理者に指定された年度から昨年度平成24年度までの4年間の収入と支出の決算額と対前年比の比較を記入したものが1枚、同じ表の下に主な自主企画事業ということで五つ上げさせていただきます。

2枚目が平成24年度の一般会計の収支計算書でございますが、まず1枚目の決算額でございますが、会議収入から受託収入、その他収入までありまして、この中で指定管理料ということで、市のほうから指定管理ということで委託している金額が、平成24年度で申しますと、2億5,068万3,000円という数字になっております。

それから、主な自主企画事業でございますが、自主事業としましては、26の公演、そのうちの8個は共催ということでございますので、残りの18が主催ということでございます。

それから、講座ということで、シアターカレッジで4講座とふれあいコンサート10公演、国指定の文化財がやっております山車文楽保存会の事務

局も務めております。あと、若手の地域のアーティストを育成するというので、登録されたアーティストを依頼のあったお客様のところに派遣するという事業を行っております。

その裏面をごらんください。

平成24年度の自主企画事業の実施状況でございます。

最初の4月22日の東原英夫様の講演会から始まりまして、ごらんのような数字で、参加者数といたしましては、約3万人ということでございます。市民の半分近くの方が自主事業のほうに足を運んでいただいたということになっております。

主催、共催の別はその次の欄にございまして、公的な助成、文化庁等からの助成をいただいておりますかどうかという状況がその次でございます。

一番最後の巡回事業・デリバリーコンサートというものは、小学校とか中学校、保育園等に巡回させていただいたものも含めて、全部で7,000人の方に参加していただいたということでございます。

それから、その次のページでございますが、一般会計収支計算書でございますが、最初のほうが収入の部ということで、事業活動収入、法人、個人の会員の収入、法人は1件当たり1万円、個人は1件当たり1,000円で会員を募りましたところ、平成24年度は、残念ながら法人の方はゼロになってしまいましたが、個人の方に支えられておるといような状況でございます。そのときの受託収入が、上のほうが指定管理でございます。

等々でございます。

それで、支出のほうにいきますと、主なものとしましては、最初が事業活動の支出ということで、自主事業を行う上で必要となった経費でございます。

次が貸館事業ということで、貸館事業を行っていく上で支出した費用というものでございますが、上段の貸館収入が2,300万円余に対しまして、500万円の経費で補ったということになります。

次のページでございますが、こちらは管理ですね。こちらが主に指定管理料に充てたという形に

なります支出でございますが、管理費ということで人件費、それからいろんな光熱費等が書いてございます。

以上でございます。

○高橋委員

予算、決算、あるいは事業内容をみる御説明いただいたんですが、文化会館を芸術創造協会に指定管理して久しいわけですが、今回、再度同協会に委託するということですが、るる述べていただいたんですが、全体的な評価というのはどういふふうにされているのか。この点、どうですか。

○文化課長

全体としましては、当初の平成18年から指定管理を受けまして、3年、5年ということで、指定管理者としても8年、それ以前も管理を行っていったということから見ても、あとお客様からのいろんなアンケート、例えばこの間ありました歌舞伎でも、アンケートではあれほどの催し物が非常に安価で見られたということで、評判もいいと。これのお金の設定につきましては、事業主の松竹といろいろ交渉をして、開場使用料減免、PRもこちらですけれども、出演料のほうを何とかというようないろんな営業をした成果で、市民の方にいいものを安く提供していただいております。

それから、おとしから始まりました小・中学校、幼稚園のお子さんたちに生の芸術を見ていただきたいということで始めた事業、こちらも評判が大変よくて、ことしも継続するというので、また伝統芸能であります文楽・からくり保存会公演にも力を入れてやっていたというので、全体を通して文化の発信、これが満遍なくできておるといふことで評価されております。

以上です。

○高橋委員

知立市の文化会館の活動や運営については、私の耳にも、市外からもかなり立派な文化活動の拠点になっているというふうには評価していただく方の意見を聞きます。ただ単に貸館で80億円かけてつくった会館を、貸館という形で管理運営するというのであれば、それはそれなりのものなんで

すけども、そうではなしに、文化の発信、どういう視点で、どういう文化を、どの人々に発信していくのかというそのあたりをもう少し語っていただけるとよりいいのではないかと。つまり、今まで指定管理をし、芸術創造協会を軸に頑張ってきていただいたんですが、さらにこれからどういう飛躍やどういふ文化の広がりを理事者側は期待して、この団体に指定管理をするのかというところがもう少し見えて、皆さんに語ってほしい。よくやっておるから、引き続きやらせてもらいますと。本会議ではちょっとそんな、よくやっておるから、これからも頑張ってもらいたいという範囲だったんですが、もうちょっと方向性なり、広がりの中身なり、発信する文化の質、量についてどのように考えて、今回の指定管理を考えていらっしゃるのか。このあたりどうですか。

○文化課長

指定管理の一番いいところは、市の直営でやっておりますと、職員が当然異動します。3年から5年ということで異動してまいりますと、専門性にどうしても欠けてしまいます。指定管理ということで、専門の職員がその職務に引き続き専念することで、大変質の高い、専門性の高い催し、運営、そういうものが期待できます。民間の企業でも、山の用品を扱っているあるメーカーの社長さんでも、山の好きな人を集めると、山が好きだからいろんなアイデアを出してくると、こんなようなことで、社員を採用するときに山が好きかどうかというようなことを聞くというふうにも聞いております。したがって、やはり好きな人が集まると、もっとこれをよくしたいと、自分だったらこうしたい、ああしたいというものがたくさんアイデアが浮かんで来て、それを職員と違って、雇用形態は皆さん、単年度だったり短い期間の方が多くはいますけど、実際は5年間の指定管理ということでありますと、その間は暗黙に安定的にそこで雇用されるということの中で、自分の思いをぶつけて、それを市民の方に見ていただくということが最大の一番いいところだと思っています。

期待するというのでございますが、文化でも

スポーツでも、やっている人はほっておいてもやっていくとことがあります。我々、やはり富士山のように裾野を広げていきたいとことがありますので、いかにまだパティオにいらっしゃってない方、文化にまだ何ら興味を示さない方、こういう方にもいろんな生の文化を広げていただいて、ますます知立市に文化的な事業が広がって、人口がふえていくということを期待しておりますので、オリンピックじゃないですけど、7年後に東京に来るといことで、スポーツもそれを見込んで、お子さんたちのこれから指導に力を入れていくと思いますが、我々もそういった小・中・幼稚園、保育園、お子さんたちにぜひ若いころに生の文化にふれていただいて、やがてこの子たちが大きくなったときに、それをさらに花を咲かせてほしいと、このような事業を期待しております。

以上です。

○高橋委員

芸術協会、伊豫田氏がNHKから招請されて以来、地域にどういう文化を育てていくのかと、あるいは会館が単に貸館だけでなく、館ができたことによって、どういう伝統文化や地域文化を育てていくのかと、あるいはスタッフをどうするかということ、いろいろ進言もされ、御苦労もされて、ウェブの会のようなものを軸に今、前進が始まっているのかなと、私もそういうふうに見ております。

スタッフも、今、薫田事務局長を初め、理事長は近藤鈴俊さんが向こうへ行かれたんですが、専門的なスタッフもそこそこ見えて、ボランティアの方も本当に生きがいを持ってやっていたらという姿を拝見しますと、引き続き頑張ってほしいというふうに感じております。

特に、自主事業をこれからどういうメニューで、場所に合った文化を発信していくのか。私、相当前の話なんです、文楽の人形ですね、この人形と講談がセットになって、牡丹灯籠でしたか、花しょうぶのほうだったんですけども、私、拝見して、大変感動しました。知立市の文楽人形と講談が一つになって、知立市の伝統文化をしっかり育

むような形の自主事業だったというふうに記憶して、感動しましたけども。これは一つの例なんです、そういうやっぱり、私たちは自転車で猿渡川を渡れば、そういう文化に接しられるというところにこの文化会館が、巨費を投じてつくりましたし、2億5,000万円程度の指定管理料も出すわけなんです、それにふさわしい、それを超える市民の評価をいただくことが大事ではないかと、そんなふう考えております。

私のその思い、どういうふうに受けとめていただけるのでしょうか。

○文化課長

確かに、例えば開館10周年のときに文楽と、通常の文楽は語り太夫がやるんですが、それを太夫ではなくて、声優が務めて、三味線のかわりに楽器がやって、天野鎮雄さんがナレーションということでやったのがございました。ああいったものは全国でも例を見ない、知立市にしかない山車文楽とかそういった伝統を広めるすばらしい案だったと思います。これは、最近ちょっと再演とかされてないわけですが、高橋委員おっしゃるように、まず知立のよさ、これを大事にしながら、先ほど述べたような、お子さんたちに伝統文化を初めとしたさまざまな文化をぜひ発信してほしいというふうに思っております。

以上です。

○高橋委員

文化課長も文楽で汗を流していらっしゃるの、ぜひそういう点では、より文化会館がその役割を果たせるように、ひとつ尽力をいただきたいというふうに思います。

それで、今回改めて芸術創造協会と指定管理をするんですが、協定額といいますか、指定管理料といいますか、協定額と呼ぶんですね。これは、明示されておきませんが、どういうふうになるのでしょうか。

○文化課長

先ほどの表にもございましたが、これから昨年とか過去のをベースにしまして、必要経費を算出しましてこれから決めていくと。本議会で決

定をしていただきましたら告示を行いまして、まず誰にするかということを決めて、芸術創造協会にお願いするというまず形を決めて、その上で今の2億5,000万円というのを算出して、提示していきたいと。それには協定書を締結して、その額を決めていくという予定をしております。

以上です。

○高橋委員

今回の提案は、芸術創造協会に平成31年3月31日まで指定管理をしたいということを議決せよということですよ。告示するとか何とかおっしゃったんですが、どういうことですか、それは。

○文化課長

議会で議決をしましたら、平成31年3月31日までの指定管理者として芸術創造協会を指定したということを行うということです。

○高橋委員

それはあなた方の内部手続の問題で。指定管理料、協定額というのは、いつ、どうやって決めるんですか。

○文化課長

実際の協定書の締結は、日付としては4月1日付で行っていくんですが、実際の積算は直ちに入って、先方と協議しながら決めていく予定です。

以上です。

○高橋委員

本件は随意契約ですよ。競争して何社か選ぶというものじゃなくて、随意契約ですので、まず最初に芸術創造協会ありきと。競争の中身としては、プロポーザルでアイデアを出してもらって決めるという方法もあるし、指定管理料を幾らにするんですかと。市の駐車場のよう、幾ら市へ歳入してくれるんですかと、その金額を軸にしてあの業者を選定するという方法があるんですが、今回はそうではなくても、先ほど言った理由によって、芸術創造協会を指定するというを大前提に、そしてこれから協定額、これは毎年協定額というのは変わるわけですよ、そういう意味では。一番問題になるのは、スタッフの人件費その他なんです、もう一つは開館使用料、この開館

使用料は全部協会に入るわけでしょう。協会に入るものも、運営費の歳入の一つになるわけですよ。きょうの資料ですと二千二、三百万円、これももちろん収入に入って、その差引で協定額、指定管理料というのが決まってくるわけでしょう。だから、そういう意味では、毎年毎年どういふふうな収入見込みをするかということに瀬踏みしながら協定し、予算を立てていくということになるわけで、今後の指定管理料、これを見ますと、平成21年から平成24年までありますね、2億4,000万円、2億4,500万円、2億5,100万円とやや右肩上がりになっておりますし、開館使用料も必ずしも減っておるわけじゃなくて、右肩上がりになっているということになるわけで、このあたりはどういふふうに考えてみえるんですか。

○文化課長

指定管理料につきましては、平成23年と平成24年の増加は主には光熱費ですね。暑い日が続いたということで、光熱費の増加を見込んだというか、結果的に上がりましたので、このような決算額になっております。

貸館収入にありましては、例えばですけど、こういう机やなんかがもう10年ぐらい経過をして、古くなっておる、そういったものを生み出した利益で協会のほうで買いかえて、ちょっと市が買ったやつが重くて、利用者から余り評判がよくなかったというようなことを聞くと、すぐさまそれを要するといふような努力をして、貸館収入をふやしていくと、利用者気持ちよく使ってもらえるようにという努力がこのふえてきた結果にあらわれておると思います。したがって、貸館収入は引き続き、さらに100%に近づくように努力をしていただきまして、指定管理料のほうは必要最低限、今言った値上げとかそういうどうしようもないことは別としまして、残りについては引き続き厳しい目で見たいと思っています。

以上です。

○高橋委員

ぜひそういう立場で、貸館も大いにやっただき、収入を上げるということにはちょっと語弊が

あるんですが、多く使っていただいて、適正に歳入していただくと。あわせて、人件費その他の指定管理料のバランスの上に金額が決定するわけですから、ぜひ精査しながら対応してほしいというふうに思います。

最後に一つ聞きたいんですが、これは直接、指定管理料、指定管理者と関係ないんですが、それらとの関連があるので聞くんですが、駐車場の確保ということで、これは決算でお尋ねしてもいいんですが、かつてあなたの前任者のときに、一応地主等の内諾を得ているということをご自分でやりました。ただ、予算の関係で、今は普通財産を売却して基金に入れ込んでいるときに、文化会館は確かに駐車場が手狭なんだが、年に数回しかないオーバーフローのために駐車場を新たに、ちょうど玄関口の左側、入り側の左側にまとめた用地があって、そこは結構ですよという話は承っておるということをご聞かせいただいた。それから、若干月日がたつんですが、より皆さんに足を運んでもらうためには必要な駐車場ではないのかなど。何においても、第一義的優先度でということではないかもしれませんが、十分射程距離に入れて議論すべき事案だというふうに思うんですが、その後どういうふうに検討されているんでしょうか。

○文化課長

駐車場については、引き続き実施計画等に計上しまして、財政当局のほうで認めていただきますように交渉はしております。平成26年度以降にあっては、まだ決定がされておきませんので、引き続きぜひお願いしたということをお願いしております。

地主の方にありまして、予算がついた暁には直ちにかかれるように、一応顔つなぎは引き続き行っておりまして、皆さんからは早く借りてほしいという声も聞いておりますので、ただ、高橋委員がおっしゃったように、年間での利用頻度が非常に少ないということで、そのあたりの管理を我々も要望もしつつ、そこをどうしたらいいかということも考えながら要求しておるような状態です。

以上です。

○高橋委員

23号線高架下も使って今対応してもらって、それは有効に使っていただいておりますと思うんですが。

ちなみに、今、駐車収容能力というのは何台あるんでしょうか。

それで、満車になって農道等にはみ出るような事態というのは、年間どれぐらいあるんですか。

○文化課長

申しわけございません、収容台数はちょっと把握しておりませんが、ちょっと待ってください。

失礼しました。会館の敷地内に174台、それから23号線高架下に101台、関係者敷地内ということで16台で、合計291台が現状はとめられることになっております。ですが、公演が幾つか年間に開催されますが、平成23年度で88回農道に駐車をしたのを確認したと。ただ、この88回というのは、いつもいつも農道に狭しと、ばあつとではなくて、わずかなものもカウントした88台ということでございます。

以上です。

○高橋委員

激しいときは本当に激しく、だつととまるんだよね。幸い農道があるので、農作業の妨げにならなきゃ、いろいろおっしゃるけども、関係者もね、しょうがないなと思ってみえるかもしれませんが、しかし88回という数字は、小さな数字ではないなというふうに思うんですね。地主もそういうことで一応了解されてて、気が変わらんようにおとりなしをしてみえるということでしょう、さっきのお答えはね。これは幾らぐらいかかるんですか。地代と整地費が要りますよね。

○文化課長

駐車場のまず借り上げ料で、固定資産税の課税標準をベースにしておりますので、変動はありますが、予定では約250万円程度、それから造成工事としまして5,000万円を考えております。これはアスファルト舗装とか側溝等排水の整備、そういったものも全て含めた積算でやっております。

以上です。

○高橋委員

土地をお借りして駐車場をつくるという前提で今答弁があったんですが、250万円、借り上げ料がという答弁でしたか。これは毎年毎年、もちろん250万円ずつ、固定資産評価が上がれば、上乘せしながら、例の式でお支払いをするわけですね。造成費が5,000万円、これは初期投資ということで5,000万円ということですが、これをどう見るかということですがね。教育部長はどういうふうに考えてみえるんですか。

○教育部長

私も以前から、あそこの駐車場が不足していることは耳にしておりました。今の金額が果たしてそこまで投資していいものかどうかという判断がなかなか教育委員会の中でも結論が出なかったというような現状でございましたが、今申し上げましたように、年間通して80回を超えるような形で路上駐車があるということは、やはり今後何らかの駐車場を確保しなければまずいかなと。また、あとはいっつき今の駐車場のところを立体にできないかなというような計画も考えたんですが、そちらも立体にしますと随分費用がかかるということで、今現在、周りの地権者の方もそのような、うちにとってはいい御返事をいただいておりますので、財政のほうにもお願いしながら、この5,000万円、非常に大きくかかります、毎年250万円、非常に高額なものでございますが、少し教育委員会のほうとしては、前向きに一遍お願いしていきたいなというふうには考えております。

以上です。

○高橋委員

私も、可能ならば駐車場を増設すべきだというぐあいに考えますが、副市長、どうですか。

○清水副市長

かねてから文化会館の駐車場の不足については、周りの農業をやられる皆さんにも御迷惑をおかけするというので、懸案になっているということは十分理解をして、認識もしております。ただ、今も話がありましたように、現時点、地主さんも

使わせていただくことについては好意的にお考えをいただいているんですが、なかなか造成時の一次投資というのが、当初お借りをする、そのぐらいで何とか造成ができるのではないかとということでしたけども、排水とかいろんなことをやると、基本的なところからやりますと、それだけの費用がかかってしまうということで、もう一つ、これから議論するわけですけども、いずれにしても、今お話しいただいているような借地をさせていただくということでございますので、その期間がどのように御理解をいただけるのかということもありますけども、もしそういうものが市のほうで、例えば購入をさせていただくとか、そういうようなことでもあると、また違う視点もあるのかなというようなことも私はちょっと思っているわけですが、いずれにしても10年単位での賃借というようなことになってまいりますと、さっき教育部長が申しましたけども、そこでそういった造成に、どの程度の造成をするかということもございまして、十分検討する必要があるなという認識でございます。いずれにいたしましても、今の状態がよしということでは思っておりませんので、何らかの対応を、私どもといたしましても、協議委員会とよく相談をしながら進めていきたいと、このように思っております。

○高橋委員

教育部長、買いたいと言つとる、副市長が。そんなちまちました借地なんていうとろいことを言つとるなど、買収していききたいと、そういうふうには私には聞こえました。どっちみち5,000万円かけるなら、買っちゃって、これは10年で2,500万円でしょう。これ、文化課長、面積と、買収した場合は幾らになるのか、はじいてみえますか。

○文化課長

ただいま借地予定で考えております面積が4,100平方メートルであります。確かに調整区域の、いわゆる農振農用地で、土地の買収という点で考えると、一番安価な用途区域ではありますので、後々のことを考えるとそういったことも、文化会館と必ずセットになるわけですから、隣接す

る土地はやはり必要だと思いますので、それも必要な議論だとは思っています。

以上です。

○高橋委員

必要な議論だけど、幾らぐらいかかるの、もし買うとすると。相手さんがあることだから。大体、相場ではじけばいいじゃない。

○文化課長

調整区域の通常の民間の取引は、農地法の第3条の取引になると思いますけど、余りありませんので、転用目的となると、調整区域は基本的に限られた人しか購入できませんので、何ともちょっと申し上げにくいですが、市街化よりはかなり安いことは間違いないと思います。

以上です。

○高橋委員

そういう奥歯に物のひっかかったようなことを言っとなるから、副市長を動かされんだがね、本当の話が。買ったならこれだけ、借りたらこれだけ、早くやってちょうだいと、選択肢は二つですと。買ったならこれだけ、借りたらこれだけ、どうするんですかと、そういうことを言わなきゃ、奥歯に物のはさまったようなことを言っとなつちや、副市長だって腹をたたこうと思っても、幾らかわからんやつを腹たたけんじゃないですか。遠慮しとつちやいかんですよ。さっきおっしゃったような文化の殿堂をよりたくさん使っていただくというわけですので、ぜひあなたのほうから積極的に財政当局に働きかけにやいかんわけでしょう。だけでも、金額も言えないと。別にここで言わなくてもいいですよ、4,100平方メートルがわかれば、大方認識できますよ。その金額もあなた方ははじいて、ぜひとってやらんとまずいじゃないですか。教育部長、どうですか。

○教育部長

大変うちにとってはありがたいお言葉で、一度よく、どのぐらいの金額になるか再度確認いたしまして、また今後その土地を、やはり逆に言えば、年間通して80回を超えるものでありますが、使っていないときも随分多いということになってまいり

ます。そうした中で、購入に至っても、また借りるに至っても、使っていないときにどのような形でこの土地を利用していかうということも、よくそのあたりも検討しなければいけないのかなど。俗に言うグランドゴルフだとか、ゲートボールだとか、そのようなスポーツが簡易にできるようなところとか、こういったことも一遍含めて、今後検討していきたいなというふうには考えております。

○高橋委員

響きがふよふよとなって、弱くてへなへなで、率直な並みの言葉で言うと。駐車場を取得して、満席のときに備えるのに、ゲートボール場のことまで考えておられたのでは、これはちょっと調子悪いんじゃないかと。大して困っていないかと、文化会館当局はね、こういう話にもなるんですよ。だから、ちょっと半煮えだから、それは財政当局も動かないわね、今のような御発言では。教育長、どうですか。もう少し必要な理論立てがあるなら、必要な理論立てをやって、であるがゆえに早くつくってくださいと、こういう論立てをして、財政当局も楽じゃありませんから、その論立てをどう組むかということに一知恵絞っていただいて、やっぱりここはそうだなと、教育委員会の言うことを是とすべきだなという流れへ持っていつてもらわないかんですよ。そこが皆さんの仕事じゃないですか。ちょっと教育長の見解を聞かせてください。

○川合教育長

自分もよく文化会館を使わせていただいて、やっぱり駐車場のことについては、もうちょっと使いやすくなるという思いはあります。文化会館の駐車場の話だけを考えれば、当然市民どなたも広げていきたい、あるいは教育委員会としても、文化をつかさどる部局としては、よりそういう面で考えたいとは思いますが、そのことだけを大事にできないというところもありますので、十分考えていきたいと思っております。

○高橋委員

私、駐車場だけを言っとなるんじゃないんです。

私が一生懸命そういう流れをつくろうとしとるのに、あなた方はその流れに乗りたくない、乗りたくないという今響きじゃないですか。私がそっちへ座っていいぐらいの話ですよ。高橋委員、何をおっしゃるねと、88回も世間の人に迷惑掛けて、今はまだ穏便に済んだるけども、そのうち済まなくなる時期が来ますよと、これは。だから、そんな悠長なことを言わずに、教育委員会としては断固としてやっていきたいんだと、あなたも一緒に財政局や理事者のほうに声を出してくださいと言われるのが教育長のお立場ではないのかなと。私は駐車場だけのことは言っていないじゃないですか、さっきから。懸案事項で、前課長がそのことをここで答弁されて、成就しないまま退職されていきました。しかも共通の項目、副市長もこのままでいいと思っていないというわけですから、その衝に当たっている教育委員会、ちょっとこういう言い方すると語弊があるけど、芸術創造協会に指定管理してあるので、直接苦情がこっちへ来えへんと、いやいや、そういうふうに響いてくるんだわね、こっちから言うと。薫田氏や近藤氏にお任せしとけばいんだと、直接苦情が文化会館にいきますからね、そんなふうにも響くんです。もうちょっと皆さんは、教育委員会の中核の方々ですから、指定管理というのは全部お任せということではないですよ。こういう方向とこういう方針とこういうレベルを目指して頑張ってほしいと、目的が達成しなきゃ厳しい評価しますよと。これ、行政評価委員会の評価が出るとでしょう、平成23年。この評価委員会は、一応丸になつてますよ、二重丸ぐらいの評価です。だって、評価が悪かったら、指定管理者から脱落というか、やめてもらわないかんわけでしょう。だから、それぐらい頑張ってみるんだわね。釈迦に説法ですけども、そういう思いをぜひ具体的に要請されないと、この話は動かないなというふうに感じました。

副市長、どうですか。ちょっと腰が引けてますよね。

○清水副市長

以前にお借りできるというお話の中でもいろいろ議論をしました。その中で、先ほど私、申し上げましたように、それを借地でお願いしていくのか、これはもちろん地権者の方の御意向がまずでございますから、市のほうはいろいろ自由に計画ということはできません。ただ、そういった将来も考えれば、そういったこともやっぱり選択肢の一つだなということで、私、前の議論の中でも発言しておりますけども、そういう思いは今もございます。教育委員会のほうも、いろんなさまざまな事業を抱える中で、いろんな義務教育施設の今後いろいろ考える中で、財政局の思いも考えながらということで、私どものほうとしては非常に理解があってありがたいというふうに思うわけですけども、いずれにしても今のままでいいということではございませんので、そのことも含めて、また別の方法もあるのではないかと、その辺の視点も含めて、さらに検討していきたいと、このように考えております。

○石川委員

今、指定管理についてのお話がるるされましたので、それには及びませんが、本会議の中で、平成26年4月1日から公益財団に向かって今準備をしているという答弁がありました。それについてちょっとお聞かせください。

○文化課長

ただいま法人化推進委員会を設置しまして、6名の委員ですが、市の職員4名と芸術創造協会の職員2名で構成をしまして、設立時の評議員、理事、幹事の選任、それから定款等例規関係の書類作成審議に入りました。第1回目を行いました、第2回目を10月に行う予定をしております。法務局は岡崎市が担当になるんですが、そちらでも書類的な協議は進めておりまして、4月1日設立を目指して今進めておると、こういう状況でございます。

以上です。

○石川委員

今ここで議論すべきことがどうか分かりませんが、公益財団ということですかね、そういうのを

目指してるんですか、それとも株式会社を目指してるんですか。

○文化課長

差し当たり、一般財団法人を目指します。その後、再集計は公益財団法人を目指しますが、そうすぐにはいかないで、とりあえずは一般財団法人を目指しております。

以上です。

○石川委員

今ここで、いい、悪いという議論は差し控えたと思いますけども、そういう財団化をするということと、通常でいう株式会社との違いというのはどういうふうに受け取ったらいいんですか。

○文化課長

株式会社とか、有限会社とか、法人にはいろいろ形態があって、それぞれの違いは、大変恐縮ですが、私、ちょっと把握をしておりません。ただ一つ言えるのは、今現在は任意団体でございますが、それが一般財団法人ということで、法人格を有するということになりますと、契約等が当然、法人格がありますので、芸術創造協会にできると。したがって、文化庁等の申請認可事業主体にもなれるということで、いわゆる法人格を有するということにおける法的な意味合い、あと第三者に対しての信頼と申しましょか、信用度が上がるということが違いだと思っています。

以上です。

○石川委員

確かに、法人格をとればいろいろ第三者あるいはそれぞれのときに、任意団体とは違うということ、これはわかりますが、その中で、これから公益団体になっていって、もちろんまた補助の対象にもなっていくかなと思いますけども、一番あるのが、ここへ来てよく耳にすることがあるんですが、もうパティオがかなり年月がたったので大型改修をせないかんと、こういう話になりますと、今では自分のお金というのは持ってないわけですから、当然市のほうからの補助をもらってやろうという形ですね。独立化してきて、法人格までとってきますと、例えば株式会社でしたら、資本金

を集めることができるじゃないですか。そういうものを充てるとか、いろんなそういう形のものもあるのではないかと。私もまだ今、詳しくそんなことを調べたわけではないですけど。そういうことがあるときに、公益団体であって、それだけでいいのかどうか、もう1歩前進するとか、そういうような進み方も考えられないかなと思うんですが、その点はいかがですか。

○文化課長

そうですね、今の形態は、会館・建物の運営等をお任せしておるといのが指定管理者ということでございます、建物、ハードの部分の大規模な修繕等に関しては、まだ市のものがございますので、市が直接行っておるといことでございます。この形をとっておる以上は、市のほうがちゃんとプランを持って、建物をちゃんと維持して、市民の方に文化のいろんな提供を行うという責務は市にあるということでございますので、建物の大規模なことは市で対応すべきだといふふうに考えております。

以上です。

○石川委員

わかりました。当面それでいかれるということなので、今後またそのほうに移行するときなどにいろんな議論ができるのかなと。できたら、独立的な団体になれば、それにこしたことはないですね。やはり今でも文化を愛する人たちは、それぐらいのお金、2億何がしかのお金を投じても当たり前じゃないかと思うんですが、これまた逆の方向の人、スポーツを愛するような人から見ると、いや、そんな文化のほうに何でそんなにお金を毎年入れないかんのかと、こういう議論になってきますので、それは独立採算的にやれるようになれば、それにこしたことはないので、体制としてもそういう方向ができれば、それは研究せないかんでしょうか、そういうことを考えて前進すべきだと思います。いつまでも市にひっついておれば、市の建物だからという話ではなくて、そういうような前向きな考えもできるのではないかなと思いますが、それぞれ専門の方もお見えになるので、

そこら辺はわかると思いますが、今、私は、はたそういうことを思い、形態を変えるのであれば、先々のことまで考えながらやるべきではないかと思ひます。私も勉強もしてませんので、議論は今ここでは終わりますけれども、そういうちょっと前向きな形もとりながら、いつも2億円とか3億円近いお金も、いいですよ、いつもそれがもらえますよという形でいつまで進んでいって、果たしていいものかどうかということもあるかと思ひます。事業としては、非常にしっかりしたものをやっていたらということも認識しておりますけれども、やはりそういうまたお金の面になるといろいろな議論があるかなと思ひます。ぜひいい方向へ進んでもらいたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○田中健委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○田中健委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○田中健委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○田中健委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

しばらく休憩します。

休憩 午前10時48分

再開 午前10時48分

○田中健委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで10分間休憩します。

休憩 午前10時48分

再開 午前10時58分

○田中健委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○文化課長

大変恐縮ですが、本日提出した資料で1点、誤りが発見されましたので、訂正をお願いします。

本日お配りしました資料の最初の1ページ目の裏でございますが、自主企画事業実施状況の一覧表でございます。一番下から4行目と5行目、和田栄作様、和田栄作特別講座という項目と、その下に和田栄作と愛知の近代洋画展というのがございます。この栄作様の栄が今、栄になっておりますが、正しくは英語の英という字が正しい字でございました。おわびして訂正させていただきます。よろしくお願ひします。

○田中健委員長

それでは、議案第50号について、挙手により採決します。

議案第50号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願ひます。

(賛成者挙手)

○田中健委員長

挙手全員です。したがって、議案第50号 知立市文化会館の指定管理者の指定についての件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第52号 平成25年度知立市一般会計補正予算(第4号)の件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○杉山委員

1点お伺いしたいというふうに思ひます。

質疑のときにもお話がございました、30・31ページ、教育費、教育総務費の中のエネルギー教育推進事業、教育長のほうからも少し御説明がございましたけど、もう一度ここで確認をしたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

○学校教育課長

市内の中学校3年生を対象とした事業を行いたい、私たちの暮らしとエネルギーという単元がちょうど年明けのころ、3年生の最後の単元であります。そこでは、今いろいろなエネルギーのこと

を子供たちに理解させていこうという内容があります。火力、水力、風力、そういった中に原子力というのも一つのこれからの次代のエネルギー、火力とか水力とか風力とか、あるいは太陽光とか、いろいろな場面で子供たちは実際に感じる事ができたりとか、いろいろな実験器具とかそういうものはそろっておるんですけど、原子力あるいは放射能といったものを理解させるときに、非常に理解ができない、大人でもちょっとわかってない人がいるということで、そういったものをわかりやすく理解できる器具をそろえたいなという学校の先生たちの要望がありました。この授業でそういったものが買えるということがわかって、申請したところ、その申請が通ったので購入し、3中学校交代で使っていくという事業であります。

以上です。

○杉山委員

質疑のときにも中学3年生の方々へのそういった器材を購入というお話でございました。愛知県のエネルギー教育推進事業の一環としてのお金が出るということでしていただいたというふうに思います。これは、平成24年度から始まっているということですね。

○学校教育課長

これは単年度というか、ことし限りで予算がつく事業だったものですから、手を挙げた中で、それなりの書類を出して申請が通ったところが認められるという事業でした。

○杉山委員

私も少し伺いましたところによると、小学校だと6年生、中学校だと3年生が対象のような、こういったエネルギーの勉強をされているというふうに思うんですけども、昨年はこういった提言されて、豊明市が小学校6年生を対象にされての報告書が出るんですけども、うちは中学校3年生を対象としての今回は器材を購入という形で、先ほどお話がありました、私たちの暮らしとエネルギーという科目があるということで、そういった器具が必要であろうというお話がありました。こういった実験的になるのか、ちょっと内容がよく

わかりませんけれども、そういった事業を通して、最終的にはこういった補助金をいただいて、またこういった形での成果があったという報告はされていくわけですか。

○学校教育課長

ちょっと他市の状況等は確認しておりません。

○杉山委員

きっとそういった事業、手を挙げて予算をいただきました。きっといただいたところは、こういった当然、事業のねらいがあって、こういった事業を起こし、そしてたまたま昨年は、豊明市は小学生の方々だったので、そういった副読本のきつと購入等であったというふうに思うんですね。それを勉強されて、こういう形での成果があったり、また今後こういうことでという報告義務といひますか、報告書提出というのはセットじゃなかったですか。今回、中学校3年生の方は、そういった器材を購入されて、また県への報告はしなくてもよかったわけですかね。

○学校教育課長

エネルギー教育推進事業補助金交付要綱の中に、愛知県エネルギー教育推進事業費補助金推進振興状況報告書、これを提出しなければならないというふうになっております。したがって、事業を行った後、こういった成果があったか、子供たちがどういう考えを持ったかというようなことは報告いたします。

○杉山委員

きっとこういった事業はねらいがあって、それに取り組んで、そういった中学生のお子さんたちが、3年生の方々がこういったものに対しての、器具の内容がちょっと私もわかりませんから、何とも言えないんですけども、そういったものを使つての感じたことというのは、当然それを報告という形でもって先生はされているというふうに思うんですけども、これは今お話があったとおり、平成24年度でうちは手を挙げて、単独としていただいたということで、器具で継続して使えるもので、それからまた来年もそういった形で使えるものとしての器材が購入できたということで、まだ

ずっとこれは器材ですから、半永久的には無理なんでしょうけども、単年度で終わってしまうということでの器材は、何年かはこれは使っていけるというそういったねらいもあつての器材ですか。

○学校教育課長

器材の内容としましては、放射能鉱物標本的なもの、それから原子燃料鉱物標本、実際にそういう放射能が出るわけじゃないんですけど、こういった見本みたいな模擬的な標本とか、それからペルチェ素子霧箱、霧を発生させて、その中にやると空気中のそういった、こういうような感じで存在するんだよというようなものを見せたりとか、あとデジタル放射線測定器10台、それからデジタル気体チェッカー3個、それからDVD知っておこう放射能という内容のものを1組、そういったものは、これはずっと長い間使っていけるものです。

以上です。

○杉山委員

放射線のそういった形の測定器、霧箱、岩石の標本とかということですね。そういったキット等は消耗していくものと、ずっと使っていける器材とかDVDというふうになるというふうに思うんですけども、こういったものを実験的な形でお見せするのか、生徒たちが実際にそういったものを使って、当然、危険度はないものだというふうに思います。また、そういうのを使っているところへの見学とか、そういうのはセットされていませんか、今回の事業では。

○学校教育課長

これ、例えば霧箱というのも8個、これは八つのグループをつくってやっていると、子供たちが実際に、先生がただ見せるだけじゃなくて、子供たちが自分でと、そういう放射線測定器も10台、子供たちがグループでやっていけるようにと、そういうふうに、DVDは一斉に見せますけど、実際に、本当に自分たちで体感していくという内容です。

それから、この事業をやるに当たって、コア・サイエンスティーチャー、要するに中核となる教

員が1人おります。その教員が授業を1回組み立てるわけですが、構成するわけですね。ある一つの中学校のコア・サイエンス、核になる理科の先生、その授業をほかの学校の先生にも見てもらったりと。今、考えているのは、それをまたほかの学校の3年生をもっている先生が見に来て、まねて、また自分なりに工夫して授業をやっていくという、そういうふうに3校が一つの内容をやっていくことを考えています。こういった授業ですので、参観等していただければと思います。

○杉山委員

済みません、細かくお聞きいたしました。というのは、きっとこれは国のエネルギー庁も推奨しているというふうに思うんですけども、もともとそういった2011年の東日本大震災からまた、私たちもお子様たちもそういったエネルギーに対する考え方も変わったと思いますし、また視点も少し変わってきてる部分もあると思うんですね。この副読本も含めて、こういった器材はもともとどのような形で用意されていたものかわかりませんが、これからそういったエネルギーに対する子供たちへの考え方、また本当にそういった目線で見たいという思いの部分が強いわけですけども、やはりより今言われた、そういった専門的なティーチャーの方々が中心になって、生徒さんたちにこういったものに対する指導をされてきていると思うんですけども、やはり一番未来の開かれたやわらかい頭で考えていただく、そういった事業の大事なエネルギーの勉強かというふうに思いますので、これは単年度で私たちの知立市は今回いただきましたけれども、これは国の問題ですけども、ぜひこういった推進の事業は中学校3年生だけじゃなくて、小学生も含めて、そういう機会があったらどんどんとまた積極的に、今後取り入れた推進事業としていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○田中健委員長

ほかに質疑ありませんか。

○高橋委員

今の杉山委員の質疑の続きなんですが、コア・

サイエンスティーチャーで、私たちの暮らしとエネルギーを中学校3年生で教えると。コアのティーチャーが見えて、そのティーチャーの授業を公開して、保護者やほかの先生にも見てもらってやるということですが、これは何時間のカリキュラムですか。

○学校教育課長

今のところ、ちょっと単元の内容については10時間完了を予定しています。

○高橋委員

10時間の単元でやると。私、ちょっとよくわからないのは、私たちの暮らしとエネルギーというふうにおっしゃって、本会議でも教育長がおっしゃったのが火力、水力、太陽光発電、原子力、放射能について学ぶんだということですが、そろえられる実験機器というのは、放射能鉱物標本あるいはデジタルの放射線測定器、霧箱で放射線が発生できたような、多分模擬的なものみたいなもので学ぶということですが、これは放射能、原子力発電について学ぶということですか。火力、水力、太陽光というふうにおっしゃったんですが、火力、水力、太陽光のはいわばサブであって、原子力と放射能について学ぶということですか。

○学校教育課長

先ほどもちょっと言いましたけれど、主に火力とか水力というのは、そういったものの実験というのは、もう既に学校のほうが実験器具をそろえております。学校にある既存の器具を使ってやれますが、どうしても今まで突っ込んで理解できなかったものが原子力、決して原子力を最優先するという意味の授業をやるわけではないです。そういった全てのものを同じように子供たちに理解させるというところの中で、原子力についてのものというのは今までなかったもので、特にそこにそろえたいという意向です。

○高橋委員

私は、この授業をどういう立場で授業を教えるかというので、話は決定的に違ってきちゃうと。タイトルは、私たちの暮らしとエネルギーと、火力、水力、太陽光があるけども、それに放射能や

原子力を入れるということをおっしゃるわけですが、そうすると、暮らしとエネルギーの中に放射能を位置づけるという授業をされるということですか。

○学校教育課長

今回、今までなかったから原子力を入れるというわけじゃなくて、今までもあったわけですけど、そこを特に強調するという授業の要素ではありません。

○高橋委員

だから、よくわからんのは、何を教えるんですか、子供に。

○学校教育課長

要するに、これから自分たちが生きていく上で、エネルギー問題を考えなければいけないよということで、子供たちにそういったエネルギーを活用する上での利点と、それからリスクというものがあると思います。そういったものに目を向けさせて、自分たちがこれから生きていく社会の中でどう選択していくかという、そういう力を育てていきたいと考えています。

○高橋委員

ということは、福島第一原発であれだけ甚大な被害が起きた放射能であり原子力であるけども、暮らしのエネルギーとして必要なんだと、だからそこをしっかりと見直していこうじゃないかと。しかし、放射能が出るので気をつけないかんよと、こういう種類の勉強を学校でやらせるということですか。

○学校教育課長

そうです。目的とかねらいのところにもありませんけれど、今後のエネルギー源に対する正しい知識を身につけ、エネルギーを活用する上で発生するリスクと得られる効果を考えるヒントをつかませたい。得られる情報から自分なりの考えを持って話し合い活動をさせることで、自分たちの将来のエネルギーについて考えながら、情報を正しく判断できるようにしたいとあります。

○高橋委員

つまり、その趣旨は、原子力をこれからも暮ら

しの中のエネルギーという形で位置づけていきますと、だけどリスクがあると、放射能はね。安全性も含めてリスクがあるけども、有効なエネルギーであることも事実だと。だから、そこを上手にきちっと考えられるように情報を与えていきましょうと。私、上手にいけないんですが、私は原子力はエネルギーから外すべきだと、暮らしのエネルギーから。そういうことが今、選択肢の大きな柱になっている。自民党も、政権党も未来永劫、原子力に頼るなんてことはおっしゃってないですよ。ある時期が来たら、自然エネルギーに変えていくんだと、再生可能エネルギーに。林市長も、即どうだと佐藤委員が本会議で言ったら、即脱原発は大変だろうけど、将来的にはやめていく、そういう方向なんだと。つまり、そういう今、世論の流れと方向なんです。つまり、暮らしのエネルギーと原子力を入れたことが正しかったのかどうか、先人の判断がね、あの福島第一事故を見て。その入れた最大の理由は、原子力の安全神話ですがね。原子力は安全ですと、いろいろリスクはあるかもしれないけど安全ですと、そんなことは起こり得ないと、今の技術で。こうやって、学校ばかりじゃなくて、安全神話を振りまいてきた。

私、かつて教育長と本会議でやったことがあります、学校で原子力をどうやって教えておるんですかといって、小学校5年生か6年生かの教科書を、私、コピーをお見せしました。原子力発電所で働く押切さんという人が出てきて、私たちは発電所で放射能漏れのないようにきちっとやっていますから、全く安全ですと、押切さんが語るわけだわ。それを子供が学校で教えてもらうわけね。だから、原子力は安全だと。原子力村が大きな問題になってますでしょう。原子力村がそういう情報を発信させて、原子力は全く問題ないんだと、ずっとやってきました。我が党はそれは間違いだと、どこに今、福島のような事態になったときに、それを終息する能力と権限があるのかと。現に、福島第一原発は廃炉にしましたけども、廃炉の道筋がわからんじゃないですか。どうしたら廃炉になるかわからんでしょ。5号機、

6号機かな、きのう総理がこれも廃炉にしてほしいと、東電は抵抗しながら、ちょっと検討すると言ってたけどね。福島の人たちは、もう廃炉にしてもらいたい。しかし、今、廃炉にしようと思っても、廃炉にできない、技術的に。現在の技術の見地ではそれができないというところで、原子力発電所の安全神話をずっと振りまいてきた人たちの社会的責任が問われとるんじゃないですか。そういうときに、先生、これから子供たちに暮らしのエネルギーとして原子力を位置づけさせて、リスクもあるから、あなたたちの頭で考えましょうという教育をするというわけですか。これはちょっと、大変後ろ向きの原子力美化になるんじゃないですか。改めて原子力村の発想で、安全神話を、問題もあるよと、だから測定しましょうと、放射能も。よくわかりませんよ、どういう勉強をされるかわかりませんが、今の話のやりとりでは、放射能を図ったり、放射能ってこうやって起きるんだと、放射能が出る原石はこれですと、こうやってやるわけだ。それで、暮らしのエネルギーに貢献してきたと。しかし、こういうリスクがあるので、しっかり両面を学んでいきましょうと、こういう授業をするということですか。

○学校教育課長

本当に原子力のエネルギー、これが大事だという、そういうスタンスで授業をやるわけではありません。今、高橋委員がおっしゃったようなやっぱり考え方、これを持つということも大事でありますし、新しいエネルギーをつくって、こうという子供たちの考えを育てることも大事だと思っています。いずれにしても、いろいろなやっぱり情報、これを子供たちが理解していないと、やっぱり今、高橋委員が言われたような考え方も子供たちの中には育ってこないと思います。それから、過去、これから原子力が過去のものになってくるかもしれませんが、こういったものが実際今まであったんだという、そういった知識も底辺にないと、新しい考え方、未来の方向性もできてこないと思います。そういった意味で、授業をやりたいと考えています。

○高橋委員

これは副読本というのがあるんですか。それはもうお読みになったんですか。どこが発行している副読本ですか。これは私たちにちょっと見せてほしい、どういう性格の教育をされるのかね。私は教育の中身まで干渉するつもりはないけども、よしんばまかり間違っても、暮らしのエネルギーとして原子力が重要な役割を果たしていると、今も、これからも、だけどリスクがあるよというレベルの話だったら、やめてもらいたいですね、私は。私が今子供教えるとしたら、今まで余り教えてこなかった自然エネルギー、どういうところに電気を生み出すエネルギーがあるのかと。太陽光はつけましたからね、学校に。これで発電できるんだと、こんな経験も初めてですがね。まだついてない学校もありますよ。やっとなんかそれができて、太陽光ってこうやってやるんだと、こういうふうにしてレベルが出るんだと。水力はいいにしても、バイオマスだとか、地熱だとか、波を使った差によるエネルギーを使った発電とか、子供たちが知らない発電の方法がいっぱいある、エネルギーは。今、国民も私たちも危険な原子力にかわる新しい自然再生エネルギーを構築しようじゃないかというところにこそ子供の視点を育ててあげるのが教育の方向じゃないですか。私は、今の話を聞く限り、これは時代錯誤を、原子力というのは暮らしのエネルギーとしての役割を果たすんだと、これからも。だけど、リスクがあると、しっかり見抜いてくださいよと、こういう話だとしたら、これは安全神話の裏返しみたいな話ですよ。安全神話の今日版、安全神話の福島原発後の版。廃炉の見地もわからんのに、これからどうやってやるのか、途方に暮れてます、党でも、政府でも。そのときに、暮らしのエネルギーとして原子力の有効性を語るわけですか。これ、どこの会社が、団体が副読本をつくられたんですか。それから、どういう視点なのか、もう一遍お答えくださいよ。現に、そのものを見てみえるんですか、学校教育課長。どうですか。

○学校教育課長

自分は教科書のほうをしっかりと目を通していませんので、申しわけありません。

それから、詳しく確認しておりませんので、もう一回勉強していきたいと思います。資料については、後でそろえたいと思います。

先ほどの授業の私たちの暮らしとエネルギー単元、もちろん、ねらいというのがあります。人間が利用しているエネルギーには、水力、火力、原子力などさまざまなものがあることを知るとともに、エネルギーの有効な利用が大切であることを認識する。エネルギー資源について調べ、水力、火力、原子力等による発電の長所と短所について問題を見出し、エネルギーの有効利用について考察することができる。エネルギー資源の有限性、環境保全を考えながら、近未来において自分たちができることや新しい科学技術を調べ、追求することができる、こういったような内容になっています。

以上です。

○高橋委員

それを聞いただけではよくわかりませんが、はっきりしていることは、原子力も暮らしのエネルギーとして有用だと、現に使っていることは事実なんですが、今、日本の原子力発電は全部とまりましたよね、これで、大飯原発を含めとまりました。今まで、それに過度に依存してきたことも事実です。しかし、その結果どういう事態が生まれており、その終息がどうなっているかというのは、日々の新聞報道で、汚染水が海へもう出ている。湾内でブロックしたと言われておるけども、対流で外海へ出ますよというコメントも出ている。そういうときに、暮らしのエネルギーとして原子力発電をもう一回教えるということでしょう。原子力の危険性に的を絞って、放射能とは危険なものだということならまだしも、暮らしのエネルギーとして原子力を位置づけた上で、メリットとデメリットを教えると。それはちょっと時代錯誤じゃないですか、これは。私は、新しい自然エネルギー、未知なる自然エネルギーを子供たちに教えて、今まで長いこと原子力でやってきたし、54

基もあつたけども、この流れをどうやって変えていくのかということで、子供たちにもその素地を与えていくというところにこそ教育の方針、方向があるんじゃないですか。私、偏ったことを言っておるんですか。これが多くの皆さんの思いであり、これからの子供たちが目指してもらいたい方向ですよ。子供たちにこれから原子力にしがみついてももらいたくないという人は、誰もおらんはずでしょう。卒業して行ってほしいんですよ。それをすぐ卒業できるのか、段階的な卒業なのかは論が分かります。これはいろいろあってもいいと思う。ただ、原子力にしがみついとっちゃいかんよというのは、最大公約数としてお互いが認知できるんじゃないでしょうか。そのときに学校教育の場で、再生エネルギーに時間を割いて、今までほとんどやってこなかったと、こういうものもエネルギーになるんだということをしっかり教えたいということの大事さを私は強調したいと思うんですがね。なぜ今さら原子力なのかと、暮らしのエネルギーとして。教育長、どうですか。

○川合教育長

福島のあの事故から、皆さんの原子力に対する思いが本当に随分変わったということでもあります。

先ほどから学校教育課長が申しておるように、これまでも、特に中学校ではエネルギーについていろんな角度から、いろんなエネルギーのもとがあるというようなこと、あるいはそれらの有効性やリスク等も教えてきました。今後ですけども、やはり我々も原子力というのは人間が完全にコントロールができていて、安全で、しかもクリーンだと、温室効果ガスを出さない、そういう面で、ある面、危険性はあるけども、有効性も見ていかないかないかんということですとずっと学んできたし、子供たちに教えてきましたけれども、やっぱり福島の厳しい現実を目の当たりにして、これまでと同じようなスタンスではまずいだらうということは強く感じています。また、そういうことを子供たち自身が考えてくれるためにも、そういったエネルギーに関するきちんとした授業を教えないといかんというふうに思っています。

○高橋委員

それは原子力発電を否定するという立場で子供たちに教えていただくということですか。

○川合教育長

完全に否定をするかという、その辺がちょっとまだはっきりわかりませんが、例えばもう今の時点では、やっぱり人間がコントロールできない、あるいは廃炉すら道筋が見えてこないという中では、やっぱり原子力については非常に運用が難しいということについて、やっぱり子供たちにきちんと教えていきたいと思えます。

○高橋委員

そういうカリキュラムになつとるんですか、この教科書が。人間がコントロールできないんだと、原子力はね、だから難しいと。ここに頼ってきた今までの原子力政策、暮らしのエネルギー政策は間違っていたんだと、大局的にね。だから、これからはかわるエネルギーに依存していかなきゃいかんということをお教えされるということですか。

○川合教育長

教科書は、ちょっと自分も、今子供たちが使っている教科書のその部分は読んでいませんけれども、教科書はそこまでは踏み込んでいないのかなと思えますが、教科書はあくまでも一つの教材でありますので、そこで教員がどういう思いで子供たちに教えていくかということが大事だと思います。先ほどから学校教育課長が言っているように、メリット、デメリット、そういうことを子供たちがやっぱりいろんなニュースを見、新聞を読んでいますので、そういうことを討論し合いながら考えていく、そういう授業が第一かなということをお思います。

○高橋委員

ちょっと私、納得できないですね、今の答弁では。要するに先生次第で、別に教育の中身まで、私は干渉しようと思いませんが、少なくとも人間の方でコントロールできないということが明確になっている原子力について、暮らしのエネルギーとして位置づけてそれを語るということ自身が、その前提自身がもはや成り立たないんじゃないの

かと。だから今、1基も動いてないですよ。そういう前提があるから動いてない、これからどういふふうにも稼働されてくるか知りません、これもいろんな世論の調整の中で、厳しい選択をしていくだろうと思えますけども、そういうときに、暮らしのエネルギーとしてまず原子力を位置づけるんですよ、きっと。その上で、いいことばかりじゃないから、放射能が出るからはかってみようねというようなことをやるんじゃないですか、これ。それなら結局、原子力発電というのを基本的に肯定した上で、暮らしのエネルギーとして肯定した上で、改めてリスクの大きさについてもきちっと明らかにすると。しかし、路線は暮らしのエネルギーの中に位置づけるということだったら、安全神話と似たり寄ったり、五十歩百歩の話じゃないですか。それを子供たちに教えるんですか。

○川合教育長

エネルギーの学習をするときに、今現在あるいは未来のこともそうですけども、過去からのことも学習します。例えば水力発電に始まって、あるいは燃料が要らない、ただし発電場所が都会から随分都会から離れた場所にあって、送電に随分手間とお金がかかる、やがて消費する、近くにできる発電所として火力発電が非常に有効だということで、どんどんその割合がふえてきた、そのうちまた二酸化炭素と温室効果ガスのことで地球温暖化が心配になってきた、そこで原子力がいいじゃないかという、過去の我々が歩んできたエネルギーに対する取り組みも学びます。それから、今現在どうなっているのか、じゃあ今後どうしていくのかということを学ぶということは大事なことだと思います。暮らしとエネルギーというのは、今現在あるいは過去、そして未来について学ぶことだと自分は思っています。

○高橋委員

教育長のおっしゃったことは当然の話であって、そんなことはきちっと教えないかんに決まっています。けども、今回御提案のコア教育というのはそうではなくて、原子力発電と暮らしの問題について、それに特化してやるというわけでしょう。

いろいろおっしゃいましたよ、火力も水力も太陽光もおっしゃったけども、それはいわばアドリブ的におっしゃられたわけで、問題は原子力をやるわけでしょう。火力も水力も学んできた、今まで。原子力については深く学んでいないので、そのデメリットも含めて教えていくんだと。つまり、今、教育長のおっしゃったような格好いい、それぞれのエネルギーの歴史を教えると。その歴史は客観的な事実ですから、教えてあげればいいですよ。今回の目的はそこにあるわけじゃないでしょう、先ほどの説明からお伺いすると。

○川合教育長

今回、そういった放射線測定とかそういうことにかかわることありますけれども、別にその10時間の単元で原子力についてそのことを勉強する、そのことだけを勉強するためではないんです。これまで中学校にはそういったもの、子供たちは多分、今、福島のお話から原子力とか、放射能とか、放射線とか、そういった用語について非常に関心を持っているし、関心を持ってほしいと思っています。そういうことが目の前で、疑似的な部分はあるんですけども、子供たちに見て関心を持ってほしいと、だから原子力発電がいいじゃないかという論議にはならないと思います。原子力についてきちんとした知識なり体感をしてほしいと、その中で子供たちが考える一つのもとにしてほしいと、そういうふう考えています。

○高橋委員

よく真意がわかりません。私は、今やるんだとしたら、再生可能エネルギーの豊富なエネルギーの実態を子供たちが実感できるような実験器具等もそろえてやってあげるといふこと、ここにカリキュラムの力点があるべきだといふふうに思います。結局、今のお話ですと、デメリットもあるけども、危険な放射能が出るけども、しかし有用な側面もあるんだといふことを結局言うんですよ。放射能の有効性、有用な側面があるんだといふことも言うんです。だとしたら、放射能も原子力発電所もいいんじゃないのと、暮らしのエネルギーとしてそれが存立する根拠も理由もいいじゃない

のという側面も教えるんでしょう、これ。しかし、こういうデメリットがあるよということも教えないといかんですよね。だから、そこを平均的に教えると、いわば。そこで子供たちに考えさせると、こういうふうには見えてしょうがないんですよ。それは大きな流れと違うんじゃないですかと、私たちが方向性として見出さなきゃならない大きな流れとは違うんじゃないですかということを申し上げておるんです。一度、その教科書なり方向性なりをわかるような資料をいただけませんか。今回、あえて補正を組んで、実験器具を買って、結果的に私が今言っておるような流れが察知できるような事業だとしたら、私は問題だというぐあいと考えております。どうですか、もうちょっと詳しいデータなりいただけませんか。

○川合教育長

少なくとも今、中学校3年生が使っている理科の教科書について、それをお渡しすることはできます。

○高橋委員

その点は強く申し上げておりますので、ぜひ一度。副読本ではないですか、理科そのものの本ですか、私たちの暮らしとエネルギー。

それから、今度の県補助金で行われる事業そのものを規定した事業内容の能書きがあるでしょう、多分。それをちょっとあわせて提出いただきたいというふうに思います。

補正予算で二、三、お伺いしておく必要があるんですが、市税還付金、きょうは担当課長がみえないんですが、5,500万円、内容をちょっと御説明ください。

○総務部長

今回の補正でございますが、当初予算で市税還付金を1億1,400万円見込みました。内訳といたしまして、法人市民税8,400万円、個人住民税が3,000万円でございます。今回補正するのは、この法人の市民税の8,400万円のことでございますが、この8,400万円の内訳は、富士機械が6,400万円、その他の法人が2,000万円というような形になっております。今回、富士機械が7,385万円の

還付、これはちょっとA社というような形で、富士機械のほうはホームページで公表しておりますが、公表していない業者だというふうに思っておりますので、このA社が1,432万円の還付、それからまたこのA社でございますが、各5年間の更正通知が税務署よりあり、この還付が2,328万円が発生いたしました。今回の補正につきましては、富士機械の差額分985万円、それからA社、還付当時か5年間の更正通知とあわせまして3,760万円と、あとその他の法人というような形で755万円ということで、計で5,500万円を補正をお願いするものでございます。

以上です。

○高橋委員

還付するということなので、ちょっと教えてもらいたいんですが、いつからいつまでの期間の内容について還付するんですか。

○総務部長

これは法人によって決算のあれが違っておりますので、今回、富士機械というのは平成24年度に予定納税というような形で、平成24年度の確定額の半分を1回予定してもらっております。今回、確定しますので、その確定額の差額分が還付というような形になります。

以上です。

○高橋委員

そうすると、平成25年度の予定納税を既にいただいているので、それを還付するということなんですが、法人市民税の歳入そのものにどうという影響があるんですか。

○総務部長

納税額につきましては、例えば富士機械でいきますと、平成25年度というのは確定額が4,400万円ぐらいという形で出ましたので、平成25年度というのはその半分、予定納付というような形で、平成25年度については2,230万円ぐらいの税金が富士機械は入っております。

以上です。

○高橋委員

還付ということは、既にもらっちゃっておるわ

けですから、納税してもらっておるわけなもので、予定納税でね。だから、もらい過ぎちゃったと、決算をやったらもらい過ぎなので、それをもらっちゃったから返しますということになりますね。だけど、これからいただくというのが予算に載ってますでしょう。これも修正して、減額するということになるんですか。

○総務部長

そういったものにつきましては、修正をするというようなことはございません。ちょっと具体的にお話をしますと、平成24年度、確定額というのは2億3,300万円ぐらい確定をいたしました。その半分でございますので、予定納税というのは、当然1億1,600万円ぐらい、これは半分でございますので、決まりですので、うちのほうがいだいております。今回、確定額というのは4,400万円ぐらいでございますので、その差額分の720万円ぐらいですか、そういったものを返すというような形になります。

以上でございます。

○高橋委員

それは平成25年度の話をしてるの、平成24年度の話をしてるの。平成25年度だよ。もう一遍お願いします。何年度ですか。

○総務部長

今お話ししたのは、平成24年度から平成25年度の話で、平成24年度に確定額が2億3,000万円ぐらい、平成24年度に1億1,600万円というのが、わかりませんのでこれだけ払いますよということで、市役所がもらっとるんですよ。平成25年度になってから4,400万円ぐらい確定しましたので、1億6,000万円ぐらい納め過ぎだということで、その差額分を今回平成25年度で還付するというような形でございます。

以上です。

○高橋委員

2億3,300万円の税額を予定していたと。実際やったら、4,400万円になっちゃったと、確定がね。2億3,300万円の半分を予定納税で、平成25年度に入れてもらったということでしょう。平成

24年度で入れたんですか。だから、平成24年度分を還付するわけ。ちょっとわかりやすくお願いします。

○総務部長

平成24年度に、もう一回言いますけど、確定額が2億3,000万円、平成24年度に1億1,600万円ぐらい、その半分が入ってきております。今回、平成25年度になって、4,400万円というものが確定をいたしました。そうすると、1億1,600万円はもらい過ぎですので、その差額を720万円ぐらいお返しをするという形です。

法人の市民税の税額につきましては、平成25年度でいったら4,400万円、今年度お返ししているもので、普通はゼロじゃないですか。だけど、確定額が4,400万円ぐらい確定しておりますので、その2分の1、半分の2,237万円というのは予定納税ということで、平成25年度に入ってきておりますということでございます。

○高橋委員

わかりません。

4,400万円確定して、750万円というのは、何で750万円になるんですか。もうちょっと高橋憲二にわかるように説明してもらえませんか。

○総務部長

私がきつとわかりにくいといったらおかしいんですが、確定額というのが、これは税金といったらおかしいんですけど、実際にうちのほうの納税額と確定額というのは違うんですね、年度というのは。

もう一回言いますけど、平成24年度は、仮に確定が2億3,000万円確定しました。その半分の1億1,600万円というのが、もう予定納税ということで入ってきているんですね。平成25年度になって、今年度の決算、納税額というのは4,400万円ですよということで決まりましたので、そうすると1億1,000万円ぐらい平成24年度でもらい過ぎちゃっておりますので、その差額分を平成25年度、7,300万円ぐらいはお返しをするんですよ。

今度は全然関係ないですが、納税額です。納税額は、今回は4,470万円確定しておりますので、

その2分の1が予定納税ということで入ってくる。ただ、予定納税の2,200万円というのは、次の年にまだ確定してないですので、もしそれというのは、仮に預かっておるだけの話ですので、まだ決算がゼロということになれば、お返しをするというような形になります。

以上でございます。

○高橋委員

つまり、富士機械で今、具体的なお話があったんですが、平成25年度の既に納税は、予算書に出てますよね、法人市民税、幾らもりたいという納税額はね。法人市民税の納税額はですよ。ところが、今のような富士機械のような決算に基づく還付をされるという、今補正を組んでみえるので、結局、平成25年度の法人市民税の収納額は相当減ってくると、平成25年度の歳入、当初予算。これは補正はなぶってないですが、相当減ってくるといえるということですか。それは、どれぐらい減るのでしょうか。

○総務部長

今年度、当初予算で予算を法人税を組んだというのは、5億円で1回見込みました。ふたを開けてみますと、どうも非常に平成23年、平成24年というのは思ったほど、よかったんですけど、平成24年度自体が余りにもよ過ぎたんじゃないかというふうに思いまして、それから今年度の平成25年度は、ひょっとしたら5億円を割り込むような法人市民税じゃないかなというふうにちょっと見込んでおるんですけど、その要因というのは、幾ら調べても、富士機械は中国の関係だということなことはあるんですけど、一つ、うちのほうで思うのは、やっぱり平成24年度が余りにもよ過ぎたということで、還付とかそういったものが発生して、今年度につきましては、非常に法人市民税というのは、強いて言うと、割り込むか、よくいって5億円ちょっとぐらいというような形になるのではないかというふうに思っております。

以上です。

○田中健委員長

ここで午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時58分

再開 午後0時58分

○田中健委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務部長

午前中の富士機械の説明のところで、還付が7,385万円のところ、私、ちょっと700万円というような答弁をさせていただきまして、ちょっとわかりにくいような説明をいたしました。訂正をさせていただきたいということと、以後気をつけさせていただきます。済みません。

○高橋委員

午前中に続いてもう少し聞きたいんですが。

そうすると、平成25年度の法人市民税の収納額は、当初予算額をさらに下回る可能性があるという理解をするということでしょうか。

○総務部長

そのとおりでございます。

○高橋委員

後ほど議題になります、平成24年度の法人市民税の収納額が8億1,000万円、平成23年度が8億3,000万円、平成22年度が5億2,000万円、リーマンショック後の平成21年度は4億円と、それぐらいまで下がっちゃうということですか、4億円ぐらいまで。安倍総理はいいと言ってみえるじゃないですか。よくないですか。

○総務部長

今言われた法人税の額というのはそのとおりでございます、リーマンショックの平成21年度の時が4億円というような形になりまして、その前の平成20年度というのは12億2,000万円というような形で、かなりの大きな落ち込みをいたしました。それから、平成21年度から平成22年度というと、やはり5億1,500万円、約5億2,000万円ぐらいのところでしたけど、若干といっちはおかしんですけど、持ち直しを図りましたが、平成23年度と平成24年度というのは、平成23年度が8億3,000万円、平成24年度が8億1,000万円というような形で、幾ら悪くても、ちょっと厳しく5億

円をみておったわけですが、ふたを開けてみると、どうも5億円をやはりちょっと下回るか、それとも上回るかぐらいではないかというような形で今のところ見ております。

○高橋委員

これは見通しの問題なので、そういう見通しでやっているということで、いずれにしても平成25年度当初予算の5億円そのものがかなり厳しかったんですが、先ほど言った実績から言うとな。なおかつそれも厳しいということでもあります。決して楽観できないというのが私の実感で、平成24年度も法人市民税が三角の2.2%と、こういうことになっていますので、今後の財政運営により一層留意することが求められるというふうに思います。

これで終わりたいんですが、もう一遍、教育長、せっかく資料いただいたので。

ここに、272ページですか、副読本のね、原子力の利用と環境への影響ということが述べられていますね。ここが一番最後のくだりに、このように原子力を利用するときには、安全に十分注意して行う必要があると、こう書かれています。だから、これは利用を前提にしているんですが、ここに星印があるんですよ。星印3、急増するエネルギー需要を賄うには、今後も原子力の利用が欠かせないと考えている国がある一方、原子力を廃止して、再生エネルギーの利用率を高めようという国もあると、両論併記ですね。教育長はどちらの立場に立たれるんですか、この星印の中で言うと。

○川合教育長

現在の科学技術、原子力、福島事故、そういうことを考えますと、今後は自然エネルギーにより研究をして、それを利用できるような、もっと実用化が広がるようなことを考えていく、そういうことをやっぱり考えるべきだと思っています。

○高橋委員

学校教育課長、同じ質問ですが。

○学校教育課長

自分の見解も、教育長とほとんど一緒です。再生可能、太陽光だとか、そういった新しいエネル

ギーをとというふうに子供たちに考えさせるような教育をしていきたいなと思っています。

○高橋委員

いただいた愛知県エネルギー教育推進補助金交付金、それを読んでも、その辺のことはさっぱり書いていない。いろいろ議論して、私は先ほど言ったような懸念を持つものですが、教育長、学校教育課長が、いやいや、再生エネルギーなんだと、これから、そういう視点を明らかにされました。ぜひ私の述べたことも含めて、大局的には同意できる趣旨の答弁をいただいたので、ぜひそういう方向がしっかりと構築されるような事業内容にしてもらいたいということを改めて求めたいんですが、どうですか。

○川合教育長

方向性としては、そういう方向で現場でも教育が進められている、そういうふうと考えています。

○田中健委員長

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○田中健委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○田中健委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○田中健委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第52号について、挙手により採決します。

議案第52号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中健委員長

挙手全員です。したがって、議案第52号 平成25年度知立市一般会計補正予算(第4号)の件は、

原案のとおり可決すべきものと決定しました。

認定第1号 平成24年度知立市一般会計歳入歳出決算認定についての件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○村上委員

ただいま委員長より御指名をいただきましたので、1項目のみ述べさせていただきわけなのですが、この件につきましては、さきの本会議の中で、さわりの部分ということで、総務部長のほうに確認させていただきました。これ、認定の主要成果報告書のほうの106ページなのですが、防災の関係で、避難所の関係で、台風18号の件で4カ所設置がされたということなのですが、そのときにも言ったんですが、この106ページのところでは、9月2日、総合防災訓練、そしてことしについては9月1日ということで、訓練をやったということですが、そして4カ所の避難所が開設されて、その中の答弁の中では、開設されたけど中に入らなかったというお話が御答弁の中にありました。避難所の開設ということに関して、開設したときにどんな準備で、どんな手順で開設を行っていくのかということでお答え願いたいと思います。

○安心安全課長

台風18号での避難所4カ所開設について御質問いただきました。

避難所開設の手順といたしましては、先に9月1日に防災訓練がございました。防災訓練には職員をつけまして、避難所開設の運営を差し上げておるところですが、事前に避難所開設職員は全員集めまして、組み立てトイレとか間仕切りの組み立ての実施作業、それから手順について約半日ほど、3日ほどかけて説明をさせていただいております。その中で、実際にこの台風18号で開設したときにどういう行動を起こしたかといいますと、まず2名が参りまして、避難所開設をする前に施設管理者と区長に御連絡を申し上げて、避難所を開設したいということで、その後に職員が参ります。順次、開設をいたしまして、その中で避難するところの体裁を整えたり、今回、台風の水害については、開設をしたところで一応終わっており

ます。一般質問で総務部長のほうで答えましたが、出入り口とかそういうことの表示については、私どもがまるで考えが至っておりませんで、今回、猛反省いたしまして、一つの箱に持っていくパッケージがありますので、そこへ、例えば出入り口とか避難所開設所とかいうのを今回以降は整備させていただきました。

以上です。

○村上委員

今回の開設をして、当然、避難所という部分については、福祉体育館のほうしか私は知りませんが、自主防災、町内ですね、当然町内と行政側の担当の方ということで、しっかりとした連携がとれないと、なかなか避難所運営というのはできないかなというふうに思いますが、今パッケージを組んで避難所に持って行くよと。ただ、私の思いは、避難所が開設されました、キャッチにも出ました、自主防災の責任者が避難所に行きました、どうやって入っていかかわらなかつたという、これは決して僕は指摘しとるわけじゃないんですね、ちょっとその辺の確認。帰ってきて、午後12時ぐらいでしたかね、行ったら、今度張り紙があつて、自動ドアじゃないものですから、手で開けてくださいという表示がしてたと。ここでもまだ避難所という看板がなかつたよねというところがあるんですね。やはり今、パッケージで箱に詰めて、行くときに持っていかれると、この部分については、かなりの成果なのかなというふうに思いますが、避難所開設のときの具体的なマニュアルというのか、避難所へ担当の方が行きました。じゃあ、まずは看板を立てますとか、その手順、避難所開設の手順設計というのはきちっとできておるのか、できてないのか。これは決して皮肉で言っておるんじゃないで、やはり次からよくしたいものですから、その辺のものがどうなっておるか、お示し願いたいと思います。

○安心安全課長

今回、その件につきましては本当に、先ほど言いましたが、考えが至っておりませんでした。表示も含めて、行ったときにどういう手順でという

マニュアルというんですか、手順書をぜひ作成して、そこの中に一緒に同じこん包に入れておきたいと思っております。

○村上委員

少し細かいこともふれさせていただきますが、市にもいろいろ避難対策の基本方針とかそういうものがありまして、その頭の中に掲げているのが、速やかに安全な場所に避難することが何よりも大切であると。我々の自主防災の考え方も、9月1日の日に自主防災訓練をやって、地元の訓練をやりました。ここでは、きちっとした区長を中心としたマニュアルをつくります。朝8時に西町自主防災会の会長から本日の訓練内容のお知らせをすると、集まってね、まず、そういうところから始まって、午前8時5分、何をやるか、ここには班長は誰々、それから班員は誰と誰と誰、その避難所の中に受け付けは誰、きちっとして集まってくれた人の名簿を書くとか、そういうことをきちっと、各自主防災はそういう訓練もしながら、この訓練に参加しとるんですよ。いざなったときに、そういう状況になかったというものですから、その辺のところも各自主防災の方との連携をとりながら、我々が例えば避難所に行ったときにどういことをやっていたかとありがたいですよ。それから、もう一つは、市の職員は一生懸命やってくれています。この件について、うちの会派の稲垣議員にも聞きました。新林ですかね、職員が2人来てくれたそうです。それはもう大変一生懸命にやってくれたと。でも、うちにも看板なかったねというふうな話があるんですよ。だから、この辺を避難所の開設という部分については、職員は一生懸命やってるんですけど、避難する方、この方は誰に言っているかわからない。そこに自主防災ときちっとした連携がとれておると、何々さんがおった、どこへどうすればいいのという話がね。そうすると、どうしたらいいのかなと、きょう台風でうろうろして、避難せよ、雨の中を歩いていって、どうやって入ったらいいかわからへん、これではちょっと避難所の意味もないし、不安を抱えて避難する人に対して、余りにもずさんだっ

たのかなという感じを受けます。やはり避難される市民の方たちという部分については、各行政自治体の自治体としても、避難されてくる方というのは町内会費も払ってくれたり、その場でいろいろな活動をしてきています。だから、町内会として、自主防災としても、その方たちはお客さんなんですよ、来てくれたと。これは、我々の民間活動の中でもあるCSナンバー1と、お客様満足度ナンバー1ということなんですけど、その人たちが来たときに、ああ、やっとここで心が落ちつくじゃんという体制をつくっていただきたいなというふうに思いますが、そういったマニュアルをどういった形で今後つくっていかれるのか、それからどういった手順設計で避難所の開設を、今、頭の中にあるだけで結構ですので、お示し願えればありがたいなと。

○安心安全課長

御存じのように、この6月に自主防災会連絡協議会を立ち上げさせていただきました。その中で、今後の活動をどう進めていこうかということで、今、村上委員の言われた、頭の中でもいいということですので、多少まだ具現化はしていませんが、まずは自主防災会の基礎調査、ヒアリングというんですかね、まず各戸に当たって、例えば、言葉は悪いんですけど、年寄りの方ばかりで本当に一つの自主防災会として活動できるかどうかとか、それから各自主防災会によって防災に対するレベルが違うというのが具体的にわかってきましたので、その差をどう埋めようかという今、手段を具体的に考えようということで、いろいろそういうNPOの方で、そういうことにたけた方がみえるので、一度、この前御相談して、来年度からそういうのが反映できれば、今年度から前倒しで少しずつ何かやっっていこうかという今考え方を持っています。

以上です。

○村上委員

今、お聞きしてましたけど、やっぱりそういう方とのヒアリングをしながらも、僕は大切だと思うんですが、やっぱり実際に自主防災会、確かに

レベルはあるんですけど、ここにもお見えになる、ちょっと名前出していいですかね、坂田委員のほうも一生懸命、牛田のほうもやっておられます。西町も、要するに自主防災会のメンバーというのが190名おります。その中に、ほとんどの方が、区長経験者がそれぞれの役員になっており、それからもう一つは、町内の役員の経験者、それからあと消防の経験者ということで、この辺の方たちが190名のうちの24名が核となる会議メンバーになっておるんですね。ここでいつもいつもお話をし合いながら、どういった体制だと。1日の日に来てくれた市民の方たち、町内の方たちに、自分の身を守るためにまずは避難所へ行ってくれという話をしとるんですね。その避難所はどこだという話で、福祉体育館だよと。行ったら、真っ暗で戸もあけへん、どうやって入ったらいいかわからへんという話があるものですから、その辺のところをしっかりと今後詰めながら、開設のマニュアルと手順設計。それと、もう一つは、市には非常日の体制ができると思うんですね。そこで各部長が総括ということで、それぞれの役割を担って、25の班編成が組まれて、そこには指揮者がおり、そして班長がおると。班員の方が何人おられるかちょっとわかりませんが、その指揮者の方と、それから班長、そして班員の方の、こういう言い方はいかにかもわかりませんが、防災の関係で、それぞれの業務分掌というのか、その役割の人が何をやっていくんだと、私は何をやるんだというのをやっぱり明確にしていかないと、これはなかなか本当にそういう災害があったときに役に立つ組織ができとるのかなということなんです、その辺のところ、今、状況としてどうなんでしょうか。

○安心安全課長

今、村上委員がおっしゃられましたように、班編成、25で分かれております。実際の話でいいますと、9月15日の台風18号の場合でも4戸班、職員として、班の人間では47人、それから消防団が最終的には82名の人間が、それから本部には14名の人間が出て、安城警察署からも、午後6時ぐら

いからもうずっと警報解除になるまでおりました。その中で指揮者、それから班長の役割というのはおおむね、大体役割が決まっております、情報収集と、それから各班の編成で、どこへ向かわせるとかというのは班長までが決めます。ここから先はちょっと流動的でございます、班員については、そのときに出てきた人間で班割をしまして、今回、避難所開設、それから道路パトロール、河川パトロールをそれぞれで分けて、市の車両で行って、その情報を班長と指揮者が判断して、次の行動をどうしようと決めるところまでで、極めて流動的などころがございます。

以上です。

○村上委員

今、一応形という部分についてはできとるようには感じますが、じゃあそこで、いざ災害があったときに、恐らくこれ、訓練のときであれば、そういう方向でそうだよ、そうだよと言いながら、皆さんも冷静な立場の中でやれると思うんですね。いざとなったときに、その人たちが急遽変わると。例えば、本来は避難所へ行くんですが、やっぱりその人数の集合の状況が変わってくると、あなたはちょっとこっちへ行ってくださいね、通常のパターンのときには、私はここで何をやるというのがあると思うんですよね。だけど、そういう異例の場合が恐らく出ると思うんですけど、異例の場合に、業務分掌という部分で、あなたはここの業務に入ります、そのときには何をやりますかという話で、やっぱりその分掌を明確にしておかないと、誰がいつ来ても、どこに行っても、それを見ればできるようなものが恐らくないと思うんですね。ここはちょっとお願いなんです、それを例えば、避難所に行く方は、その避難所に行ったら何をやるのか。やっぱりこれは5W1Hというのがあると思うんですよね。いつ、どこで、誰が、何を、どのようなことをやるかという業務分掌をつくっておいていただくと、その業務分掌を持って、例えば福祉体育館だよといったら、それを持って行く。まず向こうへ行ったら、看板を設置する、施錠を解除する、受付をつくると、こういう

ようなもの。それから、道路パトロールに行ったら、どういうことをやって、どういう報告をするかというものを、例えばこういうものを1個持っていければ、誰がどの担当になっても何をやるかというのが、その手順の設計をしておけばできると言うんですよ。そういうものを作成していただきたいという要望なんですけど、この辺のところについて、市長、そういうことで、全体をきちっとつくっていくという部分については、やはり市長の思いもあるでしょうから、そういう思いを少しお答え願えればありがたいなと。

○林市長

今回、台風18号に対しての対応を御指導いただきながら、次に向けての構えと申しますか、そうしたことを御指導いただきました。

マニュアルをやはりしっかりと整備をしていく、避難所の職員は何をやるか、またパトロールの職員は何をやるか、これは本当に当たり前のことであると思います。誰がその担当になっても、遅滞なくやれるようにやっていく、それは早速やらなければいけないと思っております。

またもう1点、避難所に来たときに、村上委員がおっしゃられましたように、地域の、今回4カ所ですね、猿渡川、それから逢妻川の水位の上昇を見て、近辺のそれぞれの箇所、避難所を開設しました。それぞれの地域の方々が来られても、やはり安心感を持っていただくというのは、我々職員だけではなく、地元の人がおられると、非常に安心感を持っていただける、地元の人に配慮をしていただけると本当に安心感を持っていただけるという意味で、自主防災会連絡協議会で一度そういったことも御相談させていただいて、避難所を開設した際には、そうした自主防災会のどなたかも出ていただけるようなことを一度、そういうことも含めて、このあり方を自主防災会連絡協議会の中で相談をしていきたいなと思っております。

○村上委員

今、市長のほうにもそういう御答弁をいただきました。

それで、やはり担当部署だけでは、なかなかそ

ういった初期のマニュアル化という部分について、多分、担当課の人員だけでは難しいと思うんですよ。そういう部分でいきますと、班編成もできとるものですから、こういう班の、例えば指揮者の方、班長の方だとかそういった方たちからいろんな意見をもらいながら、じゃあその場を想定したときに、何をどういうふうにやっていくのかというマニュアルという部分をやはりきちっと私はつくってほしいなというふうに思います。

それから、あともう一つは、班員の方たちがそれぞれの避難所、そして地域の中を巡回される、パトロールをするという部分も、やはり市民の方たちの協力もなければ、なかなかできないと思うんですよ。そういう部分について、やはり区長会のほうとも連携をとりながら、区長さん、どうなのという意見をもらいながら、こういうものをね。ただ単にこういうマニュアルとこういう仕様書とこういう手順でやってくださいよというものをつくるんじゃなくて、それが生きたものにならないと、なかなかうまく回らないねと。やはり物事、何かをつくるときには全てその手順の設計というのがあって、組み立てる図面というのがあるんですよ。だから、その図面を見れば、誰もがそれを見ればきちっと開設ができるというものをやはり今後、少しずつでも結構です、でも災害はいつやってくるかわかりませんので、きちっとつくってほしいなというふうに思います。

このページの中でもう1点、行政防災無線があります。この台風18号のときに、最初にそういった行政防災無線だとか、いろいろな無線等で自主防災会の方と連携をとったと思うんですが、今回はどういう手段で連絡をとられたのか、お示し願えればありがたいと思います。

○安心安全課長

今回の連絡でございますが、先ほど言いました、施設管理者と、それから区の代表の方には電話もしくは携帯番号がわかっている方はさせていただきました。

以上です。

○村上委員

今、通常の電話もしくは携帯だというお話をお聞きしました。今回、たまたまそういう部分では、携帯、通常の電話が通じたということなものですから、幸いに何もなかった。それから、避難所のほうについても、避難されている方たちが非常に少なかったということで対処できたと思うんですが、そこでなぜ行政防災無線というのを活用しなかったのか、できなかったのか、その辺のところについてどうだったのかなということ、ただ単にそれを、どういう状況に、各行政区側とこちらのほうとの持ち方というのがどうなっていたのかお示し願いたいと思います。

○安心安全課長

無線につきましては、今回使用はしました。それは、先ほど言いました河川パトロール、道路パトロールの職員については、やっぱり携帯電話を常にはちょっと不可能なので、無線を持たせて、私どもの本部で受けて、それを発信しておりました。

それから、区のほうでございしますが、防災訓練時に無線機を使っていたかと思いますが、それをじゃあいざというときに、防災無線だけを通信の手段にするかといいますと、区長によっては無線の保管場所が特定をしていないので、常時持っておられたり、公民館に置いておかれたりとかいろいろあるということで、基本的には通信情報手段としては電話、携帯、いろいろな手段はございます。その中の無線は一つのツールというふうに思っております。

以上です。

○村上委員

今、無線というのはなかなかこういうときに機能しないなという感じを受けましたが、やはりこの中でも、決算の中でも920万円ですか、これは当然、ほかのことにも使っておるかもわかりませんが、行政防災無線だとか、そういう部分についてはかなりの金額も投じておるということで、いざとなったときに使えなければ、これは何もないなということなんです、ちょっと無線に関してお話しさせていただきますと、要するに防

災無線については、やはりちゃんと点検がきちっとされておるのか、またその点検方法についてはどうなっておるか。それから、この9月1日の日にも通信連絡ということで、8時50分に防災無線を使って本部とのやりとりをしております。訓練のときは使えるけど、いざとなったら使えないということではいかんものですから、防災無線の取り扱いについて。それともう一つは、防災本部と、それから行政区、自主防災のほうとどういう連携をとるのかという部分についても、これもやはりしっかり構築しておかないといけないと思うんですが、まずはその2点、今の現状を教えてくださいありがとうございます。

○安心安全課長

無線につきましては、お手元にも資料であるんですけども、アナログ式の防災行政無線、これは市役所の車両にほとんどついておるものです。それから、地域防災無線、これはデジタル式なんです、これが各区長とかにお配りをして、あと半固定式が保育園とか一部の公民館にございます。防災訓練でお願いしておるのは、このデジタル式の地域防災無線というのを使わせていただいています。それと、あと同報無線といまして、拡声機で放送するものでございます。この三つの点検でございますが、まずデジタル式でいきますと、年に1回、10月ごろに点検をいたします。携帯無線機は市役所に、区長にも御持参いただいて、機器を点検するということです。それから、半固定型のタイプは、私どもが委託した点検業者が現地にて点検をしております。それから、防災行政無線、アナログ式のほうでございしますが、これは年2回、大体6月と11月ぐらいに点検をしております。車両積載のものは、駐車場の一つずつ点検を、それから携帯できるアナログ式もございしますが、それは市役所で点検をしております。それから、同報無線につきましては、年2回、6月と大体2月ぐらいに各設置場所を回って点検をしております。

以上です。

○村上委員

今、デジタル式の一部公民館等というのがございました。今のお話を聞きますと、それを市役所に持ってきてもらって、その場で通じますか、通じませんかと恐らくやっておると思うんですね。何で持ってきてやってもらおうのかというのが僕はよくわからないんですね。いざとなったときに、例えば牛田のどこどこの現場と本部と本当につながるのか。自分の町だと西町ですね、西町の公民館のところで、例えばキャッチしたときにつながるのか。これ、つながるか、つながらないか、わからへんじゃないかなというふうに今思うんですね。新林でも一緒ですね。だから、そういう年に1回やると、今回たまたま9月1日の日にやりましたよね。やってくださいとやってやったものですが、これは一つの点検になるんですが、何で市役所に持ってきてもらって、そこの市役所で、今、私と安心安全課長とお互いに持って、課長、今通じますかと、通じましたと、こんな通じるに決まるとるじゃないですか、電源が入れば。それが1キロメートル先、2キロメートル先、知立災害4キロメートル、そこできちっとこれが機能しなければ、これは何の点検にもならないと思うんですね。どうなんですかね、その辺は。やっぱりそこでつながって初めて、これが機能しとるなというふうに僕も感じるんですけど、やはり今後は点検も、持ってきてもらってやるのでなくて、その現場でも、先ほど言った非常時の班体制という部分を活用していただいて、例えばこの班の編成の中で、1班と2班と3班という班長、指揮者だとか情報を集めて班員にお示しする、そういう人たちにお願いをしながら、年に1回はそういう点検をしていくということのほうが、これは訓練というのは点検ですから、まずは区長会だとかそういうところ、あくまでも通常の電話を使わずに、いついつこういうことをやりますから、一度防災無線でと、防災無線を持つとらんと、これはいざとなったときに通用しないんだよなど。台風が来たら、区長には防災無線を持つてもらっておくというような体制をとっておく。1年に大体9月から10月、台風が来ますよねという話であれば、そ

の時点できちっとした点検をしていただくとありがたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○安心安全課長

村上委員がおっしゃる実質上の使用のものについては、おっしゃるとおりだと思います。ただ、機械がどういう形になるかは今後決めさせていただきます、自主防災とも相談して。持ってくるということよりも、定期点検、通話の点検というのが、今でも顔が見えるところでやっていなくて、外とか違うところではやってるんですけども、実際にその箇所からという、やっぱりお聞きすると、なかなか聞こえにくい、通じないところは一つもないそうです。ただ、おもてに出ないと、御存じだと思うんですけど、電波は直進性がありますので、遮へい物があると、幾ら近くても聞こえないところもございまして、ちょっと位置を変えるだけで聞こえるという状態はあるそうですが、それも含めて、区長がどら辺に行けば話ができるとか、そういうことも含めて、今後実証していければと考えております。

以上です。

○村上委員

そうですね。この間のときでも、実際に9月1日、地元での訓練をやって、デジタル式の防災無線を使いました。担当の方から市役所のほうに電話をかけさせていただいて、今こういうふうになりました、避難所開設しました、1名が足をけがしました、リヤカーで運んでおりますとか、そういう話は、僕も隣にいたんですよ、僕も情報班ですから。その場でやはり立ってやれないんですね。こうやって動いて、通じますか、通じますかと、2度も3度も言っても、いや、ちょっとわかりませんがとって、一番いい位置を探すんですね。西町の公民館のときは一番いい位置がわかりました、それをやったことによつてね。いざとなったとき、そんなことをいって、おい、どうした、どうしたと、こういう話になっちゃうんですね、聞こえん、聞こえんという。今、何言った、もう一回言って、こういうことで時間が過

ぎていくと思うんですね。ですから、こういったことをぜひとも、安心安全課長、そんなしゅんとならんでもいいですよ、お願いしておるんですから。だから、お願いしておるものですから、そういう部分でやはり地元の自主防災、これは区長がやられるのか、誰がやられるか、その地区によって違うものですから、やはりこういうせつかくのいい器材ですから、そういうものをやはり年の中で1回、いざとなったときにはどこに立てばいいんだと、現場でね。やはりありますよね、災害だとか物事というのは、会議室で起こるとるんじゃないんですよ、現場なんですよという、昔ありましたよね。やはり現場でやって、現場で確認するというのが一番大事、それから現場の人の意見を聞いてマニュアルをつくるというのが一番大事、そういうふうだと思うんですね。今後ぜひとも、活動力のある安心安全課長ですから、安心安全課長を中心として、やはり市庁舎の職員全員の力をかりて、早くそういうものを組み立てて、つくって、誰がどこへ行っても、いつでもできるようなマニュアル化という部分をつくっていただいて、それを逆に各行政区の自主防災会のほうに指導していただきたいというふうに思います。自主防災会のほうの長については、これは長いスパンでやられる人はいないと思うんですね。長になったら、次は班員になったり、顧問になったり、長は恐らく何年かで変わっていつちやうんですね。だから、そういうところとの連携というのをしっかりとっていただきたいということで、最後に、安心安全なまちということで、市長の御答弁をいただいて、私の質問を閉じたいと思います。よろしくをお願いします。

○林市長

今、トランシーバーですね、デジタル式無線のチェックのやり方も御指導いただいたわけでありまして。改めて、現場と私ども本部との点検をしなければ何もならないとよくわかりました。まだまだ私ども、現場がどのような動きをすれば、最も安全性が高まるのかということがまだまだ不足しているわけでありまして、自主防災会、連絡

協議会にいろいろお話を聞くということで、少しでも早く、やはり私どもがしっかりとしたマニュアルをつくって、自主防災会の皆様方が変わっていても、そうしたマニュアルがあれば、どんな方が自主防災会になられてもいいんだよというような状況にしていく、大切なことかなと思っております。これからも着実にやっぱりやっていかなくちゃいけないと、改めて感じさせていただきました。

○坂田委員

それでは、村上委員と同じく、成果表の106ページ、3目防災費について若干、もう少し細かいことをお聞きします。

防災訓練について、今、る村上委員のほうからも質問がありました。また、そして平成24年度の防災訓練についての参加人員、そしてそこら辺のいろんな、例えば組み立てトイレの作成が難しい、そういったことが質疑の席で交わされました。現状、この防災コンテナには、和式の組み立てトイレが2基、そして洋式、いわゆる身障者対象にもなります組み立てトイレが4基、計6基それぞれの市内の防災コンテナに備蓄されておりますが、私の過去の質問で少々何ですが、和式では9,000回、洋式では5,500回、用が足せるということですが、これは業者がはじいた数字で、少々まゆつばかな、そんなことも思うわけですが、確かに、質疑でもありましたように、組み立てトイレ、あれは初めての方が、特に災害発生時、慌てて、現場では私は作成不可能だと思います。我々の地区、先ほども紹介がありましたが、何度もこれは作成しておりますが、自主防災会の中にこの組み立てトイレ専門の人間をあてがいはして、それらの指導で防災訓練でもやっとな組み立てるということで、一般市民の方が来たところで、なかなかこれは組み立てられるものでないと思います。そういった点を考えますと、そういったときにまた、ある面では災害発生時に慌てて、全て6基を組み立ててしまつて、わずかな方が使用しちゃつた場合、これはもうその後収納不可能かと思つています。そういった点では、組み立てトイレ作成に関しましても、

例えば災害が発生した時点では、まず簡易トイレを利用していただく、そしてまたその後、組み立てトイレ和洋、1基ずつ作成するとか、被害状況、またそして避難状況を踏まえて、そこら辺のところも進めていくべきだと思います。そういった点で、先ほど村上委員からもありましたが、トイレに関して、組み立てのマニュアル的なものも何らか私は作成する必要があるのではないかと思います。そこら辺のところ、担当課長の御所見をお聞きしたいと思います。

○安心安全課長

前回の一般質問のときにも、たしか私どもの部長が御返事させていただきましたが、過去、私の経験した1回の避難訓練でアンケートをとりますと、やっぱり組み立て方が難しいという御指摘がございまして、まず職員をなれさせるためにかなりの時間をかけてさせました。それから、これもお見せしたと思いますけど、ことしつくって、本当は番号を振ろうと思ったんですけど、番号がすぐくふえちゃって、結局うちの職員からちょっとこれはまずいよということで、各避難場所に一つずつこういうものを、その場に合うようにマニュアルをつくらせていただきました。同包の箱の中に入れておいて、とりあえずことしのアンケートの中で組み立て方がわからんというのは、数はそうなかったと記憶しておりますが。

以上です。

○坂田委員

そういった写真等をつけていただき、またいろんな訓練の折にそういった形で経験してもらうことがまず第一ですので、そこら辺のところをまたよろしくお願ひしたいと思います。

その組み立てトイレは、具体的に聞いたわけではないんですが、恐らく30万円ぐらい、あれはすると思いますね。和洋で違うかと思いますが、私、過去の定例会でも言っておりますけども、そういった高価な30万円もするのを6基それぞれ備蓄するよりも、いわゆる簡易トイレですね、ある面では使い捨て、現在は使い捨ての段ボールトイレ、簡易トイレがそれぞれの防災コンテナに20個

ずつあるわけですが、最近この簡易トイレ、使い捨て、非常にいろんな種類が出て、また安価なものもかなり出ております。私は、もっとこういった簡易の使い捨てトイレ、こういったものに予算を費やすべきと、かように考えますが、今後のそういった簡易トイレの備蓄に関しての担当課長の御所見をお聞かせいただきたいと思います。

○安心安全課長

まず、避難をされるときに一次避難所で、それ以上被害がなければ、一晩を過ごしていただくことが多分大前提で、それから広域の指定避難所に移るといことになると思います。まず最初のときにどうするかという、自主防災でやっぱりそういうものは備えていていただきたいと。それから、広域に移りますと、下水道の供用開始区域ですと、接続するためのトイレを今、順次整備しております。それから、今御指摘のありましたように、簡易トイレも設置してありますので、そういうもので賄っていければと。数については、今後の地域防災計画の被害想定がかなり変わってまいりました。当然、避難者の数も変わってまいりますので、そこの中で検討していければと考えております。

以上です。

○坂田委員

今、安心安全課長の言われたように、自主防災会で備蓄する、そしてまた災害に対しては、私もはいつも言っております、自分の身は自分で守る、そういった点では、こういった簡易トイレ、またそして食糧、飲料水、こういったものも本来は各自の自己責任で私は当然用意すべきだと思っております。公的機関が用意してくれるからいいじゃないかと、そういった考えは、これは市民は間違っております。やはり自分の身、自分の家庭、そういったものは自分で守らなければいけないと思っております。そういった点では、そういった啓蒙活動、啓蒙ですね。食糧、飲料に関しましては、従来は3日分は各自でそろえなさいということですが、今回、国のほうの方針も変わって、1週間分ということを盛んに言われており

ます。そういった点では、市のほうにおいても、市民に対し、食糧、飲料とともにそういった簡易的なトイレ、そこら辺は各自でそろえましょうと、そういった啓蒙に取り組んでいただきたいと思いますのですが、そこら辺のところ、どのようにお考えでしょうか。

○安心安全課長

今、坂田委員がおっしゃったことは大変そのとおりであると思います。私の家でもそういうふうには簡易トイレを買って、あとにおいのために猫の消臭用のものもそろえておるんですが、そういうことを啓発していこうということで、今度自主防災会でもお願いをして、さっき言われた自助と共助の中でまずは整備をしていただければと考えております。

以上です。

○坂田委員

そういった活動で、また市民にも訴えていただきたいと思います。

それと、トイレの話ですけども、工事現場や催しの会場に、最近多くのレンタルトイレが設置されております。私も平成19年の12月議会で、レンタルトイレ業者と契約して、災害時、そういった業者から配置していただき活用すべきだと、そう言いましたところ、その時点の総務部長の答弁では、市内の衛生業者に男女兼用400リットル槽のタイプが10基在庫があるので、災害時に協力いただくよう進めていくという答弁をいただきました。そこで、私、今回この委員会に備え、昨日この衛生業者に問うたところ、その後、市とはどのような話になっておりますかと聞いたところ、環境課と話がついておりまして、現状、災害時における取り組みはできておりますということでした。ちょっと環境課ということで、委員会とは違いますが、当然、安心安全課でもそこら辺のところを承知されていると思います。具体的に災害時に何基、どういった場所にそういったトイレを衛生業者が配置するのか、わかっていれば、お聞かせいただきたいと思います。

○安心安全課長

今のお話については、まだ全然検討をしておりません。

以上です。

○坂田委員

検討していません。では、また早急に検討していただきたいと思います。

当然ここで、私は、例えば市の本部のところへ5基なら5基、そしてどこそこの避難所に配置すると、そういった話が出ると思っておりましたが、これはちょっと意外でした。

昨今、そういったレンタルトイレの業者は、もう調べるとかなりあります。そして、かなりの大手もあります。私、一昨日、安城市の防災係のところへ電話して聞いてみました。安城市、知立市はこういうふうで、私、出入りの衛生業者ですが、安城市はやはりそういったところと災害時、トイレのことで協定なり何なりしているんですかと聞いたところ、安城市は、そういう衛生、いわゆるくみ取りといいますか、し尿処理のそういう扱っておる業者とはトイレに関しては一切契約はできておりません。ただ、いわゆるトイレのレンタル専門の業者とは契約してありまして、災害時には優先的に設置していただけると、そういった話を伺いました。これは一昨日のことでございます。そこら辺のところ、当市としては、そういったレンタル業者との契約について何かお考えがあるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○安心安全課長

先ほど坂田委員もおっしゃいましたが、所管としては環境課がでございます。環境課と今後協議をして、なしという失礼な回答はしないように努力してまいります。

○坂田委員

ぜひお願いいたします。

次に、同じところですけども、防災備蓄倉庫設備工事ですね。それについてお聞きしますが、ここに知立高校ほか2カ所となっておりますが、その2カ所と、またそして市内では、何か所に備蓄倉庫が設置されているのかお聞かせいただきたいと思います。

○安心安全課長

まず最初のお尋ねの件につきましては、知立高校、それから知立東高校、それから昭和6号公園に設置させていただきました。今後の数については、ちょっと今手元にありませんので、後ほどお答えさせていただきたいと思います。

○田中健委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後1時56分

再開 午後2時05分

○田中健委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○安心安全課長

失礼いたしました。

指定避難所の27カ所で、防災倉庫は現在21カ所に設置をしました。本年は、福祉の里八ツ田へ設置する予定です。

以上です。

○坂田委員

1カ所、現状では防災コンテナがあるということですが、そういった防災コンテナのいわゆる管理体制といいますか、設置後、何らかの形で市の職員が備蓄品をかねて、その内容、そこら辺のところを点検するような何か決まりでもあるのでしょうか、お聞かせいただきたいと思います。

○安心安全課長

定期的ということではございませんが、年に数回、私どもの職員が一つずつ、全部確認をして回っております。

以上です。

○坂田委員

年に数回は回っているということですが、恐らくコンテナの扉の中を開けて、これでそろっておるなぐらいだと思います。何を言わんとしておるかという、あの中に発電機とかチェーンソーも各防災コンテナにはそれぞれ備蓄されております。またそして、そういった機械類は、やはり年に何回かは稼働させないことには、現実に我々の、自主防災倉庫ですけれど、これは市の管理とは

違いますけれども、そこにある、訓練のときに発電機も動かない、チェーンソーも動かないということで、すぐに修理に出しました。そういった点では、そこら辺の管理、機械類の管理まで市の点検のときにされているのか、そこら辺の確認をさせていただきたいと思います。

○安心安全課長

委員のおっしゃるとおり、基本的には品の数があるか、それから電池とかそういうものについての耐用の年数とか、そういうのをチェックしておりますので、電気製品、例えば発電機、拡声機、それから今おっしゃいましたチェーンソー、そういうものについては稼働させての点検はしておりません。

○坂田委員

当然、行政の点検では、そこら辺が私も限度かと思えます。そこで、防災コンテナに保存されている食糧に関しては、ゴキブリとかネズミ等の被害も心配されますし、我々が防災倉庫を開けたときに、そういった害虫の被害に遭っているところも現実に目にしております。また、今言われたように、発電機、チェーンソーも行政の管理下では、なかなか管理体制のもとでは、なかなか点検まで手が回らないと思います。最近、民間でそういった防災倉庫を維持管理する業者もあります。現実に私、今回、市の防災訓練のときに、東小学校の体育館で出店業者といったらおかしいですけど、あそこにブースを設けていた業者がありまして、話を聞いたところ、そういったこともやっておりますということを聞きました。例えば、公用車の定期点検があるように、こういった安心・安全を訴えるときに、いざ災害のときにそういった機械類が稼働しないということは、これはもってのほかだと私は思います。そういった点では、今後、点検に関してそういった業者、そのときの業者は、NPOの法人がそういうことをやっているということも説明がありましたけども、そういった考えを持っておられるのか、また検討される余地があるのか、そこら辺のところをお聞かせいただきたいと思います。

○安心安全課長

機器の点検につきましては、まず職員で一度やってみて、数も今後ふえてきますので、今の人数でやれるかというところ、正直疑問なところもございます。そこら辺もあわせて、その次の段階で検討していきたいと考えます。

以上です。

○坂田委員

余り予算をかけることは私も賛成しませんけども、そこら辺の、もちろんそういったどれぐらいの予算かなんていう数字も聞いておりませんが、ぜひそこら辺のところは今後検討していただきたいと要望しておきます。

それと、平成25年3月版の知上市地域防災計画、我々議員も分厚いのをいただきました。その中の22ページですけども、防災備蓄の食糧、そして飲料水の在庫表といえますか、そういったものがあるんですけども、これには当然ながら賞味期限、載っております。その横に、市役所の防災倉庫というところには、ガソリン1リットル缶と混合ガソリン1リットル缶それぞれ数量も載っておりますし、また市内の、先ほど言われた防災コンテナにもガソリンと混合ガソリンの缶が保存されております。そうした場合には、ガソリンに詳しい方に聞いたところ、ガソリンは長期保存すると酸化し、劣化すると、古いガソリンを使うとまた機器にも影響し、機器の故障にもつながるということ聞いております。せいぜい保存は1年が目途でないかと、その専門の方は言うておられましたけども、防災コンテナにそれぞれ1リットルずつ、そして市役所には1リットル缶12個、混合ガソリンが5個という大量保存がされておりますけれども、そこら辺のところは、一旦保存したらそのままずっと保存されているのか、定期的にこれはかえているのか。先日、我々の地元でも、やはり同じ赤い缶に入っておるやつは、これはもうだめだから、軽トラックに入れて、新しいガソリンに詰めかえた、そういったことをしました、現実に。そこら辺のところをどのように考えておられるのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○安心安全課長

先ほども説明させていただきましたが、そういう使用の有効な期間についてはそのまま置いてあります。それ以上は回収しまして、例えば訓練で使ったりとか、消防団での作業で使わせていただいたりとかいうふうに使っております。

以上です。

○坂田委員

ちゃんとガソリンはそういったことで、賞味期限といったらおかしいけども、そこら辺のところをかえているということですが、保存されているガソリンに関しましては、防災倉庫の中、外の気温が30度を超えるようなときは、恐らくもう40度近くになる。そして、ガソリンの缶の中での気化も、私はかなり進んでいる、気化していると、そういうふうに思います。福知山市の花火の事故、引火事故は我々の記憶に新しいところですけども、備蓄されている市内のガソリンにも十分注意を払う、いつ災害が起きるかわかりません。そういった点では、今回のこの事故を教訓に、防災コンテナに保存されているガソリンの取り扱いについて、何らか今後の指導といえますか、マニュアルといったらおかしいですけど、何らか考えておられるのか、そこら辺のところ、御所見をお聞かせいただきたいと思っております。

○安心安全課長

坂田委員の御指摘はごもっともだと思います。私どもの職員につきましても、消防の職員と、それからOBがおります。その方たちが今、倉庫を点検しておりますので、当然そういうことにも注意をして行っております。今後、先ほどの組み立てトイレではないんですけども、各防災倉庫、誰が開けるかもわかりませんので、そういうときには注意を促すようなものを作成していければと考えております。

以上です。

○坂田委員

ぜひそこら辺、留意して、何らかの対応をとっていただきますようお願い申し上げます。

次に、同報無線整備事業、これは下流緑地新設

となっております。この921万2,700円のうち、この新設工事は幾らでしょうか、お聞かせいただきたいと思います。

○安心安全課長

済みません、ちょっと今、資料が手元にないので、調べてお知らせします。

○坂田委員

またお願いいたします。

この下流地区の新設に関しましては、当局にも多大な御迷惑をおかけしました。またそして、地元の区長も大変、設置後御苦労されたことを今でも私は覚えております。私もそういった方々に申しわけなく思っております。

そういった点では、同報無線の今後の新設に関しては、質疑でも取り上げておられましたけども、総務部長の答弁では、なかなか新設に関しては地元の理解を得るのが難しいと、従来は確かにそうでした。従来の同報無線は、いわゆる、私に言わせれば、大音響のチャイムが併設されており、そういったものが設置後、苦情につながったと私は考えます。そういった点では、おかげさまでそういった問題も解決され、今後の新設に関しては、私は従来ほど心配することはないと思います。平成25年度は、新設予算として313万円、そしてまた補正で500万円を超える補正が出ており、あわせて900万円を超える今回のこの同報無線の整備事業ですけども、もう少しその内容、設置の内容についてお聞かせいただきたいと思います。

○安心安全課長

失礼しました。まず、昨年度の同報無線の設置でございます。921万2,700円の内訳でございますが、市役所の無線と、それから八ツ田小学校を564万2,700円で整備しました。

それから、先ほどお話ありました、下流緑地、それにつきましては357万円で、日立国際電気サービスが請け負っております。

それから、補正で追加した分の詳細をということでお尋ねでしたので、今回、当初予算では八橋を整備、私どもの整備計画に基づきまして、平成25年の更新予定、八橋町神戸の八橋児童遊園に設

置してあるものを改修する予定でございました。

これは、1982年に設置をされておまして、これのパンザマストという設置してある柱が、耐震が少し疑問であるということで、その柱の分を補正で上げさせていただきました。それから、平成26年を予定しておりました1局の西中町、これを今回新規で提案させていただいております。状況も、来年設置せないかんということもありますが、傷みもひどいということで、今回先行して、ついでにお願いをさせていただきました。

以上です。

○坂田委員

質疑の席でも、ポール劣化で同報無線そのものが転倒する危険もあるんじゃないかという指摘もありました。例えば、私の周りでは、同報無線は、例えば牛田でいきますと、火の見やぐらですね、あれの上に設置されております。あの火の見やぐらそのものも昭和23年の建設で、非常に心配される面もあるんですけども。それから、竜北地区といたしますか、竜北中学校は校舎の上にスピーカーがあります。下流はポールを立てましたけども、そういったポールといわゆる公共的な建物の上につけるのでは、非常に値段も違うと思いますけども、先ほどでは546万円、下流は357万円ということでしたけども、例えばポールを使用しない場合、公共の屋根とか、今言ったようなところにつける場合とでは、これはどれぐらい金額的に差があるのでしょうか。

○安心安全課長

今回、補正で上げさせていただきました、先ほど説明した八橋の児童遊園は支柱だけでございますが、その費用でいきますと、140万9,100円をお願いしております。

○坂田委員

ということは、同報無線の設置に関して、半分ぐらいはポール代がかかるということになりますけれども、今定例会の質疑の席で、総務部長から今後、1年に新設1基更新というような話も出ておりましたけども、それはあくまでもポールの設置の予算からそういった数字が出ると思います

けども、例えば今言ったように、公共施設の上につける場合は、半分ぐらいでつくと思いますけど、そういった場合に、例えば1基の新設でなくして、2基の新設、予算的にはそういうことも可能かと思えますけど、そういったことも現実を考えられるのでしょうか。

○安心安全課長

設置をするという前提でお話をすれば、そういうことは可能でございます。ただ、前回からずっと説明をさせていただいておりますが、同報無線で屋外のスピーカーをどんどん増設していくというのは、現在の環境とかいろいろ問題がございます。その代替案ではないんですけども、防災ラジオ等について室内でもわかるような形、それから同報無線がよく聞き取れなかった場合も含めて、そういう音声で電話をかけていただければわかるようなことも今、実施計画のほうで提案させていただいております。予算のこともございますので、推移はちょっと今ここでは御説明できませんが、何らかの代替でできればというふうな考え方を持っております。

○坂田委員

当然、そういった同報無線だらけにしてもいけませんけども、最低限、同報無線の聞こえない空白地区というのは市の、前も私もいただきましたけども、円を描いて、この地区が空白地区というのはわかっておるわけですから、そこら辺は早急につけて、市ではここまでですよ、そういったところまで早くいってほしいなと思っております。

そして今、たまたま安心安全課長も言われました、同報無線が聞き取れない地区や聞き逃した市民に対して、音声自動応答装置の設置を検討してはと私も過去の定例会でこれは提案しまして、今定例会の質疑において担当部長から報告がありましたけども、いま一度、今後の導入に向けて進捗状況でもあれば、もう少し詳しくお聞かせいただきたいと思えます。

○安心安全課長

今、私どもが一応実施計画で提案させていただいておる内容は、先進として福井県でございまし

た。それからいろいろ担当が業者をお尋ねして、ちょっと費用金額が思ったよりも高いということで、導入に検討は必要かなと思っております。提案はさせていただいておりますけども、金額的に500万円ぐらいのもの、あと点検費が年間ついてまいりますので、そこら辺がちょっとネックかなと考えております。

○坂田委員

この音声自動応答装置について、担当部長、もう一度聞かせてください。

○総務部長

これにつきましては、答弁させていただいたとおり、いいことでございますので、もうちょっと簡易的な金額が安いというふうに思っておったんですけど、安心安全課長が今申すとおり、500万円ぐらいというような形の予算でありましたので、一度、うちのほうは実施していきたいというふうに思っておりますけど、実施計画の中に上げて、予算がかかることでございますので、財政の当局と1回議論をして、うちのほうは前向きに進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○坂田委員

ぜひ、また前向きに検討していただきたいと思えます。

それと、先ほど安心安全課長からも出ましたが、この同報無線が聞き取れない市民に対して、防災ラジオの導入に向け、8月の入札でリズム時計名古屋支店が396万8,000円で契約し、納期は1月31日までという答弁を高木議員の質問に対してお答えがありました。一家に1台で負担が、個人が2,000円、法人が3,000円ということですけども、その後、現在自主防災会に貸し出している50台、これは回収し、生活保護世帯に配付も考えているということですけども、ということは、現在、自主防災会、各自持っておりますけども、これを回収されるということですが、各自主防災会も2,000円出して買いなさいということでしょうか。私は、せめて自主防災会、会長といいますか、自主防災会には1台ぐらいは配付してもよろしいか

などと思いますけども、そこら辺のところ、いかがでしょう。

○安心安全課長

おっしゃる意味はわかります。ただ、ほかにも公共施設とか学校、幼稚園、保育園というのもございます。それをする前に、まずは皆さんのお手元ということでこの配付事業を計画しております。その後につきましては、検討をさせていただければと考えております。

以上です。

○坂田委員

言い出したら切りがないですね、学校、幼稚園、図書館、いろんな公共施設がありますけども、私はそういった公共施設と地域住民の命を守る自主防災会とは、私は比べるのがちょっといかなものかと、これは苦言を呈しておきたいと思います。

そして、一家に1台ということですけども、例えば大きな家に住んでおられる方は、寝室、また居間、いろんな部屋に置きたいと。そういった場合に、これはたしか1万2,000円ぐらいのもんですけども、1台は2,000円で、市があとはもつということがありますが、あとの台数に関しては、例えば実費で買いたいという人に対しては、何らかの形で市のほうからあつせんできるものなのか、そこら辺のところをお聞かせいただきたいと思います。

○安心安全課長

おっしゃる話としては、想定もしていました。そうなると、どれぐらいの需要があるかということが一番最初に必要になってきますので、希望を10月1日から募りますけれども、そういう坂田委員のおっしゃったようなことも言われる方がみえれば、当然検討に値するかと考えております。

○坂田委員

最後に、この防災ラジオですけども、今、安心安全課長も言われました、今回、ひとまず初めてのことでわからないことも多いかと思えます。そういう点を踏まえて、次年度以降もこの防災ラジオに対しては継続していくのか、そこら辺のところをお聞かせいただき、私の質問を終わります。

○安心安全課長

今年度、まず320台を発注しております。配付をさせていただこうと思ったのは300台で、リズム時計と私ども知立市役所へ納入されるということで、それから再び配るということで、もし不都合があったり、機器がどうしても都合が悪いための予備用に20台をとりあえず確保しようと考えております。

10月1日から始まる要望に御希望の方が殺到すれば、当然追加をしていこうというように考えております。以降、仮に注文者がすごい数になった場合、3カ月ぐらいかかるというふうにはメーカーからは聞いておりますので、当然、翌年度の予算に反映してでも、先ほどおっしゃられました、一家に1台いけば最高なんですけれども、希望される方には全員手にとりいただけるような体制を整えればと考えております。

○田中健委員長

ほかに質疑ありませんか。

○杉山委員

まず、45ページ、交通安全対策費であります。

初めに、大変残念な質問という形になりますけれども、一昨日、新聞報道でもございました、弘法町2丁目での自転車と、それから自動車での事故がございました。死者が出てしまった状況ですけども、この点について少しお伺いできますでしょうか。

○安心安全課長

昨年来、平成23年、それから平成24年、ずっと死亡事故が起きておりました。残念ながら、ことしも9月18日に弘栄2丁目、市役所のほうから参りまして、中一建設の2車線の道路を通して、通称蛇屋さんと言われておところの細い一方通行の道を出たところの県道の横断歩道の上で、近くの52歳の女性の方が自転車に乗るところを郵便局側から来た18歳の男性の方が乗る車ではねられたということです。衣東に確認しましたら、搬送先で亡くなられたということで、あとは新聞記事でござらんになっておるような内容でございます。

以上です。

○杉山委員

52歳の女性で、パートの従業員さんで、きっと帰宅時間帯だったというふうに思います。現場のところも含めて、狭い道路の中を自転車でカーブしながら、いろいろと走りながら、この場合は左折の運転の18歳の男性だったということですが、この後、現場検証等をされて、結構長時間あそこが渋滞になって、ストップになってたんですけれども、安心安全課長のほうでこの後、安城警察のほうで、その場所についての指導とかございましたでしょうか、お話等が。

○安心安全課長

その前に、ちょっと訂正でございますが、左折ではなくて、左側から直進の2車線の道路を走ってきて、横断歩道で出られた方で、現場は御存じだと思うんですが、見通しがいいということで、警察にも確認を朝しまして、その日の午前11時ぐらいから、県道ですので、知立建設事務所の担当の方とうちの職員とで現地を見させていただきまして、何らかのことをできないかということで、同じ事故が起きないようにするにはどうしたらいいかというお話をさせていただきました。まず、知立建設のほうは、エスコートといいまして、路面に横断歩道とかがあるところ、点々がずっと路側線に追加で引ければということで、検討をしていただけるということで、前後30メートルぐらいを引ければということで、時期等についてはちょっとこの場では言えないんですけれども、一応検討していただけると。

それから、安城署につきましては、本部のほうに上げて、こういう事故が起きたから何らかの対策をしたということで、御返事はまだいただいておりませんが、何らかをしていただけたというふうに聞いております。

それから、私どもの市としましては、看板程度で啓発することしかできませんので、看板のほうは発注させていただきました、前後の電柱にちょうどつけられそうところがございましたので、つけさせていただければというふうに考えております。

以上です。

○杉山委員

見通しのいいところではあったんですけども、きっと午後5時台は時間帯的には事故が多い時間帯ですね、夕方の。そういう中で、本当にとうとい命を亡くされてしまいました。その対応としては検討ということで、今お話があったとおり、これからの処置をしていただけたということであり、大変不幸な事故ではありますけれども、やはり市民の生命と財産を守る行政として、できるところまでやっていくということで、いろいろと対処をしていただきました。ここの部分は、そういった事故での対応を県道ですぐやっていただいたということです。ただ、今お話があったとおり、どこの場所もそうですけど、どこでも事故が起きるということで、その事故を見越しているんな対応をしていくのが行政でもあるわけですが、先日の質疑でもございました、ここの部分は、当然信号等の配置ができる場所ではないというふうに思いますけれども、信号等の配置等も含めて、今、市民がここは危険箇所というふうに要望が出ているところでの対応について、先日少しお話もございましたけれども、この箇所も含めて、安城警察、そしてまた知立建設等への何かアクセスをしていただけているところはありますでしょうか。

○安心安全課長

全般的なことではよろしいでしょうか。

実は、先月でございますけれども、私どもの交通指導員が7名おりますが、市内の通学路のところでは区画線、横断歩道が主ですけども、そういうところが薄くなっておるところがあらへんかということで、何週間かかかって調査をしてくれました。それをもって、安城署のほうへ横断歩道について再度引き直してくださいというお願いを、先々週持って上がりまして、交通課長のほうから、一遍には無理だけど、順次引いていこうかというお話を賜っておりますので、今後少しずつでも優先して、横断歩道の引き直しをお願いしておるところです。今のところは、それぐらいしかちょっとお答えできないんですが。

○杉山委員

私も以前に、やっぱり横断歩道、またいろんな示すところの部分が薄くなってたりとか、取り外されてたりとか、不明だったりというところについてお話をさせていただきました。今回の事故のところは横断歩道のところもございますけれども、やはり不明確、また見にくいというところがたくさんあります。そういったふうで、先々週、特に歩いていただいたということで大変ありがたいというふうに思いますが、やはり現場のところの危険箇所というのは、常にやっぱり、当然だというよりも、いつも危険だという思いで見ていると、本当にそういったところに当たると思っていますので、ぜひまた定期的にこういったところがまだ、順次ということで今お話がございましたので、また早急の一つ一つしていただければなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

次に、107ページの学校教育指導費の中で、ちょっと私、保護者の方からお聞きしたことで、確認的なことになっていきますがお聞かせください。

107ページの3目学校教育指導費の中の各種研修会とか開催状況をうかがっております。その中で、いろんな発表会とか研修会等が書かれておりますけれども、音楽発表会は小・中合同音楽会、また講師の方を招いて等が書かれておりますけれども、今現在、小学校・中学校合同の発表会の内容を教えていただけますか。

○学校教育課長

音楽発表会のことでよろしいでしょうか。

市内の各学校で代表となる学年、その学年は今のところ、ほとんどの学校が4年生を対象にしていると思います。それから、中学校の場合は、吹奏楽部のほうが出演しています。そういったところ です。

○杉山委員

小学校は4年生の方、中学生の方は吹奏楽ということであります。小学校4年生は、各学校4年生全員でしょうか。

○学校教育課長

学校によって出場する状況が違います。学校に

も規模がありますので、大きな学校、4クラス、5クラスの学校、それから少ない学校は2クラス、そういったところで、いろいろなやり方で負担がないようにという形をとっていると思います。

○杉山委員

学校の規模によって当然クラス数が違いますから、児童数が違うということで、学校にその時勢に合わせて人数もあるということの話だったというふうに思います。音楽だけではなくて、いろんな発表があるわけですが、数カ月かけての練習で、きっと今ぐらいからの発表になると、きっと夏休みぐらいからの練習とか、いろんな放課後の時間を使っての練習とか多々あると思うんですけども、各学年がその発表に向けての練習ということで、いろんな問題点もあったかというふうに思うんですが、学校の規模で、当然少ないところは全員で、多い学校においてはクラスの希望者とか、そういう形で、児童の方から発表に参加する、参加しないという形を何か形で決めていくということでしょうか、参加に対して。

○学校教育課長

ちょっと学校それぞれがやっている参加、出演のメンバーの決め方というのは違っております。今、決め方の資料を持っておりません。ただ、学校によっては、クラスで選んでいこう、それぞれ今回は歌比べみたいな形で1組と2組をとというような形をとっている学校、それから本当に希望者制でやっていこうという学校もあります。それぞれ学校の実情、あるいはそういった先生たちや周りの状況を考えながら学校が対応しております。

○杉山委員

きっと学校の先生方も皆さん、そういった思いで、全部を公平に、またそういった各クラスの代表という形での発表とか、いろんな状況というのはあるかというふうに思うんですね。当然、一番大きい学校、西小学校がクラス的には多いですか。違いますよね。

○学校教育課長

そうですね、大きな学校というと、知立小学校が一番規模的には大きいかなと思いますけれど、

次は西小学校、南小学校、この辺は4クラスぐらいあると思います。

○杉山委員

どの学校ということ指定するわけではありません。こういった発表に対しての今回アンケートをとっていただきながら、保護者の方への内容を含めたアンケートがございました。こういった発表会に児童の方は出れますかとか、そんな内容がいろいろと細かくあったんですけども、私もそういった発表会は、自分の中では、クラスがどこか代表になる、皆さんが競り合ってなるということの部分では、1クラスが代表、全員そこは参加ということもあるというふうに思います。ただ、基本的には、こういった発表というのは、不得手の子、得手の子、いろんな子があるとは思いますが、全体のそういった音楽を学びながら発表していくのは一つの子供心の到達点で、自分はそうだったので、そういった発表にはたくさんの方が、逆に言えば全員参加で、発表できる場所とか、そういったことがあれば、私はそちらのほうに望まれるというふうに思うんですけども、やはりそこでいろんな個人的なことがあるにしろ、そういうアンケートをとられると、やはり出る子、出ない子というのが出てきて、その中でやっぱり親御さんの中でも、これは子供たちにどこまでどういう形でいって、ちょうど4年生という、中間高学年に向かっているいろんな、一番小学校の中でも感じる年ですよ。そういった中で、全員が参加できない内容がステージが狭いとか、また変な話、大人の考え方で一つ変わるような内容が原因であれば、それはこちら側としてはそういったスペースもとれるような運営にすればいいし、何か発表に対して、全員参加できない内容をいろいろとつけてあるようなアンケートの内容に私は感じたんですね。やはりいろんな今言われたようなクラス、また人数的な問題、いろんな問題があるとしても、やはりそういうのを保護者の方に求めると、保護者の方はそれに対してはそう反対も、いいも悪いもなかなか言えない部分、出された学校からのものに対してはこたえていくしかない

という部分があるというふうに思うんですね。そういった点で、やはり小・中合同発表会というふうにするのであれば、やはりその学年が統一的に学校によって少ない、多いというのは別として、4年生なら4年生、全員がやはり対象となって、そういった一つの発表というのをさせていただきたいなというふうに思うんですけども、この点についてどうでしょうか。

○学校教育課長

杉山委員の言われる言葉、すごくもともとだと思います。本当に収容ステージの上に120人、130人おるような学校全員が立てるかということ、やっぱり無理です。だから、そういう体制に持っていけないと、持っていきたいんですけど、やっぱりそこはまたちょっと研究させていただきたいなと思います。今のところ各学校のほうには、そういう保護者の理解、それから子供たちが納得できるような方法で何とか、半日の日程でやるものですから、できるように考えてほしいというふうをお願いしてありますが、今後またちょっと検討していく必要があるかなと思います。

以上です。

○杉山委員

済みません。皆さんが思い出に残る発表会になれば、また音楽会であれば一番いいというふうに思いますので、またぜひいろんな、こういうことが出てくるような、ひとつひとつをまた細かく、終わった後でまた反省に基づいて見ていただきたいなというふうに思いますのでよろしくお願いたします。

次に、114ページの各種団体への助成のところ、地域婦人連絡協議会補助金という項目があります。地域婦人連絡協議会の方々も、本当にいろんな活動をしていただきながら、発表会等も持っていたいでいるわけですけども、この地域婦人連絡協議会の会長にお話を伺ったんですけど、ことは特に防災をテーマにしているいろんな活動をしていただいているというふうにお伺いしました。ことは10月22日に防災をテーマにした講演会もございましたし、11月15日にはまたその発表等もあ

るということのお話も伺っています。また、8月26日、ちょっと私は議会で行けなかったんですけど、何か炊き出しの練習をされるようなことも少し伺ったんですけども、こういった各内容については御存じでしょうか。

○生涯学習スポーツ課長

婦人会がさまざまな活動をされておることは、補助をさせていただいた中で、決算の報告書等で見させていただいております。先ほど言われました防災の講演会は、県の委託事業でございまして、そちらからの御依頼でやるというようなことは伺っております。

一覧については、ちょっと手持ちにないので、どこからどこまで事業をやられたか、詳しくは今ちょっとお答えできません。

○杉山委員

今回が昨年の平成24年度の決算の部分なので、18万7,000円についての内容等を報告していただいているんですけども、ことはそんなようなことで、県の中も代表で知立市の婦人会として、この11月15日に発表させていただくという話を伺いました。結構、地域婦人連絡協議会でも今回、防災のほうの連絡協議会の委員にもなっているというふうに思いますし、活動がだんだんとやっぱり地域での婦人層のこういった役員をやる方々が少なくなる中で、いろいろと市の行政に携わっていただいているんですね。やはりその中で、いろんなちょっと要望を出しながら、市へのこういうのができませんかというようなことを御相談をされたりもされるというふうに思うんですけども、予算面、それから人としてのアドバイスのことも含めて、そんなようなかわり方はどうですか。

○生涯学習スポーツ課長

婦人会の会長につきましては、よく中央公民館のほうへお越しいただいて、会長も毎年大体代わられますので、いろいろお尋ねいただき、市のほうでアドバイスできるものにつきましては、その都度アドバイスをさせていただいております。

以上です。

○杉山委員

少し会長とかメンバーの方々と懇談させていただいたときに、やはり何にでも当然お金がかかるわけで、いろんなこと、こういうこともやっていきたいな、特に今回この防災の発表を目指してやっていきたいことができたときに、どうしても市の方々からの、防災についてもそうですし、そして金銭面でちょっとこれぐらいかかるということの、個人の負担にはなってはいけませんから、そういったものに対しての、ぜひまた会長を通じてでも結構ですから、聞いていただきながら、今回特に11月15日目指してのことがあると思いますので、ぜひこちらのほうから、また積極的に聞いていただきたいなという部分がありますので、ちょっと要望しておきますのでよろしく願いいたします。

前後して申しわけありません。

108ページのほうに戻って、あいフレンド指導員3人というところがございますね。生徒支援事業のところですけども、きょうはちょうど朝、南中学校の運動会に参加させていただきました。生徒がすごく本当にしっかりした入場行進もされておまして、本当にたくましい思いもしたんですけども、そういった中で、きょうは参加している人は全員なのかなとか、欠席はいなかったのかなとか、不登校の子はいなかったのかなということを少し感じてしまいました。そういう中で、一般質問のときもさせていただきまされたけれども、不登校の生徒に対するそういった事業として行われていますけども、今回このあいフレンド指導員3人の状況について少し伺えますでしょうか。

○学校教育課長

あいフレンド、メンタルフレンドとでも言いますか、大学生の方をお願いして、各中学校に1名ずつ配置をしています。70回程度、年間、3時間ぐらいなんですけれども、来ていただいております。本当に学校にこられないような子で、要望があれば、そういう不登校の子の話相手になってあげるということを大きなねらいとはしています。でも、今のところ、なかなかそういう親が留守の家

庭にあいフレンドが入り込むとかなないので、余り需要はないんですけど、じゃあ何もやってないかという、学校に来てるんですけど教室に入れない子とか、保健室にいけない子とか、そういった子も結構おりますので、そういった子の対応が今のところ主な活動になっているところが多いです。本当に何かそういう子供が家にいるので来てほしいという、そういうのがあれば、すぐ出ていけるようになっております。

以上です。

○杉山委員

なかなか、あいフレンドになられた方も、指導員の方も大変な思いがあるかなとも思います。ただ、やはり同世代に近い方、親御さんとか先生じゃない方というのが一番話しやすいかなということで、不登校になってしまった方への渡りとしてあいフレンドという形の指導員さんを雇っていただいているわけですけども、やはり今、学校教育課長が言われたように、なかなか家のほうへの訪問ができないということが一番、できたら、そういった世代の方が友達感覚で来ていただいて、お母さんとまた別の角度でしっかり人間関係をつくっていただくというのが一番かなというふうに思うんですけども、それは保護者の方のほう拒否してしまう、それでもう全くそういう機会が得られないということですかね。

○学校教育課長

さまざまなパターンがあると思います。でも、一番大きいのは、引きこもりというか、家庭に入ってしまったっている子の場合、まず自分を閉ざしていますので、うまく人と接することができない、そんな中で、きっかけを一生懸命、担任のほう呼びかけて、担任もしゃべれない子もおりますので、しゃべれるような子に対しては、どうって進めたりしていきます。本人が閉ざす場面が一番多いんじゃないかと思います。

それから、親が働きに出てしまって、家庭が本人だけになってしまった場合は、なかなか留守の宅に来てもらっては困るといわれるような保護者もたまにはおります。

以上です。

○杉山委員

私、この不登校についての御質問をさせていただいて、いろんなお返事をいただくんですけども、先日も不登校、学校に行けないお子さんの親御さんとお話しする機会のあるときに、やっぱり最初の1週間、一般質問のときもさせていただきましてけど、本当に長くなる前の期間、長くなるのがどこまで長くなるか、学校側としてはわからないわけですけども、最初、本当に1週間ぐらい休まれたときの対応ってすごく大事だというふうに思うんですね。その段階というのは、まだ保護者の方との先生のやりとりだというふうに思うんですけども、その早いうちのタイミングのあいフレンドの方の対応というか、まだ不登校になっていくという形の方向がまだ見えないかもわからないんですけども、やっぱり親御さんにしたら、自分が子供と接する中で、学校の先生とのやりとりの中で不登校になっていく原因が親御さんのほうにあると思ってしまうと、なかなか学校への少し積極的な意見が言えない、またお子さんのほうも、まだ不登校に自分もなっていくのかどうかというところの部分で親にも話せない、何かそのところがどんどんつながって、長くなってしまって、1カ月なり、3カ月なり、もう1年だと、逆に小学校からずっと不登校生になってしまうという、その始まりはちょっとしたきっかけかもわからないんですけども、最初の本当に1週間ということが、先生方も大変忙しいので、いろんな意味で、それでも1人ずつを見ていただいているんですけども、そういったところに同世代の、兄弟がいらっしゃる方、いらっしゃらない方みえるかもわかりませんが、やはりその期間のところでの友達づくりじゃないですけど、ちょっと話せる兄貴とかお姉ちゃんというような感じの人が入っていくという、そういった何か期間も早目に手が打てるようなものになると、また違うのかなと素人考えで思ってしまうんですね。ですから、こういった制度をつくっていただいて、この間、教育長にもお話しさせていただきましてけれども、すごく知立市とし

てはありがたい事業だというふうに思っていますし、あいフレンドのこの制度をやっぱりせつかくなので本当に生かして、不登校ゼロの市なんてないですよぐらいの、それは別に個人の問題ばかりでもなく、行政の問題ばかりでもないんですけども、やはりそこに向かっていくためにもっともっと積極的にこういったものをリズムに乗せながらやっていただくとありがたいなということを改めて、やっぱりそういったお子さんを持っていらっしゃる方とお話しして感じました。また、そういった制度のことも、もしかして御存じなくて、相談できない親御さんもみえるかもわかりませんので、この辺について、啓発とはいいませんけれども、本当にもっと細かい部分での配慮でこの事業をやっていただきたいなど。私は、もっと予算をつけてもいいかなと思っているような、また思いもあります。また、お金だけではございませんけれども、内容も含めてそういった事業をしていただきたいなと思っておりますが、この点について。

○学校教育課長

杉山委員の言われる最初の1週間というのは、本当に確かにそうだと思います。それよりも何よりも、まず教員がそういった変化を見られるような教員であって、未然防止につなげていかなければならないということ、一番先生たちには重要視してもらっております。1週間の間に、本当にあいフレンドを必要とするような状況かどうかというのなかなか見分けられないようなときもあります。でも、先生方もこのあいフレンドというのにはよく知っておりますので、うまく活用できるようには頑張っております。

それから、本当に有効に活用していきたいと思うんですけど、なかなか自分の子供はあいフレンドが必要ないという感覚のほうが強いもので、いざとなったときに、そのことがぱっと出るかというと、保護者に対して啓発というのはなかなか難しいなど。ただ、そういう存在があるというのは常に、むすびあいだよりというのが月1回出ますけれど、そういったものでは出しておりますが、なかなか見えてもらっているような状況にないのか

などは思います。ともかくこのあいフレンド、今言われましたように、積極的に活用するように今後も研究していきたいと思っております。

○田中健委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後3時01分

再開 午後3時11分

○田中健委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

○石川委員

ちょっと一つだけ、教えてもらいたいこともありますので、よろしくお願ひします。

電算管理費についてであります。

46、47ページ、まずは総額が3億1,745万9,636円、41.6%増ということですが、まずこれについて、説明の中で新旧のホストコンピューターの入れかえが並列したということですが、ちょっと説明をお願いします。

○企画政策課長

ただいまの新旧の入れかえということでございます。

平成22年度から計画のほうを進めておりました基幹系の電算システムの再構築ということで進めてまいりました。平成24年度におきましては、新しい住基システムの稼働とか、平成24年度7月の住民基本台帳の改正等に対応しまして、平成25年3月からは住民税、固定資産税、軽自動車税等、税情報システム等も稼働しております。計画された全ての業務の再構築をしてまいりました。その間、平成24年度におきましては、先ほどおっしゃいました、27年経過しました前のシステム、そのシステムを並行してホストコンピューター、この従来からのシステムと並行に運用しておりましたので、そのような形で増額していたということでございます。

以上でございます。

○石川委員

私は余り電算のことはよくわからんのですが、

並行して進めるというのはどういう意味ですかね。新しいのができて、場所が全然違うんだっただけであれでしょうが、こちらに新しいのができたら、さっと入れかえることは不可能なんですかね。少しずつ時間差はあるにしろ、古いやつをずっと動かしてかないかんという、そういうところがあるんですか。それで、その間の新しいのと古いのの借り上げ料ですか、これはどれぐらいの値段なんですか。

○企画政策課長

先ほどもちょっとお伝えいたしました、新しいシステムと古いホストコンピューター、これは2年をかけて並行で開発をしております。短期間で開発できないものですから、一つ一つ開発しながら徐々に並行運用で、最終的には新しいほうのシステムになったわけでございます。

今の古いほうの分がお幾らかということでございますけれども、47ページのここで見ていただきますと、そこが一番上の表でございます、まずシステム保守等委託というところで、ここに663万3,459円でございます。その中でホスト部、旧のシステムの分が319万2,000円と書いてございます。それから、その表の下から2番目、税制度改正対応システム開発委託、こちらのほう、1,479万300円、これが古いホスト分でございます。それからもう一つ、次の表の使用料及び賃借料というところがございます。その2段目、ホストコンピューター関係機器借上ということで、7,499万1,420円ということになってございます。この今のお伝えいたしました額を足しますと、9,297万3,720円ということで、これが古いホストコンピューターのシステム分ということになります。

以上です。

○石川委員

そうしたら、新しい分は幾らなんですか、新しいホストコンピューター。

○企画政策課長

今の9,200万円余の額を除いた分ということになりますので、大体2億2,400万円ほどになるかと思えます。

○石川委員

旧のものはそのまま、これは毎年借りているのとはほぼ変わらんですね、9,000万円というのは。今までずっと借りてきたのは、大概8,000万円から9,000万円だったと思うんですけども、それでは新しいのがその残りだといったら、えらい高い金額になるんですね。新しいものだけのホストコンピューターの借り上げ料というのは大体幾らなんですか。

○企画政策課長

済みません、今、全体から旧のシステム分を除いた額でお伝えいたしました。そのほかにもいろいろ電算関係のものがございまして、新しい基幹系の再構築の事業といたしましては、1億3,392万円余でございます。

○石川委員

私も、いつもいろいろ報告書ももらうんですけども、いつもこの電算のところを見ると、いろんなものの委託料だ、システム開発料だとかいろいろあって、どれがどういうふうなのか、よくいつも理解できてないんです、実は。今回もずっとそういうふうにあるんですけど、このホストコンピューター、新しいのが1億3,392万円というのは、開発も含めてですか、単体の借上じゃなくて。

○田中健委員長

しばらく休憩します。

休憩 午後3時20分

再開 午後3時21分

○田中健委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○企画政策課長

大変失礼しました。

48ページの上から三つ目のところの使用料及び賃借料のところに基づ幹系システムの使用料と借り上げ料ということで4,800万円余、こちらが計上されております。こちらが今後かかってくる費用かと思えます。

それから、その上の委託料といたしまして、8,558万円余ということで、これは基幹系システ

ムの再構築に当たりました開発料等でございます。

以上でございます。

○石川委員

今、そういう説明を受けましたが、旧のホストコンピューターが9,200何万円かかっているんですが、その説明でいきますと、今度、借り上げ料が4,800万円で済むと、こういう理解でいいんですか。

○田中健委員長

しばらく休憩します。

休憩 午後3時22分

再開 午後3時23分

○田中健委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○企画政策課長

失礼いたしました。

先ほどお伝えいたしましたハードの差ですね、ホストコンピューターのほうが7,490万円余、それから基幹系でいけば4,833万9,000円余という、この差は安くなるということではよろしいかと思えます。

○石川委員

じゃあ、そのまま信じております。次から借り上げ料が安いんですね、4,800万円とかその程度でここへ出てくるわけですね。今、ホストコンピューター関係借り上げ料というのは、47ページの2番目にありますけども、7,499万円と出てますね。それが今度からは、新しいのになったら4,800万円という数字で出てくるという理解でいいですか。

○企画政策課長

今のシステムの使用料につきましては、そのような形でよろしいかと思えます。

○石川委員

ということは、新しいホストコンピューターというのはすごく、多分性能も、能力的にはどんなものか知りませんが、相当よくなって、値段も安くなったと、こういう理解でいいんですか。

○企画政策課長

今の4,800万円、平成24年度まででございます。平成25年度におきまして、まだ税のシステムの導入等がございますので、これが2,400万円余、これにかかってまいります。

○石川委員

ほぼ同額だということでもいいですね、前も後も。ホストコンピューターの借り上げというのは、ほぼ同じぐらいということでもいいですね。

○企画政策課長

あと、前のホストシステムというのは、ホストコンピューターは27年余使っておりました。システム自体、コンピューターのプログラム等がもうブラックボックス化されておまして、新しい新制度等を毎年いろんなものが変わってまいります。そうすると、それに対する費用、開発費用、そういったものが今後のしてくる。それから、新しいシステムになりますと、そういったものがもうパッケージ化されていますので、そういったシステム改修料等も簡易化されてまいりますので、将来的には4年後、平成30年度ぐらいになりますと、削減が見込まれてまいります。今、そのような計画であります。

○石川委員

ありがとうございます。

このコンピューターは新しくあれするときに、2年前から結局並行して進んでおるわけでしょう。だものですから、そのときには、やはりNECとの契約があるんじゃないですか、ホストコンピューター借り上げという。これは、どういう契約でやってみえるんですか。契約書というか、何かあるでしょう、契約事項が。質問で聞いたのはそれだけです。

○企画政策課長

旧のホストのシステムは、1年のレンタルでやっておりました。今回の新しいシステムにつきましては、リースで5年です。

○石川委員

リース5年ですから、毎年変わるということはないですね、5等分かなと思いますけど。それは今、年限もわかりました、5年のリースで借りる

ということですね。

それで、能書きと言っちゃいけません、旧と新では、能力というのはよくわかりませんが、どれぐらいの違いがあるんですか。

○田中健委員長

しばらく休憩します。

休憩 午後3時30分

再開 午後3時30分

○田中健委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○企画政策課長

コンピューター自体の能力、処理スピードがすぐ早くなるとか、そういうものでもございません。先ほども申しましたように、新しい制度等の改正がございました場合に、対応がすぐ可能だというようなことでの向上でございます。

○石川委員

ちょっと余りよくわかりませんが、また新しいことが起きたときには、必ず委託料なりが出て、それでやるわけでしょう。だから、余り変わらへの違うんですか。新しいのはすつと対応できるなんていうのはあり得ないので、必ず何か委託料は出てくると思うんですが。

○企画部長

旧のホストコンピューターというのは、知立市オリジナルのプログラムですので、何か制度改革があると、知立市独自のプログラムを書きかえる必要がございます。今回の基幹系のシステムというのは、いわゆるワードとかエクセル、そういうソフトと同じですので、アップデートがあればそのままシステムが入れかわると、そういう利点がございますので、これは投資としては今が山なんですけども、その後、人件費等も加味すると、ずっと下がっていくという、そういうことでございます。

○石川委員

わかりました。次からのいろんな制度が変わったときには、そんなにお金がかからずにやれちゃうと、こういう理解でいいですね。わかりました、

ありがとうございます。

あと、いろいろ毎年いただく資料の中では、大変、委託料だ何だ、借上げ料だとかいろんなものがぶわっと出ておりましたので、どれがどれだかよくわからないなということで、それぞれのところにそれぞれのものがあると、サーバーがあっちにもある、こっちにもあるとかいろんなことを言ってみえましたが、それはそう変わらないかなとは思いますが。しかし、それでソフト面が即できるということで、そういう委託料が少なくても済むだろうと、そういう理解でよろしいですね。

そこで、もう一つだけお聞きしたいんですが、その下のところ、47ページの下に、あいち電子自治体推進協議会、これは毎年、大体800万円ぐらい払ってるんですけど、今はどういう方向へ向かっているんですか。一緒にやると安くなるというお話は以前から聞いておりますけど、今はどういう方向に向かっているということですか。

○企画政策課長

まず、あいち電子自治体推進協議会のほうでございます。まず目的が、会員が連携・共同して電子自治体を構築することにより、住民の利便性の向上並びに行政運営の簡素化、効率化に資することを目的として、その自治体協議会がでございます。会員共同の取り組みシステムの整備ですとか運営管理、そういったところで共同で運営管理をするというように理解をしております。

○石川委員

以前のときは、これを知立市独自に進めたらどうかというような話でやると、必ず単独でやると値段がかかるので、今、あいち電子自治体推進協議会、そこでやって、一緒にやれば値段が安くて済むというような答弁をずっと受けてきましたが、今一番そのままになって、最近は余り話題になってないですが、認証ですね、要するにパソコンのほうから支払うという認証の形をやるのは非常にお金がかかっちゃうということで、それがために電子マネーのあれができないというような話があったんですが、今、知立市のほうは、マルチ何とかで、今コンビニで払ったり、それからカードで

支払いができるようになって進んできました。今度、そういうものでも支払いが可能かなという話をすると、大変な話だと、認証するシステムができないかん。余りふえても、ある大きな大手の銀行は、認証で今お金を出したりすることができるようになっておりますが、何かその方向性もなしに、ただ共同でやっている、何かに向かって研究されているんじゃないかなと、そんなふうには思っておりましたが、今聞くと、何か共同で、何だかわからないような状況ですけど、本年度はこういうことに向かって進もうとか、何かあるんじゃないですか。そこら辺をちょっと教えてください。

○田中健委員長

しばらく休憩します。

休憩 午後3時37分

再開 午後3時37分

○田中健委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○企画政策課長

失礼いたしました。

あいち電子自治体のほうでやっております事業ですけれども、電子申請事業、LG1の運用経費、施設予約システムの事業、電子調達事業、それがございます。

以上でございます。

○石川委員

これはどれぐらいの回数で会議をやるんですか。例えば、1回会議やって、3カ月に一遍ぐらいなら、次は皆さんの自治体で宿題といいますか、あなたのところの町はどうなんだとかいう話で協議をするんじゃないんですか。どれぐらいの間隔で会議をされてるんですかね。

○企画政策課長

済みません、ちょっと会議の頻度まではございませんですけども、全体の会議ですとか担当者レベルの会議というのは行われていると思います。

○石川委員

どれぐらいの間隔で。担当者会議は。

○企画政策課長

済みません、ちょっと年間のスケジュールが私のほうに今ないものですから、申しわけございません。

○石川委員

企画部長、わかりますか。1年間どれぐらいやっているのか。

○企画部長

この分担金というのは、会議もあるのかどうか、ちょっと私はわかりませんが、そういうものの参加というよりも、愛知県全体でのシステムの共同利用ということでこの分担金があるわけでございます。体育館、テニスコート、そういうものの施設予約のシステムですね、これも知立市にございますけれども、愛知県全体のこのシステムに今乗っかっています。それから、住民票の電子申請、それから入札システムもそうですね。そういうシステムを共同利用させていただいておるとこの分担金ということでございますので、担当者のレベルの会議があるのかどうか、ちょっと詳細はわかりません。済みません。

○石川委員

わかりました。共同でそうやって使っていくということでやっておられるんでしょうけども、でもそれをつくるもとというのは、担当者が恐らく集まってやるんだろうと思うんですけどね。共通にしてやっていくよということなんです、それで、その会議があるのかないのかわからんと。結局、その分担金という、そういう今、入札だの、それから予約システムだの、そういうものを使うもののコストとして払うわけですか。

○企画政策課長

まず最初に、会議のほうでございます。

年15回程度開催予定がされておりますので、いろんな事業部会ですとか定期総会、それから運営委員会、先ほど言いました担当者会議等、15回予定されてございます。

それから、あとそういったお金でございますけれども、先ほどのいろんな事業の経費がでございます。

○石川委員

ありがとうございました。共通でやられることは、どんどん共通でやっていただければいいわけでありまして、目に見えて市民のサービスが上がるなどということは、私はいつも電算にもかなりお金をかけて、庁内は確かに非常に便利になってると思います。だから、窓口に来られた人なんかは、早く今処理ができるようになっていますが、本当に市民のこのサービスができてるということは余り目に見えてないのではないかなと、お金は結構使う割にはね。億を超えるお金を使いながら、庁内の事務処理、そういうものは確かに円滑になっていると思いますが、もう少し市民が本当に求めるものがあれば、この予約システムは市民の方には評判よくないんです、実はね。それはまた別に機会に申し上げますが、そういうことで、ぜひ市民のほうにサービスが向けられるような方向というものを考えてもらいたいと思います。自分たちの仕事だけが円滑になって、それはしいては市民の方にサービスだと言えるのかもわかりませんが、目に見えてなかなか、私が最近感じるのは、先ほども申し上げました、税金類をコンビニでも払ってもいいよ、それからカードで払ってもいいよというようなふうに進んでいったというのは、確かに市民にとっては非常にサービスです。そういうのは目に見えてくるような方向へどんどん進んでいただければと思います。どうもありがとうございました。

○田中健委員長

ほかに質疑ありませんか。

○風間委員

まず、財政指標で2点ばかり質問させていただきます。

財政力指数です、まず1点目が。財政力指数は、解説文は、1より大きければ財源に余裕があり、1より小さければ余裕がないとされていると。基準財政需要額分の基準財政収入額、それで1を切る状況が当市はもう3年続いているわけです。平成20年は1.21、平成21年度は1.23、平成22年から0.99、0.96、0.97とこういう状況が続いておるわけですね。それで、きょう、たまたま元金交付金

の資料で、全県の市のデータも大変興味深く拝聴させていただいておりました。碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、小牧市、東海市、大府市、日進市、みよし市、長久手市の10市が1.1以上という形で、あとは1以下という形であります。ですから、地方公共団体にとりましては、大変厳しい状況が続いておるなというのがこういう表でも一目瞭然となっているはずですが、ただ、この解説にもありますように、財政力指数がよいといっても、富裕な団体という即断はできないという新たな文言がここ最近、ここに追加されておりまして、確かにそのとおりだと思うんですね。いろいろな要因があるわけですし、ただ健全財政という部分を考えてみますれば、やはり1以上が理想であるに決まっておるわけですし、ただ制度的には1を切って、余裕の財源のない場合は国から補填されるというこういう制度ですから、またそういう1を切ってる状況が3年も続いている状況に対して、率直に市財政当局としてはどのような所見をお持ちか、まずちょっと率直な所見をお聞かせいただければと思うんですが。

○企画政策課長

今、風間委員がおっしゃられますように、財政力の体力というんですか、こちらをあらわす指数でもございます。指数が高いほど財源に余裕があるとも言われてはありましたけども、当市、平成22年からは1を切った状況にはなっておりますので、そこら辺で大変財政力といたしましては、十分な収入が確保されていないのではないかとということで、自力で調達できない分を補っていただいているという感覚でございます。

○風間委員

この制度、本当に国にとっては、地方をコントロールする非常に便利な制度ですし、また基幹税の部分もなかなか配分割合を変えないと。今回も全国市議会議長会から意見書を提出してくれという、そういう今協議がされておる最中ですし、さりとて地方に行きますと、よく地方の自治体に行くと、これはみんな国が建ててくれた建物ですとか、そんな話を聞くんですね。しかし、それは

もう国に対する依存体質になっちゃってると。確かに歳入の余裕、市税の余裕、なかなか人口も少ない、企業もない、そういう状況は理解はできるんですが、やはり自主的にそういう部分は自助努力するという体質が欠けた場合は、やっぱりどんどんと低下していくのは目に見えとるわけですよ。最後は自治体破綻ということにも、そういう精神がつながってくるのではないかという部分はしておるんです。ですから、こういう指標というのは本当に大切な部分がありまして、今後をどう分析するかも非常に重要なポイントになってくるかと思うんですが、しかし、先ほど総務部長のお話等を聞きますと、なかなか、まだまだ1を切る状況でここ近々は推移していくのかなという思いはしてるんですが、その辺の見込みはどのように分析されておられますか。

○企画政策課長

全体のことでというようなお話かと思います。昨今、経済政策ですとか、オリンピックも東京開催というような中で、景気の回復基調というのも見られているかと思うんですけども、それでもまだまだ経済回復というのは不透明かと思います。先ほどの市税についても、まだ先行きの見込みがとれない状況かと思うので、財政的には非常に厳しい状況というのはいましばらく続くものかと思われまます。

以上です。

○風間委員

そうですね、明るい話題が東京オリンピック、リニア新幹線、アベノミクスの連動政策でこういう成長戦略の部分に入るんですかね、こういうもの。だから、そういう部分で、地方も実感が持てる、そういう制度政策を国が打って、地方も自助努力をして、健全な財政運営をしていくというのが基本だと思いますので、そういう思いを強めて行財政運営に担当として当たっていただければというふうに思います。

もう1点が、経常収支比率です。これが非常に私、心配しておりまして、平成22年から94.3%、91.9%、94.3%と、これは数値上の経常収支比率

ですが、括弧内を分析せんといかんわけですね。これは私、以前にも申し上げたんですが、国策の恒久減税とか地方交付税の削減によって、減収補填債とか臨財対策債、こういう制度が導入されて、余りにもこれを算定基準に入れ込んでしまいますと、地方の数値が悪くなると。だから、これは除外していいという国の勝手な判断で、真水の部分はなかなか見て取れなかった部分がありまして、それを指摘した以降は、七、八年前ですがね、私が、括弧書きもしていただけるようになって、十分な分析ができるなという思いはしております。それで、平成24年度が100%を超えちゃってるんですね。70%、80%の間で分布するのが通常で、80%を著しく超えると、財政の硬直化が進んでいると、これは一般的な見解ですけど、80%も大幅に、100%ですよ。これは非常に危機感を覚えた形で、今後取り組んでいただかなければならない重大な指標だと思うんですが、いかがでしょうね、この辺は。

○企画政策課長

確かに、風間委員がおっしゃるとおりでございます。財政状況の余裕があるかといいますと、除いたほう、括弧書きのほうでいきますと、101.2%ということで、100%を超えております。そうでない、前の指標の94.3%におきましても、例えばこれ、1万円のおこづかいをもらっても、本当に使い道が決まってるのは9,430円ということで、ほとんどもう手元に残らないというような状況で、なおかつそれでも101%を超えたということに対しては、非常に財政的な余裕がない状況かというのはわかるかと思います。

○風間委員

決算審査意見書のほうで、細かく内訳が分類されてるんですね、8ページなんです。平成24年度を例にとりますと、人件費が24.7%、大きいのがほかに物件費が21.9%、あと扶助費、公債費、補助費、これが11、12%台という形なんですよね。これはもうずっと微増しているという状況ですよ。今後もそういう状況が続いていくと、ますます建設的経費に使うパーセンテージが圧縮されて

くるという状況で、本当に市民の皆さん方は、実感として我々、生活自身に快適で幸せな生活につながる事業が不十分じゃないか、要は満足度等がなかなか感じられない状況がこういう数値でも読み取れると思うんですね。だからこそしっかりとした無駄を省いて、自主財源も確保してと、先ほどの財政力指数とこれも連動してくるわけですが、的確な行財政運営を図っていただければというふうに思うんですが、この二つの数値を見て、副市長ね、非常にこれは、ある部分では地方自治体の我が知立市にとりまして、大変厳しい状況におかれている現状、また今後、大型事業もまだまだ続く中で、それをどう乗り越えるかは英知を結集して、市民一丸となって取り組んでいく今状況に置かれているという状況をこういう数値からも学んで、しっかりと取り組みの気合いを入れ直すという、そういう部分につなげていかなければならぬと思うんですが、いかがでしょうかね、見解は。

○清水副市長

今、御指摘のとおり、この二つの財政指標から見る限り、知立市というのは非常に厳しい状況になっているなということは思うわけでございます。特に、御指摘のように、経常収支比率というのが非常に高どまりをしているという現実、私どものいわゆる政策的経費というものが非常に圧縮をされているという結果でもございます。そういう意味では、ここの部分は、やはりいろんな物件費を初め、いわゆる経常費をどれだけ効率的に運用するかというところでの努力のしがいのある部分だというふうに理解をしておりますので、この辺については引き続き、全庁的にしっかりと取り組んでいく必要があるというふうに考えているところでございます。

○風間委員

今の副市長の御答弁を聞いて、安心といたしますか、今後の決意が読み取れる答弁であったということで、引き続きしっかりと頑張っていってほしいと思います。

続いて、5ページの総括の部分で、下段で第5次総合計画で、輝くまち みんなの知立の実現に

向け、積極的に施策を推進したとありますね。るる個別事業がざっと表記されております。私も第5次のときに、総合計画策定審議会委員として議会から送り出していただいて、いろいろこれは思いがある総合計画で、これもあと2年で満期を迎えるという状況なんです、担当課としては、この第5次総合計画の進捗、後期計画、前期計画もそうでしたが、市民の判定度とかありますよね、達成度とかね。そういう部分を含めて、どのような所見をお持ちなのか、ちょっとお聞かせいただければと思います。

○企画政策課長

今、現在の総合計画の進捗状況における所管ということなんですけども、昨年、平成23年度の状況として平成24年度に報告させていただいた中間目標ということでございました。輝くまち みんなの知立という中での将来像の中で、政策別でやさしいまち、ろまんを語るまち、まなびのまち、いきいきとしたまちがございます、その中でも、また一つ一つの政策がある、そういった成果指標で、中間目標の達成ということでお示しをさせていただいたものがあるかと思っております。その中で、住みよさランキングは平成23年度が中止されたため、ちょっと達成されておられません。それから、ほかを通じますと、中間目標がほぼ丸ということで、達成されてきているんじゃないかという状況かとは思っています。

以上です。

○風間委員

わかりました。

あと残すところ1年半ですか、最後ですね、市民総出でまた市役所の職員の皆様方も一丸となって、この第5次総合計画を実現に向けてしっかりと取り組みの強化を図っていただければというふうに思っております。

それで、この総合計画なんです、今回、議会基本条例を知立市議会の3月で全会一致で可決し、4月1日から施行されております。それで、総合計画を含めて、全15プランが地方自治法第96条の第2項に規定の議決事件の拡大に入れさせていた

いただきました。この制度導入というのは非常に重い話でして、ちょっとここでその辺のプロセスを聞いていただいて、それで我々の真意というのを誤解せずにやはり知っていただいて、それで第6次を市民、行政、市議会一丸となって構築していくという、こういうスタンスを再認識してほしいなという思いはしてるんです。と申しますのは、行政と市長と議会は二代表性ですね。これは憲法の第93条の第2項に、議員と首長をその住民が直接選挙すると、こういう規定で二代表性が規定されております。それで、行政は執行権、予算を編成したり、条例とか提出したりそういう執行権、議会はチェック権ですね、それから議決権、こういうもので緊張と協力の中で、この制度でしっかりとした住民のための意思決定をするという形でこの制度が運営されているわけですね。それで、特に第93条の第1項には、議事機関として議会を置くという憲法規定になっていますから、意思決定という部分が一番重要な部分の我々の仕事でもあるわけです。それから2番目に、当然のことながら条例制定権、これも第94条で規定がございます。また、もう一つは、住民の代弁をしながら、よりよい生活改善には種々の住民の切実なる政策課題、要望を実現していくと、こういう役割があるわけです。ただ、なかなかそういう状況が市民の皆様方に伝わり切れなくて、一体議会は何をやっとならんと、こういうお叱りが多い中で、議会も改革していかんといかんなどということで、基本条例もつくり、今も議会改革特別委員会でいろいろな議論をしているわけですね。これも全て市民のため、市政発展のため、住民福祉の向上のためという法律論に沿って粛々と、一步一步進展させているわけです。

そういう中で、いろんな制度を合意形成と意思決定をするために、自由討議とかいろいろな制度を導入させていただいたんですが、その中で一番重要な一つのポイントが議決事件の拡大なんです。これは非常に重要な部分がありましてね。ただ、この前、指標と今回4プランが平成26年度の満期を迎えるということで、政策調整会議を行わせて

いただきました。その中で私が気になるのは、企画部長を通じて、この議決事件の拡大というのは議会が法律論を駆使して、それで議会の思うとおりにねじ伏せようという、こういう制度の導入であるという職員からの声があるという状況を聞かされて、私は少々残念な思いをしたということとそのときにも発言をさせていただいたわけがございます。そういうやわな状況で、我々はこの制度改革をやっているわけじゃなくて、やはりよりよい、今回の15プランを制定したのは、よりよい市民の計画を作成するために、その一念のためにこういう法律で認められた制度を駆使して、より一層行政とタッグを組み合わせながら、市民の皆さんと協調しながら、よりよいプランを作成していくという、そういう大局的な部分で制度導入をした重要な第96条第2項の議決事件の拡大、こういうことであるわけです。ですから、その辺の認識が土俵の上でまずは整合がとれない限り、ずれたままだと第6次に向けて、これは一丸となった取り組みというのはできんじゃないですかね。その辺を一度、企画政策課長はそういう声を聞いたのかどうなのか、その辺も含めてどういう御認識か。議会改革の状況は、昔、ついこの間までおられたわけですから、十二分に知っておられるわけですし、そういう状況があるならば、やっぱりそういうのじゃないという正しい情報をしっかりと職員の皆様方にも周知徹底をしていただいて、それで協力体制を重視して、そしてやらないことには、第6次総合計画なんていうのは、なかなかいいものがないというような気がしているんです。だから、その辺の状況をちょっと確認していただければと思うんですが。

○企画政策課長

ただいま風間委員がおっしゃられたほかの状況というのは、ちょっと私、耳に入ってございませんので、私の思いというか、今、第6次総合計画、そして議会改革によります議会との議決事件の拡大ということの中で、第6次の総合計画の策定につきましては、常に情報等の御報告等を行いまして、常にそこら辺の情報交換を行っていくという

体制は考えてございます。

○風間委員

わかりました。いずれにしても、議会としては本当によりよいものをつくるためにこういう制度を導入したということは改めて申し上げて、そして一緒に、今まだイメージフローが明確ではない部分もあります。そういうのを確定させながら、市民協働で一番の基本の重要、最上位計画であります第6次を策定に向けて、担当部局としてはまた頑張っていっていただければというふうに思っております。

市長、どう思いますか、今の話。感想を聞かせてください。

○林市長

今、企画政策課長が申しあげましたことは、やはり職員も認識をしてるというふうに思っております。

○田中健委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後4時04分

再開 午後4時13分

○田中健委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○風間委員

40ページをお願いします。

行政情報電光掲示委託料25万2,000円が計上されています。電光掲示を活用した映像による行政情報をという説明ですね。この辺の効果はどう分析されておりますか。

○協働推進課長

これは、駅の商業ビルにあります民間の電光掲示板をお借りしておるということですが、実際にどれぐらいの市民がそこから情報を得ているというような数字は把握はしておりません。

以上です。

○風間委員

私もたまに目を通しますが、知らない人もおられるかもしれないですね、まだまだね。だから、周知を図って、一応公費を使って実施している事業で

すから、PRに努めていただければと思います。

こういうICT化に関連して、私が今回新たに提案したいのが、こういうものを拡大したサインページ方式の情報拠点のシステムづくり、こういうものを導入されたいかがかということです。碧南市でもガイドマップ関係で、携帯と連動して一目で場所がわかったりするということをやっています、熊本市でもやっていますね。それから、全国的にも取り組んでおる自治体が多いと聞いておるんですが、そういう情報というのはつかんでおられますかね、当局として。

○協働推進課長

詳しくは知りませんが、携帯端末などでその地点でどんな、例えば観光情報ですとか、そういったものが出てくるというようなシステムは伺ったことはございます。

○風間委員

例えば、この上の施設ガイドマップを作成して、6,000部無料で配布しているというような、こういうものも組み込んで大々的にやっておる例もあるわけですね。熊本市はそれぐらいの規模でやっておるようなことを聞いて、今度視察にも行ってくる予定もあるんですが。

それで、国も当然、補助メニューとしてこういう企画、ICT化の事業という形であると思うんですが、その辺は状況は把握されておられますか。

○協働推進課長

申しわけございません。その情報については、ちょっと私のほうは存じておりません。

○風間委員

今、鉄道高架事業で駅周辺がさま変わりしていく最中で、やっぱり中心市街地の活性化という部分で、せつかくハード事業が着々と進んでいく中で、そういうソフト的な部分で駅周辺がICTで利便性の向上とか、来訪された市外の方が十二分に活用できるような仕組みを今から研究していただきたいと思うんです。それで、商工会も今、そういう部分で取り組み出した最中でして、先般、碧海5市の経済サミットというのがあります、そこで商工会としての要望で、知事にも要

望を出しているという状況もありますので、まだまだ研究途中という状況ではありますが、行政のほうもそういう国・県のメニューとか、当市がもし導入するに当たってはどういう、これ、千差万別でいろいろあるんですよね、仕組みをつくるのも。お金も、もう相当な規模の違いが出てくるので、当市にとってどういう状況でそういうICT化の中心市街地の活性化に向けた取り組みができるのかを一度研究の俎上にのせていただきたいと思いますと思うんですが、いかがでしょうか。

○協働推進課長

知立市商工会のほうのそういったもの、私、見たことはございますけど、内容の詳しいところまでは存じておりませんが、市としては、当然行政情報についてはやれる話だと思いますので、今後研究をしていきたいというふうに思っております。

○風間委員

これ、市長はどういうお考えですかね、ICT化による中心市街地の利便性の向上と申しますか、こういう取り組み。見解をお聞かせください。

○林市長

これからは、情報というのをいかに伝えていくかというのは大事な事かなと思っております。今の若い人は、本当に情報というものをいろんなところから持ってくる、そして情報にある意味、飢えと申しますか、非常に当たり前のように情報を捕まえにいってわけでありまして、その情報をどういうふうに、知立市のものを出していくかということは常に考えていかなきゃいけないわけでありまして、今、御提案いただいた、とりわけ駅周辺はハード的には整備をしている段階でありまして、やはりソフトの一つとして、情報をどういうふうに市民の皆様方、また県外、市外の人たちに知らせていくかというのは、やはり研究していかないとかなというふうに思っております。

○風間委員

よろしく申し上げます。

最後、106ページ、防災に関してです。

防災は、るる今、御意見等が本会議から出まし

たので、重複は避けます。

それで、自主防災会のことで、うちの八橋町も先般ようやく定番化というか、固定の自主防災組織に変更していこうという、こういう動きになっております。今までは町内の役員、組長がそのままあて職で入ってございましたから、1年たつとまた違う人ということで、すぐ忘れて、全く、いざ有事の際、心配な組織であるというような状況を回避する意味で、そういう動きで来年度を目指して今、取り組んでおる最中です。

それで、そのときに、先ほどの答弁でもありましたように、連絡協議会で常に行政当局と自主防災会はいろいろな協議をされておると思うんですが、より一層その辺の連携を深めていただきたいなというふうに思っています。それで、今、牛田町とか西町のように、固定化した組織とあて職の組織もありますよね。どういう比率になっておるか、ちょっと教えてください。

○安心安全課長

比率だけで、どこということはあれですけども、とりあえず31団体のうち6団体は、他よりもそういう意識が高い団体かなと認識しております。

以上です。

○風間委員

また、いろいろ八橋町が相談に行くと思っておりますので、これは本当に重要なことですので、ひとつよろしく御対応のほどお願いします。

それで、今回、私も防災訓練において、先ほどのトイレの話ですね、組み立てをじかにやらせてもらいました。これ、本当に難しいですね。たまたま組み立て書を私が持ってやらないかん状況でしたので、ついつい声も大きくなっちゃって、そこは違うわとかこういう状況で、いざ有事の際に混乱しておるときに、先ほど坂田委員も言われたように、なかなかこれは難しい話だなと。だから、これはもう定期的に防災訓練の中での1ブースじゃなくて、常に何がしかの機会ですらそういうことができるような状況、いざ有事の際にそういうものは一番の必需品として重要な要素があるわけですから、そういうトレーニングを考えてもよろしい

んじゃないかと思うんですが、いかがでしょうかね。

○安心安全課長

今、いみじくも風間委員が言われましたけれども、実はそういう指図をされるというか、リーダーを養成する、過去にもいろいろあったんですけども、やっぱりちょっと減退ぎみなどころがありまして、私どもとしては、組織をつくと同時に、横軸としては防災リーダーとして他を指導して、区長が1年でローテーションするんじゃなくて、あくまで自主防災会として何年もやっていただける方を望んで、そういう方向性もちょっと進んでいきたいと考えております。

以上です。

○風間委員

そうですね、そういうあて職の町内、団体には、そういう指導も周知を図っていただいて、要は形だけの組織じゃ全く意味をなさんわけですよ。本当にいざのときは、確かに避難所まで行けるかどうかともわかりません。防災本部も立ち上がるかどうかともわからんですね。今の職員採用率を見ると、市外の方が55%を超えておる状況で、立ち上がらんかもしれんです。そうしたときは、地域から、向こう三軒両隣的に安否確認とか、あるいは一番の安全なところに誘導とかね。だから、うちの八橋町の場合でも、牛田町とか西町のように専門的なことなんか到底考えてないです、やれないですから。だから、そういう初動の重要性を鑑みましてそういう組織形態と人員の募集をしていくという流れですので、全31組織的に、6団体は固定化の組織でありますから、それ以外がそういう形になることを望んでおりますので、そういう方向で今後しっかりとした取り組みをしていただければというふうに思うんです。

それで、防災倉庫の話も出ました、先ほど。私も何が入るとるか、実際、正直な話、恥ずかしい話、わからなかったんですが、たまたま運びで片づけ役でしたもので、そうすると、こういう状況かと。だから、体験せんとわからんですね、これはね。体験して初めて、それも1回じゃ忘れます

から、繰り返しやれるようなそういう環境を年に一遍の防災訓練だけでは周知が不十分だと考えますので、いろいろな機会で、そういう機会提供をつくっていただければありがたいと思うんですが、その方向性はどうか考えておられますか。

○安心安全課長

今、風間委員がおっしゃられたことも、きょうちょっとお見えになりますけれども、先進の団体では自主的に隔月でそういう訓練とか、それから備蓄の備品を管理される班とかいろいろ、六つか七つぐらいに分けられて、各自が責任を持ってやっておられる、要は市役所に言われてやるというのではなくて、自主的にやっていただけるようなところが今後横の連携として、そういうことをやっているんですよということをお知らせして、自分たちのことは自分でやらないかなという方向でやっていただけるとありがたいかなと、そういう方向性を来年以降ちょっとやっていければと考えています。

以上です。

○風間委員

そうですね。話聞くと、行政が何とかしてくれるんじゃないのとか、依存心的な部分がまだまだかいま見えるんですね。そうじゃないんだと、いざ有事の際は誰も頼れないという認識のもとに近所で助け合うと、地域で助け合うと、こういうふうな指導徹底を図って、我々も町内ではそういう方向で町民の皆さんに御理解を賜るように活動していければと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それで、一般質問でありましたように、この防災関係で最後、飛散防止ですね。これで、るる御回答いただいてわかったんですが、119ページの文化広場ですね、これがまだ未実施だということなんです、ほぼ公共施設は終了、平成18年から平成20年で完了してるという中で、なぜ文化広場だけ残っちゃってるんですか。

○生涯学習スポーツ課長

対策するときの方針が、大きなガラスについて行うように当初指示がありましたので、小さな部

分を除いた大きなもの、入ってすぐの大きなガラスですとか、そういったものは一部実施をさせていただいております。小さなものについて、一部未実施という状態であります。

○風間委員

どこですか、小さな部分というのは。

○生涯学習スポーツ課長

受付の窓口の部分でありますとか、ほかにも小さなというのが事務所周り、大きな、入ってすぐのところと突き当たり以外のところですね、そういったところがまだ未実施であります。

○風間委員

ようわからんのですが、一緒にやっちゃえばいいじゃないですか。大きなところが方針って、よくわからん方針ですね、それは。やるんだったら、せっかくだったら一気にやっちゃうべきでしょう。ほかに未実施のところはあるんですか、参考までに。文化広場だけでなく、教育委員会管轄の施設として。

○生涯学習スポーツ課長

公民館、体育館については全て実施がされております。あと、野外センターが未実施のところがあります。

以上です。

○風間委員

だから、早急にやってください。平成18年、平成20年で公共施設は完了という、全般的な答弁がある中で疑問なんですよ、これがね。私の地元だからという部分もあるんですけど。補正でやるという話でしたけど、いつの補正でやっていただけるんですか、これは。

○生涯学習スポーツ課長

今年度、予算がいただけるようございましたら、また後の補正に上げさせていただいて、実施したいと思っております。

○風間委員

12月でいいですか。

○生涯学習スポーツ課長

はい、12月の補正で計上させていただきたいと思っております。

○田中健委員長

ほかに質疑はありませんか。

○高橋委員

決算について伺いたいと思います。

監査意見書の3ページを見ていただきたいんですが、一番上の表に、決算の基本的な数値が出ております。平成24年度決算の実質収支、これは繰越額になるわけですが、10億7,800万円ということになっておりますね。それを時系列的に見ていただきますと、平成20年から5年分書いておりますが、7億6,000万円、7億円、8億2,000万円、7億9,000万円、そして10億円ということで、繰越額が二けたの億に乗ったんですが、この理由と評価についてお聞かせいただけますか。

○田中健委員長

しばらく休憩します。

休憩 午後4時30分

再開 午後4時31分

○田中健委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○企画政策課長

済みません。予算額と実際の歳入額の差が大きかったということかと思えます。

○高橋委員

この実質収支というのは、収入済み額から支出済み額を引いた額ですね。余ったということになるんですが、213億6,900万円歳入がありました。これが予算現額より多かったと、こういう今、答弁をされたんですか。

○企画部長

実質収支が平成24年度多いことに対する感想ということで、文字どおり、これは歳入額と歳出額の差が大きかったということですが、歳入につきましては、予算現計額よりも税収が上回っておった、それと臨時的な財産収入が多かった、それから起債額が多かったということで、一番理想の形、税収が上がっての歳入の増ではないということで、今回、単純に喜べない黒字であるという感想でございます。

○高橋委員

給食センター跡地を平成24年度で売却されて、歳入2億円を上げていたけども、年度末に2億6,000万円だったかね。これ、歳計外現金でずっと持って、決算で即歳入増と、歳出が決まっていなくて繰越金ということになった、その例はよく私もわかるわけですが、これ、お金が消えちゃうわけじゃないので、次年度に繰り越されていくわけですので、お金がどこかへ消えてしまうわけじゃないけども、歳入と歳出の間で210億円程度の予算規模で、10億円繰越金が出るということについては、少し検討が要るのではないかと、なぜ繰越になったのかね。私は全部使っちゃえということをやるとるんじゃないんです。歳入でも、さっき言った税収が最終的に補正で組んでなくてもぐっと上がったとか、あるいは予定外の歳入が入ったとかいろいろあるんですが、歳出と歳入の予算の関係、どうだったのかという視点から、今度の決算は大きかっただけに、実質収支が、もう少し検証して、平成26年度予算に生かせるものについては生かしていくという視点が必要ではないかというぐあいに思うんですね。

一つ例を申し上げます。

私、旅費、この予算決算書をずっと見てみましたら、不用額については主要成果報告書で書いてありますけども、旅費ですね、9節、この旅費の総額は幾らですか、旅費の支出額は。

○田中健委員長

しばらく休憩します。

休憩 午後4時36分

再開 午後4時37分

○田中健委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○高橋委員

時間ももったいないので、ちょっと申しますよ。監査意見書の40ページ、ここに施設ごととありますね、節別支出済み額の推移というのがありますね。旅費をちょっと見てください。平成20年から872万円、これは金額が少ないんですよ、872万

円、763万円、867万円、1,000万円、1075万円、こうなっているんですね。指数を平成20年を1とした場合に、1.23、こういうことです。これは支出済み額ですよ、9節旅費の。ちょっと私が聞きたいのは、9節の予算現額は幾らだったんですか。そういう資料が入ってないので、念のために聞かせてください。

○田中健委員長

しばらく休憩します。

休憩 午後4時38分

再開 午後4時39分

○田中健委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○企画政策課長

済みません。平成24年度当初の一般会計ベースでいきますと、1,329万8,000円です。

○高橋委員

これ、当初予算は1,548万円じゃないの。一般会計の話をしとるんですが、そこから補正されたのかな、補正減額。つまり、予算現額、最終補正額がわからないんですよ、どの資料を見ても。昔は書いてたような気がする、節ごとの。執行額は辛うじて監査意見書に、監査委員事務局長が苦労してまとめていただいたやつが書いてあるんですが、これに対する予算現額というのが、要するに節ごとの執行率がどうなっているのかなということ議論しようとしたときに、予算額がないのでわからない。私は念のために当初予算を見てみたんです、平成24年度のね。そうしましたら、1,548万円、これが正しいのかなと思って、今確認を求めたんですが、それは違うと、最終的な予算現額は1,329万8,000円だというなら、それはそれで結構ですが。

○企画政策課長

1,548万円が当初でございます。補正後で1,329万8,000円ということです。

○高橋委員

そういうふうに減額補正をされて、最終支払い額が1,075万円と。大体30%ぐらいの不用額にな

るわけだね、これ。1,300万円の予算現額で執行額が1,000万円ですからね。補正した後もなおかつ30%の不用額と。私、皆さんがつましくやろうじゃないかと、なかなか余り旅費にお金かけずにいこうじゃないかといって努力されていることを評価してないわけではありません。だけど、最終補正をかけて、予算現額を最終的に決定されたにもかかわらず、執行額との間に3割程度の差があると。これはちょっと甘いんじゃないかと、あえて言わせていただくとね、というぐあいに思うんですが、企画政策課長ね、これはいつの補正ですか、1,300万円というのは。

○企画政策課長

3月の最終補正後だと思います。

○高橋委員

最終補正をかけて、なおかつ決算調整したら、約3割の執行残が出たと、こういう話ですね。

それで、平成25年度の当初予算を見ますと、また1,500万円計上されておるんだね。これ、生かされていないというぐあいに思ったりするんですが、平成25年度の執行状況どうですか、現時点。ちょっと甘くないですか、これ。

○企画政策課長

済みません、今の執行状況、ちょっと手元に資料がございません。

○高橋委員

ひとつそれを参考に当たってみてくださいよ、平成25年度ね。

それで、例えばちょっと申し上げますが、企画文教関係でいいますと、文書管理費、決算書の121ページ、これは100%不用額。予備ですから、金額は少ないですよ。だから、そう深刻に受けとめてもらわなくてもいいけども、ものの考え方として、ちょっと私の意見を聞いてほしいだけの話で。121ページ、文書管理費、7,000円の話ですが、これは100%不用額、それから金額の大きいのは、市民協働課、129ページ、これは不用額が26万円ですか、市民協働費の9節ですね、旅費ですから、26万6,530円、この30.2%の執行率が70%ですよ、執行しなかったのが30%ということがあります。

公平委員会費、前後して恐縮ですが、127ページ、不用額が97.2%、教育委員会の所管では、193ページ、資料館費、9節、未執行80.2%、199ページ、体育館施設管理費、75.4%の未執行などなどあるわけですよ、所管外も含めてね。ちょっとこの辺、どんなあんばいなのか、コメントができれば教えていただけますか。

○企画部長

これは各部署それなりの理由があるとは思いますが、万が一の一番最大限を見ておるんじゃないでしょうか。私どもも、予算の当初の段階ではかなり絞っておるつもりですが、結果的にいなくて済んだということで、こういう残額が出るんでしょうけども、総額では200万円、300万円の余裕、これは率としてはかなり多いですけども、ここを詰めると言われれば詰めるんでしょうけども、かなりの余裕はやっぱり持たせていただきたいという面もございます。

○高橋委員

これは、いつ必要になるかわからんと、私、その側面は配慮しないわけじゃありません。とっておきたいと、ぎりぎりまで、わかるんです。例えば、市民協働課、26万6,500円の不用額ですよ、3月補正をやった後ですよ。3月補正を調停するのは、3月ぎりぎりじゃないのでね、予算を出さないかんから。そのときに、26万円まだあると、旅費が。重要な事業が年度末にあると、旅費として執行する必要があると、これはとっておったと、しかし風水害があつて行けなかったとかあるでしょう、いろいろ。だから、全部を理由を言えなんてことは、そんなやぼなことは言わんけども、例えば年度末、最終補正してもなおかつ26万円の旅費がなぜ必要だったのか、私、ちょっと理由がわからないわけです。納得できる理由なら、とつても結構ですが、わかったら教えてくださいませんか。

○企画部長

ちょっと自分の課のところも説明できないぐらいですので、やっぱり12月補正の後という、もう3カ月ですので、こちら辺はもうちょっと本当は精査しなければいけないと思っております。

○高橋委員

もうちょっと不用額の話聞いてもいいけど、余りこれをやると、皆さんが萎縮されてもいかなのであれなんです、例えば皆さんの所管で、予算計上して100%執行できなかったというのがあるんですね。例えば、ちょっと一、二、例を申し上げますと、193ページ、文化財費、14節、使用料及び賃借料なんです、35万7,000円、予算を立てておられるんですが、執行ゼロ。それから198ページ、体育施設管理費、1節、報酬、これは多分誰か講師を呼んでやろうと思われたんでしょうが、5万5,000円、大した金額じゃありません、これも100%未執行などがあるんです。ちょっと理由を教えてください。

○生涯学習スポーツ課長

体育施設管理費の委員報酬でございますが、これは福祉体育館の運営審議会の委員の報酬として予算をとらせていただいております。この審議会につきましては、市長への諮問案件がない場合は未開催ということで、執行ゼロとなっております。以上です。

○文化課長

今、御指摘の文化財費の借上げ料35万7,000円、こちらは埋蔵文化財が発見された場合に、こちらで発掘する場合の発掘用資器材の借上げ料でございます。平成24年度は、その発掘調査がございませんでしたので、未執行となっております。以上です。

○高橋委員

そういうことは、年度の途中でわからないことであれば、それは予算つけとかんといかんけども、埋蔵文化財は掘ってないという事実があれば、出てくるわけではないので、それは予算現額が適切な時期に減額補正ができたのではないかと。あるいは、運営審議会についても諮問がなかったと、したがって会議を開かなかったということも、ある段階で、それはちょっと最後の3月31日に出張に行かないかんということとはちょっと違う内容ではないのかということという、政策立案上、もう少し配慮ある予算執行あるいは減額補正なりが

適切になされてもいいのではないかとというぐあいに思うんですが、どうでしょうか。

○企画部長

明確に旅費として切れるものは切らなければいけないと思いますが、一つの要因として、事業別予算にしましたので、各事業ごとに旅費が張りついておるといことで、それぞれが、例えば名古屋2回分出張ぐらい残したいとか、そういうものがやっぱり集まってしまうと、トータルとして旅費として結構な量になってしまうということもあるかと思えます。昔は旅費ということで、一つでコントロールしとったものですから、そこで削れば、いろいろ分配できた部分もございませうけども、事業別予算も一つの要因ではないかと思えますが、切れることがわかっておれば、12月補正でちゃんと処理をしていただきたいなと思えます。

○高橋委員

全体的な財政状況は楽ではないわけですが、口を開くと金がない、金がないと、そういうことでお互いが引き締めていくという効果を意味しておられれば、それはそれでよろしいわけですが、実質収支10億円という決算を見ますと、もう少しぐあいくやれば、適時適切に手の打てる政策的な事業もできるのではないかと私、ちょっと申し上げたいんです。もちろん、さっき言いましたように、お金はここでなくなっちゃうわけじゃない、ずっと継続して行くんですが、やっぱり単年度、総計予算主義ということで言うなら、やはり適正な時期に、市民ニーズはいっぱいあるわけですから、早くそれを実現させてあげる上で、もう少し工夫があってもいいんじゃないかと、こんなふうに思ってるので、私の意見としてお聞きいただければありがたいというふうに思うんですね。

それとの関係で、もう一つ聞いておきたいのは、主要成果報告書の40ページ、財政管理費、ここに財政調整基金の年度内の動きが書いてあります。これはちょっと本会議で企画部長とやらさせていただいて、企画部長はちょっと勘違いされたのは、この部分だと思うんですよ。つまり、5億円繰り

入れているわけです。ここにあるように、元金取り崩し5億円、これは元金を5億円切り崩したんですよ。しかし、元本積み立てが3億6,000万円あるわけですね。そして、支払い利息がここへ乗りまして288万円、5億円切り崩して、3億6,000万円余を改めて基金に積んだので、財政管理費でね。だから、実質的には1億3,200万円の財調の切り崩しになったと、こういうことですよ、これは。そこで問題なのは、10億円の実質収支でありながら、なぜ元本分を基金に繰り入れることができなかったのかという疑問が残るんですよ。これは何を言いたいかというと、会計管理者、4月、5月に財政調整基金を切り崩されましたね。幾ら切り崩したんですか。

○会計管理者

5月の中旬だったと思うんですけど、支払いに充てるために財政調整基金の大口預金、5億円だったと思いますけども、取り崩しをさせていただきました。

○高橋委員

5億円切り崩したんですよ。だから切り崩し的事实は、これは消えないわけです。だから繰り入れたと。歳入でいうと、基金を5億円繰り入れて、5億円取り崩したということになつとるんですね、この表を見てもらうと。ところが、元本に積むんですよ、3億6,000万円。これはいつ積まれたんですか。

○企画政策課長

平成24年度の最終補正だと思います。

○高橋委員

最終補正をやって、なおかつ今言う10億円の実質収支ですから、私はこの段階で5億円全部積んでおけばいい話だと。たまたま会計管理者が固定資産税の納期の関係で5億円切り崩したと、切り崩した事実は切り崩しですから、5億円もらったんだわ。けども、それはさっき言ったように、会計の不用額なり歳入の増の見込みの中で、3億6,000万円、また積んだわけだわね。このときに、何で5億円積めないのかということだわ。それはさっき言ったように、金が消えるわけじゃないの

で、それは次年度で、これは全部黒字決算となって繰越金になるので、9月の補正で財調を減らすわけだから、これは帳尻は合ってくるんだけども、一方で10億円の繰越を出しながら、一方で財調をこういう形で処理するというのは、ちょっと私、どうかなという思いがしているんですが、どうですか。

○企画部長

高橋委員おっしゃるとおりだと思います。今、高橋委員が言われた、旅費に代表されるようなそういう制度の甘さ、見込みの甘さ部分があったとしても、言われてもしょうがない部分だと思います。

○高橋委員

財調を幾ら持つかということは、次年度の予算編成をやる上でも、あるいは厳しい財政状況をどういう形で担保するかということの一つのパラメータになる。もちろん、さっき言ったように、繰越金が出るから、年度を越えて、それで財調の繰り入れを減らすということ、同じ形なんだけど、ここで5億円きれいに納めて、財調はもとへ戻したというやっぱり決算の指標も非常に大事ではないかと。私、本会議で申しましたが、平成22年は4億円強の財調の事実上の切り崩しをやつとるんですね。それは積み立てもしてない、事実上、減ってしまったと。今回も1億3,000万円減つとるわけだから、これはどういうことかなと、決算見たときに。今、企画部長がおっしゃるように、そこはちょっと配慮すれば、財調を切り崩さずに今年度も、切り崩しとるんだけど、チャラにして、最終補正で元本ゼロになると、こういう決算をするような努力があってもいいのではないかと、決算指標の上からね。私はちょっと、余分なことかもしれないませんが、そういうきれいな決算といえますか、財政の動向がきちつとつかめるような決算に少し心がけていただく必要があるような気がします。

副市長、私の意見、どんなふうにごらんになりますか。

○清水副市長

確かにこの財政管理費を見ますと少し、今回の実質収支額を見てそういう反省を私もしました。これ、少しなぜかなということを考えて見ますと、最終的に3月の補正の段階で、やはり歳出においてはもう少し厳しく不用額を見込んで、それをしっかり整理をする。歳入にあつては、やはり税を初めいろんなそういうものをしっかり見込んで、それを精査をする。そうした結果をすれば、多分、そこで一億五、六千万のものが出てくれば、5億円の積み立てができたという、今になればそういう計算が成り立つわけですので、その辺はひとつ反省の材料にしたいと思います。

それから、補正予算を厳しく、最終的な歳出も歳入も含めて精査をするということでございますが、それぞれ担当原課ではその努力をしておるわけでございますけれども、いかんせん補正予算の作成のタイムスケジュールというか、時期的なものがありまして、やはりそこに、極端なことをいうと3カ月、4カ月ぐらいの要求する時点とのこともありますので、その辺の見込みをどこまできちっとできるかという、これも一つの課題ではございますけれども、いずれにいたしましても、ただいまの御指摘、私もそのようなことも思うわけでございますので、そこはもう少し十分な精査が必要だということで努力をしてみたいと思います。

○田中健委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後5時04分

再開 午後5時12分

○田中健委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○高橋委員

もう一つ、予算の流用についてお聞きしたいと思います。

具体的には、決算書の185ページです。

ここは小学校費の1目学校管理費、2、摘要欄にありますような流用がなされております。すなわち、同目の備品購入、18節のお金を借りて14節に36万6,000円流用しますと。同じ目の中でこう

いう流用をするということですが、14節をずっと見てまいりますと、流用を受けとるんですが、不用額で37万8,000円不用額が生まれてるんですが、そういうふうに見ればいいんですか、この表は。とすれば、流用していただいたにもかかわらず、残っちゃったということですが、お金が。

○教育庶務課長

小学校費の流用、32万6,000円につきまして、まず御説明をさせていただきます。

こちらのほう、7月の段階で複写機の借り上げの契約を行っております。こちらのほうの契約の仕方なんですけれども、月当たりの予定コピーのプリント料を示しまして入札をしております。その内訳といたしまして、借り上げ料と、それから1枚当たりの単価契約をあわせて契約する形をとっております。入札した結果、以前の契約と8月以降の契約の形態が、借り上げ料のほう金額が上がりまして、1枚当たりの単価は下がるという形で、総価格の結果、これまでと別の業者がその借り上げの割合は高いんですけど、総価格は安いということで、落札いたしまして、契約いたしましたので、少しここで予算の使い方が変わりましたので、借り上げ料が増額となりましたので、予算と比較して不足分を流用させていただいたということでございます。

37万8,000円につきましてですけど、こちらのほう、ちょっとお待ちください。済みません。

○田中健委員長

しばらく休憩します。

休憩 午後5時16分

再開 午後5時17分

○田中健委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○教育庶務課長

失礼しました。

こちらのほうは、公共下水の負担金のほうが主なもので、この中の27万7,000円余が不用額となっております。

○高橋委員

ちょっとよくわけがわからなかったんですがね。目の中で、人件費とその他のものの流用はよくないけども、目の中で備品購入費と使用料及び賃借料を場合によっては流用するという事はあり得る話だよね。それは別にいかんと申し上げておりません。ただ、流用を受けながら、その14節で不用額が流用額より大きいというところが私、解せないですよ。理由は何ですかとって、今いろいろおっしゃったけど、これ、ちょっと解せないですね。

もう一つ、次のページ、187ページ、中学校の学校管理費、3項1目、この項も流用がございます。これはどういうことかといいますと、一番下の欄、4行目、賃借料へ、これも14節で14万円、役務費へ8,000円を備品購入費及び委託料から流用しますよと、こうなるとるんですね。14節を見ますと、14万円流用していただきながら、22万円不用額で残っていると。これは時差も事情も違うでしょうが、こういう決算というのはどうなのかなというふうに思うんですね。流用する場合には、必要がなかったんじゃないかと。時差が違うからね、1年間の長い間の中でやっていますから、そういうことになるかもしれませんが、これはどういう理由なんですか。

○教育庶務課長

こちらのほうも小学校費と全く同じ理由でございまして、賃貸借のほうで7月の段階で契約を行い、その時点では予算が不足するという事で流用させていただきました。最終的な不用額、主なもので出たものが下水道の負担金でして、こちらのほうはやはり3月補正の段階では、先ほどもお話が出ておりましたけども、残り4カ月ほどあるということで、その段階で減額してしまうということがちょっと予測が難しいので、できない状況でこのような形になっております。

○高橋委員

今、指摘した二つの流用については、ともに契約行為があるということですよ。契約する場合には、予算が担保されてなきゃ契約できない、債務が負担されないとね。予算が計上されてない、

予算を超えた契約は無効ですから、債務が担保されてませんから。しかし、契約した段階では、まだ下水道の分担金が安くなるということはわからんにしても、予算現額は契約高を上回るものがあったということじゃないですか。

○教育庶務課長

その時点では、契約の段階では予算の残額はありましたが、やっぱり契約の段階で賃借料の部分で不足しておりましたので、流用をさせていただきました。

○高橋委員

そうしたら、下水道料金が予算現額より少なかったんで、流用より不用額がふえちゃったと、こういう御説明なんだけど、私は契約したときに予算残高があれば、その節の中に、契約は有効でしょう。その後のやりとりで、どうしても下水道が予定しとただけ出ちゃうなら、これはペケになっちゃうもので、その段階で流用ということがあってもいいんじゃないですか。だけど、よく考えたらそれは安かったんで、セーフで余っちゃったというわけだ。これ、私たち、外から見ていると、ちょっとこの決算書の汚れは気になるなというふうに率直に思うんですが、いかがでしょうか。副市長どうですか。

○清水副市長

私も細かく事情がわからないので、ちょっと推測を含めてなんですけども、恐らく今、高橋委員がおっしゃるように、14節全体の予算でいうと、機器の借り上げ料もその中の予算の中に一緒に考えればありますので、流用しなくて、そこでそういった形の設計をして、契約をしていけばいいんだろうけども、細々節の部分で、多分予算がなかったんだと思うんですね、印刷機の借り上げ料と公共下水道の使用料という中の細々節が分かれますから。その細々節ごとに予算のあるなしで考えたので、そういうことになったのではないかなというふうに思います。ですから、備考欄の表示は、そういう細々節までの表示がありませんので、節単位での移動しか表記されていませんから、恐らく教育庶務課長の資料を見ると、多分そういう

ふうになってるんじゃないかと、今の私の予測なんですけども。ですから、印刷機を契約するときには足りなかったと。ですけども、最終的に下水道の使用料も全部14節で計上されていますから、この節単位での表示ではこういうことになってしまったのかなど、これは推測ですけども、いずれにしても、高橋委員がおっしゃるように、流用した先で不用額が出るというのは、やっぱり決算としては、私の今までの経験からいっても、少しよろしくないなということがありますので、その辺どういうふうに精査するといいいのか、特に財政担当にも少し検討するように一度話をしたいと思います。

○高橋委員

節の向こうまで余り細かいこと言いたくないんですが、例えば下水道料金でも、じゃあどの程度の予算と年度の途中、あるいは流用された段階で使用料はどんなあんばいだろうかということも、ちょっと当たってみることも可能ではなかったんだろうかと。そうしたら、予算現額より相当安くなりますよと、だったらもうちょっと待とうかと、流用をね、ということも可能ではなかったのかと。これは、私がつけてるへ理屈かもしれませんが。いろいろと御苦労はされているわけですが、いただいたお金以上に不用額を残すというのは、ちょっと私どもはこれを見てどうかなという思いがしているんで、申し上げさせていただきました。

歳入の細かな話は以上にさせてもらいたいと思いますが、次に交通安全対策についてお尋ねしたいと思います。

本会議でも我が党中島議員が牛田20号線の信号機について質問をさせていただきましたし、私は6月議会で3カ所の信号機並びに信号機に類する制御装置の見直しを求めました。本年7月24日付で、安心安全課長様宛に宝町区長さんと新地町区長さんから、例の西小学校の北東部の3差路について、何とか合理的な整備はできないかという要望書が出ております。この対応について、ちょっとお聞かせいただきたい。

○安心安全課長

今お尋ねの二つの交差点、とりあえず、区のほうから出まして、まずは西小学校の点滅信号の近くだったと記憶しておりますが、そこについては、申請が出てまいりましたので、安城警察署のほうの交通課に持っていきまして、それで県警のほうに上げていただいたということを聞いております。もう一つの猿渡小学校の近くの交差点だったと記憶しておりますが、そこについては日常的に朝晩、渋滞をするということで、時間差を御提案をたしか高橋委員がされて、それも安城署のほうに、委員会が終わった後すぐ御相談に行ったんですが、その後、書類としては出さないんですけど、交通課のほうから、今もう下の猿渡川の、昔喫茶店があった、あそこと連携して時間差を今検討しておるというお返事をいただきましたので、最終はどうなったかちょっとわからないんですけど、今のところ、そういう返事をいただいております。

以上です。

○高橋委員

それで、7月24日付の例の西小のほうは、どんな御返事でしたか、心象は。

○安心安全課長

心象としては、過去にも何度かあって、付近の方が警察のほうから調査に伺ったら、反対をされておる方がおったとか、その後、区長についても立ち消えになったところもありまして、出した感じでは、出てくるのは幸い受け付けていただいたので、それを県警本部に上げていただいておりますのは間違いはないんですけども、その後どうなるかという、ちょっとはつきりはわかりません。

以上です。

○高橋委員

伝書鳩じゃないので、やっぱり押ししてもらわんといかんかね。届けるだけじゃ、郵便局じゃないのでね、行政当局だから、押ししてもらわんといかんわけですよ。この宝町、新地両区長名の要望については県警まで上がったと、どういうふうになるのかはまだ返事が来てないと、上がったことは事実と。こういう事実、上がったと、持って行って安城署が受け取り、県警に渡ったという行為

については、要望者にはその行為は反映されているんですか。

○安心安全課長

その件につきましては、ちょっと時間がたちました。高橋委員からも御指摘をされましたので、直ちにそれぞれの申請者の方にお返事を差し上げて、一応了解をとっております。一応、同じような今の話で、県警に上げて受領していただいた話をさせていただきます。

○高橋委員

いつしていただいたんですか。

○安心安全課長

ちょっと時間がたっております、8月の終わりか9月だったと記憶しておるんですが、何しろ1月ぐらいおくれしておったのは申しわけありませんでした。

○高橋委員

9月議会も始まるし、それはちょっとやっとなかないかと。

私は、こうやって文書で区長さんが出してみえるわけなもので、ワープロを打って、赤字と黒字で本当にすばらしい、私なんかようやらんような仕様で出てきておるんですよ。それを1月おくれたということなんですが、やっぱり文書で何月何日にどこへ出向いて、どういう相手が処置してくれたのか、今後どうやって要望実現に向けて努力していくのかということぐらいの話を何でやられないんですか。私、あなたに行ってきたかと言ったら、行ってきました、じゃあちゃんと連絡してくれと、それじゃしましょうかねと、こういう話だったんだから。行政にこういうものがきちっと届いとるわけですから、これについて真摯に受けとめ、とりあえず行っていただいて、県警まで上がったということですから、これを、そんな膨大な論文を書く必要はない、何月何日に、当方どういうメンバーで行って、どなたと対応して、その結果、県警まで上がっていきましたと、まだ正式な回答はいただいておりませんが、今後はこういうような日程で引き続き要請行動をしていきますというのを文書ぐらいできょうび出すというレ

ベルの話にせんとまずいんじゃないですか。1カ月おくれちゃった、私とあなただけならいいけど、高貴な仕事をして、皆さんそうやって要望しておるわけだから、そういう構えと姿勢が欲しいなと思いますよ、私。

総務部長、どうですか、部下の仕事ぶり。

○総務部長

この辺の関係でございますが、昔はきつと要望があると、持って行っただけの話でというような形になっておりますが、今、当市のほうと交通課のほうも親密な関係を維持しておりますので、一応持っていた後に、安心安全課長のほうも交差点は一体どうなるとるねという話は逐一聞いております。ただし、聞いておりますけど、いい返事がちょっといただけておりませんので、本当に猿渡小学校はそういうような話というのは、私はちょっと初めて聞いた話なんですけど、西小学校のほうにつきましては、前の経過もございましたので、きちんと行って説明をさせていただきますけれども、いい返事が来れば、きちんとした回答とかそういったものができると思うんですけど、ちょっとその辺については、確かに今言われておるように、区長さんについては、そういった要望書を出していただきましたので、うちのほうとしては、経過をやはり文書で報告するというのが必要であったかなと思っております。今後につきましても、こういったことについては、文書できちんと報告させていただきますというふうに思っております。

以上です。

○高橋委員

もともと本件は、前々区長のときに一度要望の行為があつて、その後、市側のちょっと手落ちもあつて十分対応できてないという案件で、総務部長も本会議で申しわけなかったということも言っている案件のいわば二の矢といいますか、引き続きの要望なので、ぜひ実現してもらうような、全力を尽くしてもらうということとあわせて、市側の努力の一端についてきちつと文書で御報告して、ともに理解を深めながら頑張っていくということが必要だというふうに思います。

猿渡の時差信号については、見通しがあるということですか。西小は見通しがないということですか、今のお話を総合すると。

○安心安全課長

そのようには言っていないつもりですが、とりあえず県警本部のほうに受理されたということは間違いなく一歩前進ですし、それから猿渡小学校のほうは、具体的にどういうふうに調整されたかというのがお聞きしてもちょっと返事がいただけないので、ちょっとまだ報告もできない状況で、下との連動で何秒間か調整をしたいと言われておったんですが、それがいつの時点でというのが、管理をしておるのがやっぱり県警の本部のほうなので、今度もう一遍、詳しく聞ければと思っております。

○高橋委員

日々、市民の皆さんが苦勞もし、改善を求めていらっしゃる問題なので、ぜひ正面から受けとめて、敏速、速やかに御報告のほうをお願いしたいということをお話しておきたいと思っております。

次に、防災について私も一つお尋ねしたいわけですが、9月2日の中日新聞に、安否札、救命切り札という中日新聞のかなり大きな記事が載りました。これは、私もかきつばたでも紹介して、皆さん御承知だと思うんですが、これは名古屋市の瑞穂区の高田学区という2,000人世帯以上の学区がそうです。この学区は、中心部は木造住宅が密集しておって、古くから住宅街があり、古くから長年住んでみえる方が多いと、瑞穂区、高田町ということですね。ここで何をやられたかということ、区長さんが安否札、ここに写真があるんですが、我が家は無事ですという、こういうプラカードというか、安否札を区長が配られたんですよ、2,000戸以上のところへ。それで、防災訓練の日に、問題ない人は安否札で無事ですというのを出してくださいという啓蒙をされて、安否札を配ったと。そうしましたら、かなりの人が、2,000世帯以上の住民が一斉に家族の安否を周辺に伝える安否札を掲げたという行為があったというんです

ね。つまり、自分たちの命は自分たちで守るということで、自主防災がそういう形で積極的に取り組んでいるというのがニュースになったんです。9月1日、私どもの町内も民生委員の方がヘルメットをかぶられて、始まったら民生委員が手を差し伸べるべき自分のところの対象の高齢者、空報告なんです、異常ありませんといって報告されとるんですよ。よかった、よかったということですが、かつて手挙げ方式とか、あるいはプライバシーがあるけども、要援護者のリストをお渡しして、そこで働きかけをして、要援護者の名簿をきちっと自主防災会が握ったらどうだというようなことでいろいろ努力をされている。そういう努力もあるんですが、これも一つの方法かなと。これを渡しておいて、私の家族は無事ですという札が出れば、これはOKなので。出てないところが民生委員さんの対象の人かどうかはともかくとして、出てないところがあれば、総務部長の家でも、誰の家でも、総務部長のところが出てなかったら、何で出てないんだ、やばいじゃないかと、こういう話になるわけですよ。これはこれで一理ある、8割強の世帯が参加したと、この作業に。2割ぐらいの人は無事なんだから、訓練だから無事なんだけど、無事ですという札が出なかったと、8割ぐらいが無事だという札が出たというんですよ。これは原材料費はどういうふうにされたのか、書いてありませんし、知りませんが、民生委員が、私の担当の関係者は異常ありませんといって報告を形式的にされるけども、こういう取り組みをちょっと研究されて、自主防災会と協議して取り入れるということも大事な一つ視点じゃないかなと、形式的ではなくてね。どうでしょうか。

○安心安全課長

ただいま高橋委員が御紹介くださったことの実施率が高いことが一番いいことかなと思うんですが、カードと言わず、実は市内の先進の防犯の自主防の中には、そういう黄色い布かハンカチだったと思うんですけども、それを掲げて無事を知らせるとか、民生委員が実際に尋ねるときに、よその自主防では民生委員が自分で手づくりの住宅地

図みたいなものを持って訪ねられるとか、いろいろ方法があります。先ほど来、話をしておりますが、うちのほうからのお仕着せではなくて、自主防の中でそういうことをすれば、ああ、いいことだ、うちもやろうというところをしていただければ、それに対して応援するのは私どもの仕事だと思っておりますので、ぜひ今、高橋委員が御提案になったことも、カードがどうかということではなくて、そういう安否を自発的に知らせる方法を、例えば町内で色を変えるかは別として、そういうこともできるようにお願いをしていければと思っております。

以上です。

○高橋委員

町内同士の経験交流の中で、自主防同士の経験交流の中でいいものは取り入れていくと、これはこれでいいと思うんですよ。だけど、せっかく私たちが苦勞してきた要援護者の体制ね。要援護者はわかったけども、じゃあ誰がその人の対応をするのということは引き続き課題なんだよね。強力なやっぱり人的な支援がないと、それはできない。その一つの試みとして、そういう方も含んで安否確認の札を出してもらおう。それは黄色いハンカチでも、赤いハンカチでも、それは何でもいいわけですが、こういうものを下から上がってくるのを待つということも一つ大事な仕事だと思うんですが、自主防のほうで各地のすぐれた経験をどんどん紹介して、必要な原材料費程度でよければ、財政的な支援もやっていくという、今の安心安全課長の御答弁では、ちょっと消極的かなと。いい経験はどんどん紹介していくと、自主防へ。皆さんが賛同されるなら、必要最小限の予算化もして、それが促進されるような奮闘をしていくということが必要だと思うんですが、改めて総務部長、どうですか。

○総務部長

そこにつきましては、紹介がありました立て札とか、今、南陽町がやっておられる黄色いハンカチだとか何かいろいろあると思いますけど、被災したときに、その地域の印ということになると

思いますので、そういったものをすぐ探すんじゃなくて、仮に例えばタオルとか、そういったものでもいいと思いますけど、うちのほうといたしましては、やはり大きな地震があったときに、一番うちのほうの対策本部の中で知りたいというのは、どの地域が今一番被害が大きいかということを手早く知りたいというのがやっぱり一番のところだと思います。それにつきましては、各自主防災会のほうから情報が早く上がるというようなことが必要だというふうに思っておりますので、うちのほうも自主防災会に働きかけまして、そういったものの把握というのは早くしていきたいというふうに、進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○高橋委員

黄色いハンカチでも、赤いハンカチでもいいけど、赤いハンカチは何のサインですかという、赤いハンカチのサインをピッチャーとキャッチャーでやっておればいいよ。知らん人は、赤いハンカチが出ると、何ですかと、あっちの町内は黄色いのと。やっぱり我が家は無事ですと、これはサインなしだもね。18号の台風が来たと、我が家は無事ですと、ああ、この一家は安心だと。黄色いハンカチが出ておると、何のこたなのという方も多分あるんじゃないかと、これだけ世相が複雑ですと。だから、私はこの高田町の安否札というのは、そういう意味で非常に苦勞された結果だろうけども、いいやり方だなというふうにちょっと感心しておるんですよ。もう一遍、お答えいただけませんか。

○総務部長

一度、自主防災会の連絡協議会のほうに諮って、それから内容のほうも黄色のハンカチでやっておられるという、そういう先進のところもありますので、一度そういったところで検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○高橋委員

ちょっとあちこちいって申しわけない。もう一

遍、防犯に戻るんですが、51ページの駐車場防犯カメラ、申請4件、カメラ10台、録画装置4台、75万3,000円の執行ということでいいですね。

○安心安全課長

それで結構です。

○高橋委員

これ、市長も鳴り物入りで計上された、前にも申し上げたんですが、思うようになかなか執行されていないというのが私のちょっと実感なんですね。これは、どういうふうにお考えですか。

○安心安全課長

これにつきましては、私どもの考えで行きますと、紹介というか、聞きに見える方は、集合住宅の自治会の方であったり、それから不動産会社、警備会社の方も何人かお見えになっています。何がネックかという、集合住宅ですと、総会を開いて承認を得られないといただけないので、それが大体どの時期にあるかはちょっとわからないんですけども、そこで承認が得られればやっていたできるように、一応お話をさせていただいています。それから、警備会社も管理会社と通じまして、なるべくそういうことをという今お願いをしておる段階ではあります。

もう一つ、近隣の、これは安城署管内なんですが、安城市でも同等の事業を先行してやっております。そこの担当者の方にいろいろお話を聞くと、やっぱり金額ものすということで、なかなか実施率が少ないと。ただ、ことし最終にするとは言ってみえたので、そうすると駆け込みが結構あったというお話は聞いております。

あとカメラも、一般質問だったと思うんですが、質問がございまして、今どれぐらいのカメラのグレードというお話をさせていただいていますが、そこを多少グレードを下げてでも実施していただけるようなことを今検討はしておりますので、もう少しお時間をいただければと思っております。

以上です。

○高橋委員

もう少し安価になればということを含んでみると思うんです。

それで、安心安全課長ね、防犯カメラをおつけになるのは、防犯上、必要なところでつけられたいと思うんですが、私、プライバシーを保全するための防犯カメラ条例というんですか、プライバシー保護条例というのはちょっと一般的過ぎると思うんですが、防犯カメラをつけて、要するに監視するわけですよ。それは犯罪抑止にもなるけども、善良な市民がそこを歩けば、それは全部映像としてキャッチされるわけで、その映像をどのように管理するかというのは難しい問題でね。よく犯罪のときには、カメラに映ってたど、そういう点では犯罪抑止あるいは犯罪捜査に有効な面があることは否定しませんが、しかし監視社会候ということでは、やっぱり人権を含めて、そうしたカメラから市民の人権やプライバシーを守るような、もう一本、太い行政上の措置が要るんじゃないかということの前に申し上げましたし、提案しましたし、豊田市では条例制定ということなんですけど、その作業や考え方は、その後どうなってるんでしょうか。

○安心安全課長

前にも申し上げました。その後、県警本部とか県の防犯担当の課が県庁にございますので、そこへ赴きまして、事の次第で、早い話が条例化とかそういう動きについてお聞きしてきました。県のほうの御回答としては、県のガイドラインを策定して、この4月か5月に実施をされております。それで一応指導をしておるので、それに沿ったものであればいいということで、私どもの要綱も一緒に吟味していただいて、県警と両方でこのガイドラインの中に入っておるということで、今のところガイドラインを守っていこうというふうに考えています。

以上です。

○高橋委員

ということは、条例化しないということですか。ガイドラインというのは、私たちは全く承知していないという言い方はちょっと不勉強なので、見れば見れるんですが、やっぱり条例という形で、市議会も議論に参加し、こういうやっぱり条例で保

護していくべきだという視点から論立てをする必要があるんじゃないかと。ばんばんつけて、犯罪抑止はいいけども、あとは要綱のガイドラインだよと、これは県がつくっておるのでこれをやってくれよというだけでは、やっぱりこと人権に関する問題なので不十分じゃないのかというふうに私は思ってるんですが、どうですか。検討していただけないですか、条例の中身について、条例化ということについては。

○安心安全課長

当面、近隣の動きもつくるような話をなかなか聞いておらず、私どもとしては、当面は県の御指導のあるガイドラインで進めていこうと考えております。

○高橋委員

豊田市が条例化しましたよね。すぐ隣の、総務部長の住んでおるところは条例化されておるじゃないですか、近隣の動きがないとおっしゃっておるけども。もう少し私は、そういう点については真摯に受けとめてね。条例をつくるのは困難だと、あるいは条例をつくらなくても十分抑止がきいておると、誰が見たってそんな心配はありませんよという環境がつくられておればいざ知らず、心ある人の中にはそういう声もあるし、私も聞きます。国では機密法か何かをつくるみたいな動きもあるわけで、それと根っこは違うんだけども。私、そういう地方自治、人権の立場を地方自治体だからこそ、しっかり1本きちっと立てて、いつごろできるかはいろいろあるかもしれませんが、それは。だけど、その方向性はきちっと筋道を立てて、明確にすべきじゃないかというふうに思うんですが、総務部長、どうですか。

○総務部長

この条例化でございますが、今の動きといたしまして、住宅街の防犯の発生を抑えるために、町内会が防犯カメラを取りつける動きが非常に広がってるというようなことがございます。それから、これにつきましては、愛知県がつくったモデル事業とか、自治体の補助金というのが非常に有効になっているということが書いてありまして、前年

度と比べると、12市に倍増したというようなことが書いてあります。これによりますと、名古屋市だとか春日井市、豊田市、岩倉市、清須市、みよし市が今年度から住宅街の補助金の3分の2だとか2分の1だというような形で上限をつけるような補助金制度というのが始まっております。今、うちのほうが行っているのは、駐車場というような形でやっておりますが、当然、企画のほうがこの前、市民の意見を聞いたときでも、そういったカメラというのは市街化の今の道路とかそういったところにつけてくれというような要望がたくさんありましたので、当然うちのほうも駐車場のカメラからそういったカメラのほうの補助金に変わっていくのではないかとというふうに思っております。それと一緒に、カメラのプライバシーの条例というような形も当然出てくるんじゃないかなというような形で、一緒にもし変えるというなら、そういうような方向で進んでいくのではないかとというふうに思っております。

以上です。

○高橋委員

カメラの設置はさらに拡大していきだろうと。これだけ犯罪があちこちでふえて、しかも世知辛い世相になると、安心を求めするためにカメラをつけてくれという声が一方出てくることを私は否定しませんが、同時に、だからこそ、言うように人権をちゃんとその中で担保できるというのが、両輪がきちっと重ね合わされないと、やっぱり市民合意も得られないというふうに思うんですが、今の答弁は、条例化に向けて検討していくということの意味されたんですか。

○総務部長

私が申し上げたことにつきましては、当然、住宅街の防犯をというような形で、カメラというのは当然そっちの方向に向かっていくんじゃないかと。そういうような補助金制度をうちのほうが行うというふうに言ったときに、それは当然、両方も、条例も一緒に出していくべきじゃないかというふうに考えております。

以上です。

○高橋委員

もう一歩進んだ段階で考えさせてくれというような趣旨だけど、条例をつくることに何か問題があるんですか、ちょっと聞きたいけど。手間暇がかかって大変だということですか。ちょっとよくわからんです、おたくたちが言ってみえるスタンスが。

○総務部長

別に抵抗というのはございません。ただ、うちのほうも条例を出すときにタイミングというのがありますので、補助金制度をこういうような形で拡大しましたと、市街化のほうにつけますよと、市民の方が心配されるというのはそこだと思いますので、きちんと条例と一緒に出しましたといったほうが、市民の皆さんについても説明のところはそういうような形がいいんじゃないかなというふうに思っておるだけでございます。

○高橋委員

一つのタイミングを図りたいと。タイミングも無視は私、しませんけども、ほかの会派の議員は知りませんが、これは議会のほうからつくったらどうだというふうに出てるわけでね、議会というより私で言っておるわけで、ほかからまた否定的な意見があれば、言ってもらえばいいと思うんですが、そうやって世論を構築していくものでしょう。だから、ぜひ総務部長も、この話の方向の妥当性はわかってみえると思うんですね。ただ、突出して知立市がやることについてどうなのかという、横並びの雰囲気もないわけじゃないというのが私のほうへ伝わるんですが、ぜひ方向性を明らかにして、ひとつ頑張ってもらえないかということを改めて要求したいと思います、副市長、どうですか。

○清水副市長

先ほど安心安全課長が申しあげましたけども、現在の駐車場での防犯カメラの運用については、県が示しましたガイドラインに沿って厳格に対応させていただいているということで、市民の皆様のご信頼を得ていきたいということでございますけども、私も、豊田市が発想されたと同じように、

やはりいろんなところにそういうカメラがついていくということは、防犯上も大変大切なことだというふうに思いますけども、反面、やはり御指摘のように、そういった監視社会というようなことではという思いがあります。ですから、そういうものをさらに普及していこうとすると、やっぱり市民のコンセンサスといいますか、つまりこういう議会での議論を経て、そういったルールを定めながらやっていくということが一番正しい方法だというふうに理解しておりますので、ちょっと今、時期を申し上げられませんが、そういった県のガイドラインなども参考にしながら、また豊田市の先進事例も少し勉強させていただくことは必要だというふうに考えております。

○高橋委員

ぜひそういうことでお願いしたいと思います。

次に、121ページの文化財費についてお尋ねをいたします。

荒新切遺跡について少しふれたいと思いますが、荒新切遺跡、3,049平方メートルというのは、財産区分でいうと、どういう財産になっているんでしょうか。

○文化課長

行政財産というふうになっております。

以上です。

○高橋委員

どういう名称の行政財産ですか。

○文化課長

たしか遺跡公園用地、もしくは遺跡広場用地だったというふうに記憶しております。

以上です。

○高橋委員

正確にいきますと、埋蔵文化財保存用地と、大体ニュアンスは合ってるから丸なんです。ちょっとこの写真を私、お見せしたいんですが、委員長、いいですか。

埋蔵文化財保存用地、2枚、私、写真をここでお見せするんですが、1枚目のほうは、これが全景ですね、こういう格好しておるんですよ。ずっとカメラを引きますと、ここの木の下にちょっと

何か白いものが見えるんですが、それがもう1枚ですよ。埋蔵文化財保存用地にホーローの浴槽がほかってあるんです。これは皆さん、見てもらってもいいけども。何枚か写してあるけども、この数あるわけじゃない、二つホーローの浴槽がほかってあるんだわね。私、ある人に指摘を受けて、近づいていきました。そうしたら、水が張ってあるような格好になっておるんですね。中から草が生えております。私、ずっと歩いていたら、ここに、こういうひつつき虫があるじゃない、植物の、これがだんだんひつついちゃったんだわ。文化課長、これが文化財保存用地なんですよ。将来どうするかというところは議会で議論があるところなんだけど、こういう管理はちょっとまずいんじゃないですか。これはもちろん、ここへ投棄した人が悪いですよ、ほかっていった人が悪いけども、こういう状況が、きのう、きょうの話で、私どもは知りませんでしたというならいいけど、ホーローの浴槽から草が出ると。これはやっぱり行政財産という価値をみずから放棄しとる、自治体が。行政財産でありませんよということを現場で示しとる、そういうことになるんじゃないですか。どうでしょう。

○文化課長

現場へは何度か足を運びましたが、今、御指摘のような現状はきょう初めて知りました。大変、担当として申しわけなく思っております。

確におっしゃるとおり、埋蔵文化財の用地として、整備をしてちゃんと管理をするのが本来であります。しかしながら、本会議でも出た、6月議会でも出たように、いろいろな経過の中でここに至っておるということでございます。検討委員会のほうも先月やりました。豊田市のほうに視察に行ったりしております。それから、地元の区長さんの音頭で、地元の意見集約にも努めております。少し歩みが遅いですが、整備に向けて着実に動いております。

この廃棄物については、早速現場を確認して対処したいと思っております。よろしく願います。

○高橋委員

これ、大変興味を持ってみえる市民の方があって、常にごここへ行かれて、私どもに教えていただいて、私も承知しておりませんでしたので、ちょっと行って現場を写してきたと、こういう格好で、大分雑草も高くなってきまして、私、中へ入ってちょっといろいろなものを見てみようかなと思ったら、ひつつき虫がずくずくにつくんだわね。ひつつき虫のつかん服で、作業着で行けといえればそれまでですが。

私はこれ、市議会で議論はあるけども、この現場の事実が今の行政当局の姿勢を端的に示しているというふうに、いろんな議論があったけど、とても寂しく残念に思うんですよ。それで、草刈りも含めて、ホーロー撤去を含めてやってほしいんですが、荒新切遺跡の看板も、名大の先生方が来て荒新切期というふうに呼ばれるほどの重要な遺跡が、この看板を見ると、その価値と知名度を下げるような形になっていますよ。

ちょっと全然例が違うけども、今、逢妻浄苑、よく言われるけども、何とかきれいにならんかということで議論があるんですが、今は逢妻浄苑というかなりきれいな看板が立っとうるんですよ。昔は火葬場と書いてあった、木切れで火葬場。本当だがね、これ。これはしかられました。高橋さん、火葬場って何だと、しかも木切れで。荒新切というのは、そういう処遇ですよ、レベルが。ちょっと大至急、将来どうするかというのは整備委員会で真剣にやってもらえばいいけども、この現状はちょっと改善してほしいなど、立て札、看板も含めて。お答えいただきたい。

○文化課長

今現在の予定ですと、平成28年度着工ということで実計等に要望しております。その予定をにらみながら、確におっしゃるとおり、ちゃんと財産台帳上に載っておる立派な行政財産でありますので、その体をなしていないというのは御指摘のとおりで、反省しておわびをするわけでございます。看板の補修といいましょうか、そういったものも平成28年の着工をにらみながら検討していきたいと思っております。よろしく願います。

○田中健委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後6時06分

再開 午後6時14分

○田中健委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○高橋委員

ぜひきれいにしていただきたいなど。きれいというより、行政財産の目的に合うような。本格的に平成28年から始めたいという答弁でしたね、今、平成28年から本格的にやっていただくんですけども、その前の段階でも、議論の段階ですよ、それは。もう少し遺跡らしく、中に埋まってるんだから、もうちょっとここに埋まっているよと、この中には遺跡がありますよぐらいの看板も掲げるようなね。今のこれをちょっと縛り直せばいいというものじゃなくて、本格的なものはこれからきちっとつくってもらえばいいけども、ここは遺跡がありますと、どういう種類の遺跡があるかというようなことも書いたものをやっぱり、ああ、そういうことなのかと、見えんけども中にあるなというようなものをぜひ、そういう掲示もできないだろうか。

この3,049平方メートルは、まだ全く試掘をしてないところだよ。どうですか。

○文化課長

一部、2割程度、試掘は終わっております。

○高橋委員

どこの区域なの。

○文化課長

部分的というか、固まった部分ではないんですけど、平成14年から平成16年にかけて試掘はしております。3,049平方メートルの中をドットでくまなく選択して、試掘をしておるような調査をやっております。

○高橋委員

そうすると、出土した土器等があるわけですね。この3,049平方メートルかな。荒新切遺跡というのは、ほかにもあるんですよ、ここだけじゃない

ですよ。荒新切遺跡というのは、既に試掘をしたほかのところもあるんです。もちろん、出土したものは資料館にあります、それはね。だけど、それは個人の土地だものですから、掘らせてもらったけども、その後、土地改良で個人の田んぼになっておる。そういう中に荒新切遺跡という場所もあるんですよ。この3,049平方メートルというのは、まさに掘っていない、今、文化課長がおっしゃるように、こうやってピックアップしてやったかもしれませんが、基本的には掘ってないと私は理解しています。荒新切遺跡というのは、ここだけじゃないということです。だから、そういう点もひとつ、ちょっときちっと調査もしていただいて、出土されたものは資料館に展示してありますとか、そういうものもここでわかるような、本格的なものじゃなくていいですよ、平成28年から本格的なものをやってもらえばいいけども。だけど、暫定的にも、先ほど言ったような行政財産なので、もうちょっとそこら、そういう遺跡なのか、ここは。何か古代人の漫画を描いておしまいというんじゃないで、もうちょっと描くものもあるわけだから、出たものも出たんだから、そういうちょっと構成のものにしてもらおうとありがたいと思うんですが、もう一度答弁をお願いしたい。

○文化課長

本格的な整備はまだ決まったわけではございませんので、一度、看板について検討させていただきます。よろしく申し上げます。

○高橋委員

もう一つ聞かせてほしいのは、境界はもちろん市が測量して買っているの、境界ぐいはそれぞれに入っていると思うんですが、間違いはないですか。ちゃんと入ってますか。

○文化課長

土地改良の区域でございますので、当然プラスチックのくいが境界にも入っておるというふうに考えておりますが、現地を確認するまでには至っておりません。

○高橋委員

それも一つ確認をしていただいてね。私が見てきたのは、東側に道路がある、猿渡川をおりていくね、あの道路イコール側溝が入っていますから、その境界はくいが入っています。だけど、西のほうへずっと行くと、農道や民地がありますよね。あるいは、猿渡川に近いところも崖になって、石が置いてあるところがある、あそこは民地と遺跡の、行政財産の境にちゃんとくいが入っておるかどうかね。もちろん、入れて買われたと思うけども、現在もそれがちゃんと残っておるかどうか、一遍ちょっと現地で確認をとっていただくと、なおいいのではないかということをお願いしておきたいと思いますが、よろしいですか。

○文化課長

当然、施工前には、境界は確定して施工を始めます。

○高橋委員

そんなのじゃなくて、現地へ行ってホーローを取ってくるんだから、そのときにくいが入るとるかどうくらい確認してきてくださいよ。当然、本格的にやる場合には、くいがなきや困っちゃうものだから。それを含めて、大至急対応していただきたいということを申し上げておるんです。だから、難しい話じゃないです。

○文化課長

一度現場を確認して、境界くいについても確認してまいります。

○高橋委員

もう少し聞かせていただきたいんですが、128ページに多目的広場というのがあります。3,535万円で高架下をつくってもらいました。ちょっと私、妙なこと、小言を言っちゃあかんども、多目的広場というのが今この決算書に出るんだけど、北林運動公園というのが正式な名前じゃないんですか、これ。決算のときには、まだ名前が決まっとらんかったかもしれんけど、執行しとるときには、その後、条例で北林運動広場になったんだから、その後、出される文章は、北林運動広場というのが正解ではないんですか。ちょっとどっちでもいい話だけでも。

○生涯学習スポーツ課長

委員のおっしゃられるとおりにかと思えます。

○高橋委員

これ、オープンしまして、オープンセレモニーもありまして、林市長も挨拶されまして、私たちも行きました。利用状況はどんなふうですか、あれから。

○生涯学習スポーツ課長

平成24年度につきましては、11月16日から3月31日まで41件、530名の方に御利用いただいております。また、現在平成25年度は、4月1日から8月末、5カ月でございますが、78件、2,031人の方の御利用がございました。

○高橋委員

これは、どういうふうに評価されておるんですか。よく利用されておるといことなのか、思ったより利用が少ないなということなのか。

○生涯学習スポーツ課長

現在、種目がグランドゴルフとゲートボール、ペタンク、3種目に限定がされております。その種目から言えば、よく使っていただいておりますのではないかと考えております。

○高橋委員

3,500万円かけて、これ、鳴り物入りでつくったんですよ。もうちょっと少ない金で済むんじゃないかと思ってたんだけど、国土交通省からいろんな要望があって3,500万円になった。とても広々として、いいところなんですけど、私から言うと、余り利用されてないなと。私、脇におるのでわかるけど、通っても通っても人が使っていないんですよ。使い勝手が悪いとおっしゃるんですよ。ちょっと聞きますが、あそこを使うには、どうしたら使えるんですか。

○生涯学習スポーツ課長

まず申請をいただきまして、御利用いただくんですが、鍵については、体育館以外に中央公民館、昭和グラウンドでも貸し出しをさせていただいております。

○高橋委員

だから、鍵を借りについて、また返さないかん

と。鳴り物入りの大会なら、例えばオープンセレモニーだというなら、それは鳴り物入りですから、鍵を借りにいって返すことはいいと思うけど、日常茶飯事に使おうと思うと、とても不便ですよ。新林の人たちは、北側に、所管が違うけども、高齢化対策室で対応しているゲートボール場があるんですよ。それで、よその地域の人が、例えばふらっと使いたい、例えばあしたは雨だと、どうも。だったら、北林運動広場でやるなら、雨があってもいいじゃないかと。そうすると、申請に行って、鍵をもらって返してということがとても大儀だと。行くと、鍵がかかっていると、誰も使っていないと。私、提案したいのは、現在、週に2回、北林運動広場を清掃管理しておられますね。どこに委託されとるんですか。

○生涯学習スポーツ課長

南スポーツ文化クラブをお願いしております。

○高橋委員

南スポーツクラブに管理を、週2回、草とかトイレの掃除をやってもらっておるんですよ。1月1万円、たしか委託料がね。1年12カ月あるので、谷田町と新林町と西中町が4カ月ずつやるのかな、三、四、十二で、全体のお金はスポーツクラブに入ると、こうなってるんですよ。それで、私はスポーツクラブの人と話したんですが、毎日でも結構ですと。朝8時なら午前8時に鍵を開けて、夕方鍵を閉めると、こういう委託を受けても結構ですと。朝から晩までオールナイトで開けておくというのはちょっとまずいですよ、国土交通省の関係で。けども、朝一番に開けて、日没まで開けとくと。そうすれば、例えば散歩された方が、夏の暑いときに高架下で汗を流すことも可能だし、トイレもありますから、トイレを使うことも可能だし、あるいは雨が降りそうだったら、きょうは北林運動広場、どうだ、あいとるか、あいとるよと、じゃあ行ってやろうと。申請はしてなくてもやれるんでしょう、あそこ。やれないんですか。バッティングしちゃいけませんよ。それぐらいの管理にして、皆さんに使ってもらったらどうだというのか皆さんの意見なんです。遮蔽して、鍵

を取りにこないとだめ、申請もして、もちろん大会を打つ場合には、ほかの人が使ってもらっちゃ困るので、ちゃんと予約して、練習するときも予約すればいいけど、今さっき言われたような利用状況ですから、あいとるときには使っていないでしょう、これ。それぐらいの弾力的な運用が必要だと。そのためには、常時オープンでないとまずい。だから、朝から夕方まで開けておくと、それを地元のスポーツクラブの皆さんに委託すると。そんなにたくさんお金は必要ありませんよね。こういうふうに轉換してもらえませんか。どうですか。

○生涯学習スポーツ課長

現在、公園グラウンドについてはオープンな状況で、御林等、使っていただけるかと思いますが、あの広場につきましては、種目が規制、国から許可をおろしていただく時点で、外にボール等が飛び出さないような種目ということで許可をいただいております。一日じゅう開けて、オープンに入られるというと、例えばサッカーですとか、野球ですとか、そういったもので御利用された場合に、ボールが飛び出して交通事故等々、そういったことも危惧がされます。ですので、例えば南文化スポーツクラブさんに委託を受けていただいて、より近くで鍵の受け渡しとか、そういった部分は、申請された方に対してはいいのかもしれませんが、朝から晩まで開放というのは、ちょっと今は無理ではないかと思えます。

○高橋委員

ちょっと頭かたいんじゃないですか。そこでバレーやったり、野球のキャッチボールをやってもボールが出ていくと、これは国土交通省との関係で、そういう球技はしないということになっておるんですよ、球技という言い方はおかしいね、これもあるもんね、しないということになっておるんですが、ペタンク、ゲートボール、グラウンドゴルフ、とりあえず3種目、あるいはあそこで軽くランニングをして汗をかくことだって悪くないわけですよ。あるいは、親子で公園のように遊んでもらっても悪くないと思えます。ただ、球技、今、生涯学習スポーツ課長がおっしゃるようなものはやっ

てもらおうということはちょっと掲示するなりPRして、あとは朝開けて夕方閉めると。それで、地域の人々があそこで憩ってもらおうということは、何も不都合はないんじゃないでしょうか。もう少しオープンに、どう利用してもらおうかという立場に立ったときにね。

一日じゅうあけっ放しというのは、これはまずいですから、ちゃんと閉めると、それは。朝から夕方までは開けて、夜中は閉めておくと、これは当然のことですよ。清掃は週に2回やっていただくと、トイレ、草取り、その他。そうやって地域スポーツクラブの人が鍵を持って、一番地下の人が開け閉めをしていただければ、予約の入ったのはもちろん予約優先でやってもらわないかん、運動場、グラウンドを確保せないかんから。そうでない、あいているときに圧倒的に多いんですよ、今の実績。そういうときに、かちかちに閉めて、散歩でちょっと水を飲みたいなど、おしっこに行きたいなどという人までかちかちに閉めておく必要はないんじゃないかというふうに思うんですよ。ただ、今生涯学習スポーツ課長のおっしゃるように、バレーやったり、野球やったりはいけませんということは、ちょっとこれはきちっと周知するような段取り、あるいは私たちもそれを見たらきちっと注意するとか、通報するとかいうことは必要かもしれませんが、そういう活用をされないと、3,500万円かけて、せっかく投資しても、今のような実績では、私は寂しいなというふうに思うんですが、教育部長、どうですか。

○教育部長

今、生涯学習スポーツ課長が申し上げたように、今現在は三つのスポーツしか許可をしております。今、高橋委員の御提案のありました、親子で遊んだり、またランニングだとかしてもいいのではないかというのは非常によくわかりますが、今あそこのグラウンド、御存じのように、非常によく手入れがされています。三つの団体が使い終わりますと、ちゃんとコートをきれいにトンボで払って、もう本当にいつ行ってもきれいな状態です。皆さんが、こういった利用される方が、そういった真

摯な対応でもってきれいにお使いいただいております。ということで、そういったからといって、ランニングのコース、中でランニングしちゃいけないのかというと、またちょっと変わるかもしれませんが、今後、今考えておるのは、本当にこの3種目だけであそこのグラウンド利用はいいのかと。今、ちょこちょこ耳にしておりますのは、周りに防球ネット等が張られれば、もう少しほかのスポーツまでという意見もあります。当然、国交省のほうにも交渉しながら、できればそういったことまで考えたいなというふうには思っています。ただ、あそこは屋根もすき間がありまして、屋根のほうのネットというんですかね、そういったことも必要になるのかなとか、経費も随分かかってくるかと思うんですが、いずれにしても、もう少し利用勝手のいい、またいろんなほかのものでも使えるようなことも一遍、今、体育館のほうでも考えておりますし、市民の方が誰でもさっと入ってというのは、このような使い勝手も本当に私どものほうも考えますが、どうしても今のところは、現状のままでいましばらく様子を見たいなど。非常に気持ちはわかります、市民の方も、また散歩の方も、親子の方もわかるんですが、今の整備状況を見ますと、多分ほかの3団体の方が、くしゃくしゃのままになっただとか、いろんな苦情も出てこないかなという懸念もしますし、少しまた体育館内部、教育委員会のほうでまた検討を加えていきたいなというふうに思います。

以上です。

○高橋委員

あそこの下は固めてあるんですよ、土が。さば土がぼっと置いてあるわけじゃない。一遍、あれでさば土をやって、失敗しちゃったんですね。だって、雨が降らないから、水をまけないわけですから、雨降って地固まるという行為がないので。だから、ちょっとグリーンサーフェイスとまではいかんけども、固めてあるんですよ。だから非常にきれいだし。教育部長ね、使われていないものの、さっきの実績。私、あそこは家の行き来だもので通るけども、ほとんど使っていないよ。北側の

ほうは、毎日使ってらっしゃる。お座敷のついた、きちとしたほうは毎日戸が閉まるとる。私はあそこへ行くたびに、我が人生の悲哀を感じちゃう。3,500万円を投じた、鳴り物入りでつくったあれが戸閉めで、こちらの水道もないような、手づくりでみんながつくった高齢者用の広場は毎日使ってる。土日以外は毎日だよ、午前午後。この現実を見たときに、じゃあ新林のほうがくしゃくしゃになつとるのかと。決してそうじゃありませんよ。もちろん、仲間内でやつとるということもあるかもしれないですね。だけどもうちょっと、一般の人まで全部入れるということは困難であるとしたら、グランドゴルフやペタンクやゲートボールの人だけに限つたらいいですよと、予約してなくてもあいておれば。そのかわり鍵は開けておきますよと、あるいは地元以南スポーツクラブの人に言ってもらえば、鍵は置いておきますよというぐらいの弾力性がないと、ここは多分こういう状況は続く。前課長が退任するときに言われましたよ。あそこが使われんようじゃ、わしは死んでも死に切れんといつて、そういう趣旨のことをね。あなた、いいのかと言つたら、使われんようだったら、私は本当につらくてしょうがない。今ここに彼はみえませんが、そういう趣旨のことを私に言われたことを今思い出してはるんですがね。何とかね、要するに使っていただいでいかほどかという話でしょう、これ。きれいな管理がいかほどじゃない、使っていただいでいかほどかということですよ。昭和グランドのように、テニスコートのように使いぎり使つて、はげれば、まだ塗り直しだがね、それ。そこに行政と市民の生きたきずなが存在する価値があるんじゃないでしょうか。もうちょっと立ち入った検討をお願いしたい。どうでしょうか。

○教育部長

今の3種目の方々からも、使い勝手が悪いと言いますか、やはり1回1回の鍵を取りに行つて返す、何とかならないかということで、当初は体育館だけで貸し出しておつたものを公民館と昭和グランドというふう幅を持ちました。また、今の

南スポーツクラブの方のほうへ、仮にそういった形で向こうのクラブの方が、ちょっとその辺はお世話しましょうというようなお話があれば、話をしていく中で、少しでも本当に多くの方に御利用していただきたいものですから、本質は多分、高橋委員も私も同じだと思います。この辺は、うちのほうから、南スポーツクラブのほうとも一遍交渉した中で、どういうふうにやっていくかということも今後研究したいなというふうに思います。

○高橋委員

南スポーツクラブも、幹部の皆さんはそのほうがいいなというふうなお話は私も承つていますので、ぜひ使い勝手のいい対応にしていきたいというふうに思います。

もう一つ、スポーツの関係で聞きたいんですが、さっき出ました御林公園、これはペタンク、グランドゴルフ、ゲートボール、使つておられます。この電源についてちょっと聞きたいんですが、グランドゴルフやゲートボールが大会をやられるときに、よく市長も行かれるんですが、拡声機でやるんですよ。今まで電源はどこでとつてみえたと思いますか。

○生涯学習スポーツ課長

この所管につきましては公園ということで、都市計画課になりますが、トイレのブローアからとつておつたと承知しております。

○高橋委員

今までは御林は、公共下水道はまだ入ってなかつたので、浄化槽付きのトイレだったんですよ。トイレが浄化槽ですから、泡を吹かせないかんわね。そうすると、そこは電源が要るんですよ、各家庭のトイレもそうですが、浄化槽の。トイレの壁にコンセントがついてました。そこからブローアというんですか、浄化槽の泡立ちのための電源をとつておつたんですが、そこがむき出しになつておつたので、そこへ差して、要するに盗電というのかね、差して、それで、ただいまからゲートボール大会、林市長と、こうやつておつたんですよ。電源が確保されておつたので。それは都市計画課も承知でやつてみえたんです。ところが、下

水に切りかわったんですよ。これはちょっと都市計画課のほうの所管ですがね。どうなったかという、むき出しのコンセントがなくなってしまったんです。

ちょっと生涯学習スポーツ課長に聞きたいんですが、御林公園というのは、むき出しのトイレ用のコンセント以外にはもう電源はないんですか。

○生涯学習スポーツ課長

別に鍵のかかるそういった電源盤があって、都市計画課からそういう御希望があった場合には、その鍵を貸していいということで、鍵を預かっております。

○高橋委員

実は、もう一つ電源があるんですよ、本ちゃんかね。だけど、それは施錠されていますので、ふたがかぶつとるので、簡単にコンセントに入らんのだわ。それを開けるには、生涯学習スポーツ課のところへ借りにいくんだよね、鍵を借りにいって返すということになっておるんです。いいですか。ちょっと話を聞いてほしいんですが、グランドゴルフが週に2回使ってみえるんです、御林公園を。グランドゴルフに皆さんが集まって、イの一番にやる仕事は何だと思いませんか。

○生涯学習スポーツ課長

ラジオ体操をやると聞いております。

○高橋委員

さすが生涯学習スポーツ課長だわ。ラジオ体操をやりますよ。しかも朝8時ぐらいからやるんですよ。電池でラジカセを持ってきてもいいけども、電池がすぐなくなるので、今まではトイレのコンセントから使ってみえたんです。ところが、トイレがなくなっちゃったので、コンセントが。かといって、週2回、午前8時からこれをやるのに、生涯学習スポーツ課まで鍵を借りにいって返さないかんということですよ。私、都市計画課の幹部に、弾力的に、例えば公民館で借りれないか。公民館は午前8時半からしかやらないから、市役所で借りれないか、鍵がね、ということを都市計画課長とお話ししました。一度調整して見ますという話だけでも、そういう話は聞いてみえるんで

すか。

○生涯学習スポーツ課長

都市計画課長と話をした際には、グランドゴルフには既にお渡しはしてあると。他の団体には、こちらで貸してほしいという要請がありました。

○高橋委員

グランドゴルフはいつお渡しになったんですが、鍵を。

○生涯学習スポーツ課長

これは、詳しい日時は聞いておりませんが、そういう話が一般質問のあたりで私に都市計画課長からありましたので、そのあたりかと思えます。

○高橋委員

それは、マスターをつくられたということじゃないでしょうかね。特定団体には鍵を貸すんですか。だったら、さっきの北林運動広場も特定団体には鍵を貸してほしいわね、そういうことと言えば。

私が正確に聞いているのは、マスターを使ってみえるかどうか知りませんよ。私が正確に聞いているのは、ラジオ体操をもうやれなくなったと、音が出なくなったと、コンセントが使えないからね。どうするかといったら、生涯学習スポーツ課まで毎日借りにいかなあかんの大変だと、借りて返すのは、俺たちは午前8時からもう既にやるんだと、生涯学習スポーツ課はあいてないじゃないかと、こんな話があって、じゃあ公民館で借り貸しができないか、あるいは朝早い場合には、公共施設の宿直と対応できないか、だったら来れるということですよ、御林公園なもので。福祉体育館まではとてもじゃないけど、宿直室や公民館や市役所なら来れると。だったら、都市計画課長、何とかならんのですかと、こういう話をさせてもらいました。それが正論ではないですか。

○生涯学習スポーツ課長

北林運動広場の鍵も、公民館、昭和グランドにも置いてございますので、スペアキーのようなもののできるのであれば、同じように公民館、また昭和グランドでも貸し出しができるようにしたいと思えます。

○高橋委員

ちょっとおっしゃってることはわからんけども、北林運動広場は生涯学習スポーツ課、向こうの福祉体育館でも鍵は借りられますと、中央公民館でも借りられますと、それから昭和グラウンドでも借りられますという今、措置をとっていらっしゃるということであれば、御林公園も市役所で借りられるようにできるわけですね。マスターがどうのこうのという話じゃなくて、そういうところでも鍵を貸してほしいわけですよ。そこで鍵を借りて、コンセントを開けるといのがオーソドックスな使い方じゃないんですか。その場合に、午前8時からラジオ体操だとおっしゃるんですよ。だったら、午前8時前にはあいてないですから、宿直室で対応することが可能でないかと、こういう話をしとるんですが、そういう弾力的な措置も含めて。宿直の人だって、事務を受け付けるんだから、午前8時半から午後5時半以降はね。だから、その人に対応できないかということをあわせて申し上げておるんですが、どうですか。

○生涯学習スポーツ課長

公民館と北林運動広場でも、当日でなくても、前日でもお渡しをしておりますので、そういった対応でいいのではないかと考えておりますが。

○高橋委員

そうしたら、週に2回やってみえるところは、午前8時からやられるもので、そうすると前の日に借りに来いと、鍵を、終わったら持って来ると。宿直で対応できないんですか。だって、一体のものでやってみえるし、前の日に取りに来なきゃいかんのですか。朝早かったら、前の日ということだね。しかも、それは週に2回、毎回毎回それを繰り返さないかんのですよ。そういうことを考えたときに、もう少し弾力的でもいいんじゃないでしょうか。

○生涯学習スポーツ課長

宿直については、ちょっと所管が違いますので、そちらと協議をさせていただかないと、私1人ではお答えができませんが、他の体育館等の鍵は、今言ったような前日等の対応をお願いをしておる

ところでございます。

○高橋委員

それは、わからんで。総務課長、答えてください。弾力的にやれないですか、それぐらいのこと。

○総務課長

今、初めてお聞きした内容でございます。市民の方の利便性の向上のためには、我々としては、かなえられることについてはできる限り協力したいと思っておりますので、正式な協議があれば、そのときにまた考えさせていただきたいと思っております。

○高橋委員

協議があれば、お受けしますという向きの答弁だったというふうに思いますので、ぜひまた個別にお話をしたいと思っておりますけれども、そのことを正面から受けとめていただきたいというふうに思います。

もう一つ、公民館の件についてお尋ねするんですが、公民館の一般市民の使用申請は、いつから使用許可の申請が可能なんでしょうか。

○田中健委員長

しばらく休憩します。

休憩 午後6時49分

再開 午後6時50分

○田中健委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○生涯学習スポーツ課長

大変失礼をいたしました。

講堂については6カ月前、その他は3カ月前からでございます。

○高橋委員

そういうことですね。講堂は大きな行事なので、3カ月前じゃちょっと大変なので、6カ月前から使用許可を受け付けると、一般の会議室は3カ月前ということですが、本会議で池田福子議員が、体育館のスポーツ吹き矢と太極拳がバッティングしたと。太極拳は会場をとりについて、毎週、定期的にやってみえた、決まった曜日で。そこへスポーツ吹き矢が市の講座という形で入ってきて、

自分たちが予定しようと思ったら、先にスポーツ吹き矢が既に場所をとっておったという話を質問をいたしました。それは、そこでも同じことが言えるんですが、公民館の場合には、一般の部屋は3カ月前、それから講堂は6カ月前なんだが、市が使う場合には別な申請の日程になっておるんですね。どういうふうになってますか。

○生涯学習スポーツ課長

市の主催事業ということでございますと、あらかじめ先に押さえていただいております。

○高橋委員

あらかじめ先というと、どれぐらい先に押さえられるんですか。

○生涯学習スポーツ課長

事業が決まって、日程が決まった時点で押さえます。

○高橋委員

知立市議会も講堂で議会報告会をやるときに、それも今、生涯学習スポーツ課長がおっしゃる、市が押さえる仲間に入るんですか。

○生涯学習スポーツ課長

担当課から事前に依頼等があった場合、担当課が認めた場合に、御依頼等をいただいた場合は、先に押さえることがあります。

○高橋委員

私、何が申し上げたいかといいますと、スポーツ吹き矢と太極拳の話なんですよ、結局は。講堂については、市が先買いで申請することもわからないわけではありません。それはメインイベント、あそこしかないわけですから、市民の方より先に、市が主催する場合には先に押さえるということはあってもいいかもしれませんが、一般の会議室については、市が先買いで押さえちゃうというのはどうかと。あの施設は、市民が使ってもらう社会教育の場ですから、市が確かに、市庁舎も含めて会議室が小さくなると、狭いという事情を理解しないわけじゃありませんよ。だけど、講堂については、そこはきちっと理解するにしても、一般の会議室を市民より優先権をもって市の会議を入れることを認めるというのは、ちょっと行き

過ぎではないのかなというぐあいに思うんですが、どう思われますか。

○生涯学習スポーツ課長

税の申告の時期等々、特に依頼が多いかと思いますが、そういった場合に、本庁舎のほうで会議室がないということで、御依頼が各課から出てきております。そういった場合には、やはり会議ができないということもまずいのかなと思っておりますので、いたし方ない部分があるのではと思っております。

○高橋委員

2月15日から3月15日までですか。申告の時期は、確かに役所のほうの会議室が詰まりますよね、相当長時間にわたって。その間は支障を来すと。だけど、一般的、普遍的に先買いを認めておる、占有権をね、ということについては、少し是正しながら、例外的にやむを得ない場合において、辛うじてそれを発動するぐらいのおもむきにしないと、さっき言った公の施設として、市の先買い権ばかり認めてしまうのはいかがなものかと。庁舎内の施設ならともかく、公民館ですから、というふうには私は思うんですが、もう一度、考え方をちょっと聞かせてもらえませんか。

○生涯学習スポーツ課長

現在もお受けする際には、市庁舎内の会議室があきがない場合のみを受ける方向では行っております。

○高橋委員

どれぐらいの頻度で3カ月前に予約が入るんでしょうか、市のほうから。

○生涯学習スポーツ課長

あらかじめ3カ月前からお受けするというケースは少ないかと思えます。市で会議室がないと、そういったのがわかった場合、会議がある場合に受けておるので、3カ月前からというようなケースは少ないかと思えます。

○高橋委員

あいておれば、市が使うことを否定してないですよ、私は。あいておれば、使えばいいですよ。私が申し上げているのは、一般の市民が中央公民

館を借りる場合に、講堂以外は3カ月前からしか借りられないでしょう。だけど、市が3カ月前以前でも借りれるんですよね、押さえられるんでしょう。さっきそういう答弁されましたがね。だから、市の3カ月前の先づけの使用申請はまずいんじゃないですかと、無制限な、ということは今聞いたんですが、生涯学習スポーツ課長の答弁は、いやいや、3カ月以降なんだよと。だったら、別に問題ないですが、あいとるのを市が使うのは。確定申告のときに会場がいっぱいになると。3カ月以降ですよ、2カ月以降のやつを市が会場を押さえるのは、全然問題ないですよ、それは。ちょっと質問の趣旨を誤解されないように答弁お願いしたいんですが。

○生涯学習スポーツ課長

私が先ほどの3カ月前という回答を誤解をして、ちょっと答弁させていただきました。その3カ月というのは、公民館講座等の市の主催事業ですね、公民館教室等のお話で3カ月より前に押さえてしまうということをお話をさせていただいたつもりでございました。

通常他課の会議室の申請というのは、3カ月前というものは少ないと認識をしております。

○高橋委員

だけど、それは講座以外でも認めているということは事実なんですよ。

○生涯学習スポーツ課長

特段、大きな会議等、講堂以外にも大会議室等で何かやる等々は、3カ月より前にお受けはしております。

○高橋委員

そこはひとつ精査してもらいたいなと。公民館講座を公民館でやるのはごく当たり前なので、その講座に支障のないように、ただ、そのときに日常的、経常的にここを押さえちゃうと、この団体とぶつかっちゃうよということがきつとあると思うんですね。そのときは、和室は講座で使うけども、こちらの展示室を開けておくので、そちらでお願いしたいという便宜といいますか、話し合いといいますか、そういうことを前提にして、先に

講座を押さえて、公民館講座という公民館法の大事な主軸的な業務を推進してもらおうというのはいいと思うけども、全く公民館講座と関係なしに、行政上の都合によって会議を持ちたいというときに、3カ月前に先取りを日常的にやるというようなことについてはいかがなものかというのが私の意見なんですがね。そこをちょっと精査してもらいたいなというふうに思うんですが、教育部長、どうですか。

○教育部長

今、生涯学習スポーツ課長が申し上げましたように、市のほうの担当者のほうから、3カ月前から公民館の会議室を貸してほしいということが多くないと、そういう申し出は。どうしても市役所の中の会議室が既に埋まっておって、とにかくこの期日に会議をやらないいけないというような申請があった場合は、そういったところで公民館のほうは認めております。市のほうの会議室も、なかなか今、不足しておるような状況で、時折そういうことがあるかと思いますが、よっぽど3カ月前から市の他課のための会議ということは、余り私ども、例がなかったかなという気がしております。ただ、今後このようなことは、一遍また、こういった現課のほうともよく話をさせていただいて、市民に迷惑をかけないような方向で考えていきたいと思っております。

○高橋委員

もう少しお時間をいただくとありがたいと思うんですが。教育委員会のあり方について、ちょっと私、聞かせていただきたいと思うんですが、先般、教育委員会に傍聴に出かけられた、最近、傍聴はあるんですよね、定例教育委員会会議というんですか。そのときに、宣言もなしに非公開にしちゃうということがありまして、中島議員が、中央教育行政の組織及び云々に関する法律の条文を明記して、秘密会議する場合には、委員長もしくは委員の発議で3分の2以上の賛成をもって秘密会議をするんだよと。その宣言もないまま、自由討議だから出てきなさいよというのはまずいよということで、改善していただきました。また、議

事録も委員の名前がきちっと載るようになりました。私、そこで、きょう議事録を一部持ってきたんですが、平成24年6月からフォームが変わったんでしょうかね、ちょっと確認を求めたいと思います。

○田中健委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後7時02分

再開 午後7時11分

○田中健委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○教育庶務課長

平成24年6月から名前を入れさせていただいております。

○高橋委員

それで、自由討議を見せていただいている場合もありますし、自由討議は非公開ということは今、委員長が諮って宣言されて、非公開にされている、これは、手続的には合っと思うんですね。ちょっとお尋ねしたいのは、知立市教育委員会規則第3条によれば、会議の招集について述べているんですが、会議の招集に当たっては付議すべき事件をあらかじめ委員会委員に通知して召集すると、こうなっておるんですが、これはいつ通知するんですか、会議の前。

○教育庶務課長

現在では、遅くとも3日程度前に通知をさせていただいております。

○高橋委員

そのときに議案を送付されるんですか。

○教育庶務課長

そのとおりでございます。

○高橋委員

私、教育委員会がもっともっと活発な議論が欲しいなど。こんな言い方をすると、教育委員の皆さんにしかられるかもしれませんが、そういうふうにいる者の1人なんですね。それで、ちょっと議事録から引用したいんですが、これは平成24年9月20日の定例教育委員会、去年のね。

このときに、教育委員を退任される方が、私、議事録を見ておりましたあつと思ったんですが、教育委員を退任するに当たって4点申し上げたいことがあるというふうにおっしゃいました。一つは、各種団体への補助金のあり方について、補助対象の団体と対象外の団体の扱いを一度きちっと精査してほしい。二つ目に、防災等で、警報発令時における生徒児童の帰宅について、警報発令時に帰宅を促すことは、そういう判断がいいのかどうか、学校長のね、ということについて一度きちっと議論してほしい。三つ目に、施設の管理について、使用してる公共施設、市教育委員会所管の施設について、目的外で使用している方の中に、商業意識が強く市民サービスの低下につながる可能性がある。あるいは、施設内の管理において、利用者の小言が届く前にきちっと対応できる体制ができないか。四つ目に、市教委の方針が遅く、社会問題に対する把握が遅いように思うと。問題が生じたときの対応が県の指導方針を待って行うケースがあり、迅速に対応できないのかと。これは議事録、多少飛ばしましたが、載っているんですね。私、これを読ませてもらって、こういうことというのは、教育委員会で日常的に議論されないのかなと、今の四つの問題ね。とても大事な問題だし、私たちも関心のある問題、市教委がぜひ議論して深めなきゃいかん問題なんだけど、退任に当たって、この4点を申し上げたいといって退任されておるんですが、何でこういう意見が出てくるのかなと。これは日常的な教育委員会の中で、大いに切磋琢磨、議論をして、教育委員会の方針を議論すべきではないのかと、こういうふう思うんですが、どう思われますか。

○教育庶務課長

鈴木委員がこのときにおっしゃられたこと、記憶に残っておりますけども、最後の総まとめとしてということでおっしゃられておられました。定例教育委員会の中では、やっぱりその都度こういった問題は取り上げられておまして、やりとりはございます。

○高橋委員

私、教育委員会の運営のあれこれをここで申し上げるつもりはないけども、議事録を見て、はっと思ったんですよ。名前も出とるからね、当該の方に言われて読んだじゃない、今回の議事録がどうなってるのかなとずっと精査しておる中で、こういう意見があるにもかかわらず、未消化のまま退任されていかれるとしたら、これは少し教育委員会の議論のあり方について考えてもらったほうがいいのではないかと。つまり、教育委員会が地方教育行政の中身について、教育委員長の指揮監督のもとで教育長事務局にして統括していくんだということであるわけですから、教育委員の位置は非常に高いし、私は教育委員の役割を高く評価したい。しかし、こういう素朴で、なおかつ根源的な意見が言われて退任されていくことについて、少しいいのかなと、こういう発言をされて、やめていかれることについてね。ちょっと感想を聞かせてもらいたいなど。

○川合教育長

昨年9月の定例教育委員会、最後のところで鈴木委員のほうからこういった、3期お務めいただいた、最後の言葉としていただいたと非常に重く受けとめているわけですけども、ただ、自分が定例教育委員会に参加して、自分は知立市の定例教育委員会というのは、かなり各委員がそれぞれの立場で思っていることを言うてくださる、ある面、非常に辛らつというんですか、我々としてはちょっと胸に刺さるようなことも含めて、いろんなことを御指摘いただいたり、その話題をもとにして改善をしていったこともたくさんあります。

最後のこの4点、鈴木委員の御意見でありますけれども、言うなれば、そうはいつでも実はこういうことだよという、反論がないでもないですけども、ただやはり、これまで定例教育委員会の場では意見として出なかったことを最後まとめて言うてくださったので、これをひとつ参考にして、取り組んでいるところです。

○高橋委員

議事録を見ますと、これは要点筆記なので、誰がどのような趣旨のことをおっしゃったかという

ことはわかるけど、なかなか本質的な議論がちょっと伝わらないんだよね。私は、赤裸々に一言一句明確にして示せとは言いませんけども、もう少し議論の深まりが反映したような議事録でないと、読んどったって、辛らつな雰囲気なんか全く出てこないですよ。大体、教育委員長の報告があつて、次々のことをやってきましたと、委員の皆さんのこの間の御報告はどうですかと。それは中身は全く空白ですよ。それから、教育長の報告がありますよ。報告の骨子だけ、テーマだけが書いてありますが、どういう種類の報告があつたのかよくわからない。その後、委員から若干質疑があつて、箇条的に書いてあつて、それでおしまいと、こうなっておるんで、こういう種類のことが議論されたのかなということはわかるけど、それがどういう深まりで、どういう方向になったのかということは、ほとんどわからないですよ、議事録見てね。そんな思いがしたので、もう少し改善していただけるなら、改善してもらおうとありがたいなことだけちょっと要望しておきたいと思います。

それとの関係で、はだしのゲンを開架から閉架にすることについて、教育委員会は議論してなかったと。前教育長の判断でやったんだということになっております、真相のほどはよくわかりませんが。私、あえて川合教育長に聞きたいのは、あの種のはだしのゲンの開架から閉架に移す場合は、市教委の教育委員会定例会等できちっと議論して方向を出すべきだったというふうにお考えなのか、いやいや、あの程度なら教育長の判断でいけるといふふうにお考えになっているのか、ちょっとお聞かせいただきたい。

○川合教育長

非常に緊急を要するようなことで、内容的には教育長判断でやっても差し支えない問題かなと自分は思います。教育長の判断の範囲かなとは思いますが、それほど緊急性もなく、当然、影響も大きい話ですので、もし自分ならば、定例教育委員会の場で皆さんの御意見を聞いて決めていくと思います。

○高橋委員

あれは事が大きくなっちゃったもので、教育委員の皆さんは立場がなくなっちゃって、そう言われてみれば俺らに相談なかったなど、あれは前教育長が決めたんじゃないかと。前だもので、そこにはみえんわけだし、その手続がけしからんという議論になったんですよ。だから、私、結果論なんだけど、問題のない的確な裁量の判断なら、私は教育長判断でもよかったという趣旨があると思うけども、その判断が一方的な判断で、閉架にして見せなくしちゃったと。この判断自身を教育長が、極端な話、教育委員会に諮らずに1人でやって、しかもそれは重大な間違いだったということが今回大きな問題になったというふうに思います。問題は、そういう意味でいうと、教育委員会の議論、教育委員会での審議の内容が本当に充実されないとかんなどいうことを、私は鈴木委員の議事録を見て、何でもこういうことが議論されていないのかなと、留飲が下がらずにやめていかれたわけでしょう。問題意識を持ったまま、やめていかれたんだわね、ここに書いてとおりだもので。これ以上のことは、言ってみえることはわからんけども。だから、私は、プロであり専門家は教育長であり、教育委員会事務局のスタッフなんだけど、それは法律の趣旨に沿って、教育委員長の指揮監督のもとで統括するということになっていきますから、ヘッドコーチと監督が逆立ちしちゃいかんわけですよ。あくまでも教育長はヘッドコーチで、監督という言い方は正しくないかもしれませんが、教育長の監督のもとでやるんですからね。そこの認識を私は改めて、今回議事録を読ませてもらって思っているもので、決算の時期ですが、一度、川合教育長の御所見を伺っておきたいと思うんですが、もう一遍お願いします。

○川合教育長

教育委員会制度については、ある意味、形骸化しているのではないかと、十分に教育行政を論議するような場になっているのかとか、いろんなことが言われていまして、特に最近、教育再生実行会議等でも教育委員会のあり方などが議論されています。今後、どういう方向で国が進んでいく

かわかりませんが、やはり自分は教育長として責任のある判断をしなくちゃいけない場面もありますし、教育委員会合議体ですので、そこで十分に論議するところは論議する、そして鈴木委員の最後の言葉で、社会問題に対する把握が遅いように思うと、この辺、なかなか定例教育委員会は月に1回程度しか行わないので、ちょっとタイムラグもあるわけですけども、こちらとしては、そういうことがなく、学校のほうの教育活動が遅滞にならないような、自分が判断すべきところはし、そして皆さんにお諮りするところは諮るということで、きちんと進めていきたいと考えています。

○高橋委員

ぜひそういう方向で対応していただきたい。

先生の勤務について、少し確認しながらお尋ねしたいんですが、中島議員が文科省の通達といいますか、考え方を示して、心配の余りですよ、先生が長時間じゃないのかと、心の病になってる先生もいるということは前にも言われました。その因果関係に、労働時間というのがあるんじゃないかということで、たださせていただきました。お答えは、小学校で80時間以上が25%、100時間以上が2%、中学校で80時間以上が31%、100時間以上が32%だと、こういうふうに言われました。この数字について、どういうふうに感じていらっしゃるのか。これは全部の回収ではないようなことをちょっとおっしゃったんですけど、何%の回収率なのか、おおむねですよ。人の数でいうと、分母がよくわからんわけですよ、先生の数というのは、非常勤講師も含んでおるのかどうなのか、非常勤講師は多分含ままんでしょね。これ、8時間労働という話ですから。ちょっとその辺の数字に対する評価、教育長の考え方を軸にちょっとお答えいただきたい。

○川合教育長

自分も学校現場にいましたので、先生方の多忙さというのは実感としてよくわかります。この数字を見て、まさにこれが実態だなという感じを受けます。

○高橋委員

実態だけど、どう思われますか、この実態。ごく普通の当たり前の話だというふうに思われるのか、いや、こんなに働いちゃいかんというふうに思われるのか、まだまだ働きが足らんというふうに思われるのか、その辺の見解を聞いているんですが。

○川合教育長

なかなか難しい質問でありまして、教師も教員として子供たちに精いっぱい教育をしてほしい、そのための準備だとか情報集めとかしてほしいという思い、現場はそれで大変な思いをするわけですが、反面、1人の家庭人であり、親であり、そういうことを考えると、やはりもう少し余裕のある、自分が自由に使える時間も要るかなと、なかなかちょっと一言では言えないんですけども、教師としての立場、それから、それ以外での立場、そういうことを考えるところです。

○高橋委員

長いことそういう学校の先生の社会の中で暮らしてみえたので、先生からいうと、ごく普通のという言い方はおかしいけども、ごくありふれた労働実態だと。これが多いのか少ないのかと言われると、ちょっと答弁に困るという趣旨だと思うんですが、その背景には、教師というのは人を育てる仕事だと、人を育てるのに時間なんかはないわけですよ、何時から何時までというね。しかも、教師聖職論、聖なる仕事で人を育み、人を育てることの生きがい、そういう側面からいうと、長時間、学校の中で歯を食いしばって頑張るのは美談であるし、場合によってはよい先生かもしれません。しかし、それが今、社会と時代背景の中で、過酷な労働の一形態として議論がされるような時期になってきた。100時間を超える人が3割いると、職場の中で。3人に1人は、中学校だと100時間を超えとるというわけですよ。これは、やっぱり正しい姿ではないなど。過労死の基準を3割の人が超えていると。それで、先生というのは、家へ帰ったって教師として全うされているわけだし、場合によっては、風呂敷残業で通信簿をつけてみえるかもしれない。あるいは、部活動は、み

んなが誰もおらなくなっても先生1人で、1人の子供のために汗を流してみえるかもしれない。だから、教師という仕事、教育という仕事を時間ではかることはしよせん無理ではないのかというところが、今の労働実態を生み出している、私、ベースにあるんじゃないかと思うんですが、教育長、どう思われますか。

○川合教育長

繰り返しになりますが、現場は非常に多忙、自分が若いころ、30年前と比べて、何でこんなに先生方は忙しいのかなと思うぐらい、忙しさが増しているような気がします。子供たちの授業時間数が昔と比べて、少し戻しましたけども、減っていて、少しは余裕があるのかな、あるいは週5日制になって余裕があるのかなというところではありますが、現実はそのようではないです。地域の教育力、あるいは家庭の教育力、あるいは社会からの要請、いろんなことを学校あるいは教師が全面に受けている状況は、現実そうであります。

教育委員会としては、これでよしとしているわけではなく、少しでも先生方の、どれも必要なことばかりではあるんですけども、その中でも割愛のできる場所については割愛をして、出張とか、会議とか、報告書だとか、そういうところについては、少しずつ今進めていて、まさに先生方が子供たちと向き合う、そういうところの時間とか、そのための準備の時間は、やはりある程度は頑張らなくて確保してほしいんですけども、それ以外の部分で教育委員会としてやれるところ、あるいは校長に投げかけて、学校で考え直すところがあれば、やるように今働きかけているところです。

○高橋委員

学校として労働時間を減らすような努力をされてないわけではないではありません。例えば、平成25年度の予算で、これは学校事務員の主に仕事になるのかな、給食費のパソコン化ということをやられて、名称は学校給食徴収にかかわる口座振替事業について、平成25年度で194万7,000円計上されております。これは今、毎日毎日子供たちが何食食べるか、あるいは学校の口座に入るわけでしょう、教

育長かな、学校に入るんですよ。それを一々点検してチェックし、入っていない人の対応も含めて学校がやっとなんかですね。そうでしょう。これ、事務員さんがやっとなんか、先生も携わるんですか。平成25年度で、これをどういうふうにしよとされておるんですか。

○教育庶務課長

私の伺っているところでは、各学校で給食の担当を決めておられ、給食主任ですね、その方にそういった事務をしていただけてるということです。今回、平成25年でやろうとしておりますのは、銀行への月1回の振り込みのデータがあるんですけど、それをフロッピーディスクで今、運んでいただいているんですけども、それを業者さんの回線を使って、そういったフロッピーディスクの移動をしなくてもいいようにということで進めさせていただいております。

○高橋委員

それで相当、作業は軽減されるということになるんでしょうか。もうちょっと素人にわかるように説明していただけたらありがたいんですけども。

○教育庶務課長

今回の予算化させていただいている部分につきましては、各学校のほうで行っている日々の食数を数える部分には、直接の影響はございません。

○高橋委員

それは、そういうことも含めた、パソコン化で業務が楽になるのを次年度以降も考えるということですか。それはもうできないということですか。

○教育庶務課長

ことし、校務支援ソフトのほうを導入しようとしております。その中のメニューに、そういった給食の実施簿というメニューがございますので、そちらのほうで少し軽減ができればというふうを考えております。

○高橋委員

給食の食数や給食費が入るとるか入っとらんかも点検しながらやるというのは、それは学校の仕事だけど、それを先生がやっておられたのでは、それはたまらんと。給食も教育ですから、それは

大事な仕事なんだけど、今言うような業務が先生にまつわってくるようなことであれば、これはたまらんと。ぜひソフトの開発を含めて、軽減してあげていただきたいというふう思うんですね。

それから、もう一つは校務分掌といいますか、1人の人に仕事が集中しないような配慮と努力、これは私、具体的にどうしたらいいのかさっぱりわかりません。学校の現場なんか知りませんから、さっぱりわからんけども、できる人に仕事が集中して、要領のいい人は結構要領がいいですよと。それが言わず語らず常態化して、かぶっておる先生が苦労されている。しかも、それはなかなか苦労を人に言わないみたいなね、そういう人がやっぱり100時間を超えていかれる、結果的に。だから、校務分掌という言い方が正しいかどうか知りませんが、学校の中の事務分掌をもう少し平等、均等、得手不得手も考慮しながら、分け与えて仕事ができるような配慮が必要だと思うんですが、これはどう思われますか。これは学校教育課長にお願いしたい。

○学校教育課長

自分もそういう担当をしておりましたので、年度が始まる3月には、次年度の大体学年配当、それから校務分掌を決めていくわけですけど、やっぱり基本は、平等という言い方はおかしいかもしれないませんが、均等という言い方よりも平等というのか、同じように、差がないようにというふうな配慮はやっぱり校長が一番心を配ってやる場所です。あとは、適材適所というところもあると思います。1人の人の過重、多くならないようにというのは一番配慮するところです。

以上です。

○高橋委員

これは管理職の裁量というか、力量というか、思いやりというか、これが大きいと思うんですね、特に学校長。そこはぜひ校長会議などでも、言い方はいろいろ考えてもらえばいいけども、そういう配慮をぜひお願いします、校務分掌の徹底と。

もう一つは、やっぱり勤務時間や健康について、

学校の中で気軽に相談したり、議論できる環境があるかどうかということだと思うんですね。特にこれも管理職、学校長の姿勢が大事で、親身になって、高橋君、きょうちょっと顔色がよくないけども、あなた、最近ずっと残業が多いけども、どうだと、きょうは、たまには早く嫁さん孝行してやれよというような、そういう職場環境を幹部、管理職がつくってあげて、いや、実は先生、ちょっともう大変なんですと、一度、産業医に相談したいなというふうな関係になるかもしれませんし、やっぱり職場の中でぎすぎすした競争みたいな関係じゃなくて、思いやりとやっぱり健康について相談し合えるような雰囲気、職場環境を管理職の方々がどうつくるかということがもう一つ大事だと思うんですがね。学校教育課長、どう思われますか。

○学校教育課長

本当に今言われたこと、職場の人間関係を活性化、それから明るくするというのは、いろいろな手を尽くして、管理職としてはやっています。本当にみんなで楽しむ会とか、あるいは研修でもスポーツ研修とって、体育館でミニバレーをみんなでやる会をつくるとか、あるいは料理をつくる研修をすとか、そういった中でお互いのいろいろな思いを、家庭的なことも話し合うとか、そういったことをやっております。また、校長もそれぞれの職員に話しかけるように。どこの企業もそうかと思いますが、気を使っていると思います。

○高橋委員

そういう環境をつくってもらいながらですが、私、一つ提案したいのは、100時間を超えて健康に不安のあるような先生に対して、この産業医の健康相談を受けると。これは本人の申し出ということになつとるんですよ、これは本会議でもありました。けど、本人から校長に申し出るなんてことは、なかなか大変なことであって、実際は、だから、今言うように、校長先生や管理職がどうですかと、高橋先生どうですかとって声をかけてもらえば、実はと、こういうことにもなりかね

ないし、そういう関係が必要だと思うんですね。何を言つとるんだ、本人から申し出がないんだからいいんじゃないかと、こういう開き直りではないと思うけども、これだけ3割の人が100時間超えとるということは、それは顔色や目の色や肌の輝きが違ってくると思うんですよ、私は。だから、そこは管理職がよく見て、100時間を超えて健康上おかしいという人は声をかけていただく。それから、80時間を超えても健康的に問題のある人については声をかけていただく。そして、カウンセリングを受けられたらどうですかと、余り僭越に言うところとちょっと語弊があるので、そういうやっぱり声かけを管理職からしていただきたい、こう思うんです。どうですか。

もう一つ。その場合に、本会議では学校医にとりあえずお願いしておると。学校医というのは、学校医なんですよ。産業医をお持ちなんじゃないかね、学校医というのは。兼務してみえますか。産業医の資格を持った学校医ならいいですが。市役所も産業医、総務課長、置いてみえますね。どちらの先生ですか。ちょっとあわせてお答えください。

○総務課長

市役所の産業医は、新林内科の神谷先生でございます。

○学校教育課長

学校の場合は、今のところ50名という単位がないものですから、50名以上は産業医の資格を持っている者、それから50名に満たないそういった事業所については、産業医の資格がなくてもいいので、医師の相談を積極的に受けるように言っていくというふうになっております。

○高橋委員

50人を超えたら、産業医を置かなきゃいかんのですよ、学校に。今、ボーダーラインになつとる学校があるけども、50人超えてないので置いてないんですよ。しかし、50人未満であっても、産業医の相談はできないかといえば、学校には置いてないけども、先ほど言ったような人々には、産業医のカウンセリングを受けることになつとるでし

よう。答弁は、それは学校医にお願いしとるんだということなんだが、学校医が産業医の資格を持ってみえればいいですよ。今、神谷先生は市役所だけだ。持ってみえないとすれば、それはカウンセリングと予防注射とはちょっと違うと思うんですよ、それは同じドクターでも。だから、それは産業医の先生にそういうカウンセリングをお願いすると。学校に置かなくていいですよ。学校に置いてなくてもいいけども、市内の、先ほど言った人々のカウンセリングは産業医ですよ、これは。だから、産業医にお願いするぐらいのことはやっていただかないと、文科省の言っとる流れにはならんんじゃないですか。どうですか。

○学校教育課長

今、他市の状況やなんかも見て、結構、市で産業医、50人に満たないような学校が共同で1人の産業医を置いていくという、そういうような状況も伺っております。こういうことを今ちょうど研究している最中でありませう。

○高橋委員

ここに文部省の課長通達と申しますか、あるんですが、50名を超えたら、これは産業医なんですが、50名を超えなくても、産業医を専任していない学校等については、保健所等と連携して面接指導をなさいます。保健所のドクターがみえますがね、そういう指示というか、考え方なんです。だから、ドクターであれば誰でもいいというふうには言っていない。校医の先生というのは、子供さんの健康診断をやったり、いろんなことでお願いしておる先生であることは承知しておるし、それはドクターなんだけども、この種のカウンセリングについては、それでよしというわけには参らんと申す趣旨なんです。50人を超えたら産業医を置きなさい、50人未満は置かなくてもいいけども、そういう場合には保健所等と連携しながら、そういう体制をとってくださいということなので、その趣旨をぜひしっかりと受けとめていただきたい。要するに、現場の先生の困ったときに、本当に的確な指導ができるような体制をつくってほしいということを申し上げておるんですね。

先生はこうやって働かれるんですが、残業手当というのはあるんですか、ないんですか。

○学校教育課長

残業手当はありません。

○高橋委員

ありませんと言われたって、労働基準法第32条というのがあるんですよ。私、きょうインターネットでとってきました。8時間労働だね、1日。これは、先生というのはこれに該当するんですか、しないんですか、第32条。

○学校教育課長

ちょっと第32条がわかっておりませんので、申しわけありません。時間をください。

○高橋委員

労働基準法、先生は全部適用になるんですよ。私は、何で学校の先生に適切な時間カウントをした残業手当が出ないのか不思議ではない、今でもね。実際、100時間働いてる。それは、さっき私がちょっと言った教師聖職論、子供を育てるのに時間はいとわぬ、時間をいとわずに、我が身を犠牲にしてでも子供のために時間を費やすのがよい先生だと、こういう流れの中でそうなっておるような気もしますが、だけど、それは逆に言うと、教員には時間外手当が支給されていないこともあって、管理職が教員の勤務時間を管理することについて意識が少ないと。時間外手当を払っておれば、これは総務課長ね、いただいておりますがね、残業を。152時間というんですよ、市役所は最高。150時間を超えとる事態があるじゃないですか。学校の先生は、教育長も、教育委員会としてはつかまないと、時間をね。学校長がつかんどるから大丈夫だとおっしゃるけど、市役所のほうは詳細な資料が出てますよ。150時間を超えとる人がおるでしょう。これは何でかということ掘り下げないかんわね、当然。市長を初め皆さんが掘り下げて、職員の立場に立たないかん。学校の先生については、先ほど言ったような理由があるでしょう。学校長にお任せなんだけど、教育長がつかむ必要はないと、こうおっしゃってる。これは、同じ労働基準法が該当する働く者と

して、同じ公務員として、私は格差、考え方に大きな開きがあると、これは問題だなと思っとるんですよ。一番のポイントは、働く人々の健康と、そして特に輝く笑顔を子供たちに毎日提供できる先生になっていただきたいがゆえに、それは適正な労働時間を管理せないかんですよ。これは労働者を管理するという意味じゃなくて、本当に健康に留意しながら、子供たちに注ぐような教育をしていただきたいという、その願いからいうと、私は適正な労働時間が担保されるように、市教委は関心を持ってその内容をつかむべきだと思うんですよ。その点、ちょっと総務課長の意見も含めて聞かせてください。

○総務課長

一般論として、私の考えで申し述べさせていたきたいと思います。

御指摘のように、市役所の職員の中にも一部100時間を超える、私は、基本的には80時間を超える残業というのは適当な残業ではないというふうに思っておりますので、それに関しましては、事あるごとに、今回のケースでも、毎年、課長会議の中で各課長には、所属の職員にとって仕事の偏りがいかどうかよく確認をしながら、仕事をよく分担して、特定の者に仕事が偏ることがないように管理監督をお願いするというのもしておりますし、目立った職員については、人事のほうから直接該当する職員について、時間外の削減についての指導等も行っております。したがって、市役所の職員のみならず、学校の教員の皆様方の職場環境というのは私もよく存じ上げておられますので、イコールで述べることができるのかどうかよくわかりませんが、余り度を超えた、一般的には、80時間を超える残業を3カ月を超えて継続するというのは決して好ましいことではないですし、そういった場合で何か事があれば、それは当然のことながら、労災の適用の範囲内にも入りますので、そういったことについては、管理監督者はくれぐれも注意をして、部下の労働時間を管理すべきだというふうには思います。

○川合教育長

適正な労働時間を管理するという、それは原則としてそうだと思います。ただ、現実問題、なかなかそれが難しいのも事実であります。

○高橋委員

愛知県教育委員会に福利課というのがあるんですか、教育委員会にね。ここの方のお話では、本会議でもちょっと出ましたが、愛知県県立高校1,760校ですか、6カ月に一度、全公立高校、県立高校の勤務状態をこの福利課で把握しています。それは何のために把握するかといえば、いわゆる先生たちの健康状態が労働時間から見れる、体を壊していないのか、あるいはカウンセリングが必要じゃないのか、こんなに働いて大丈夫なのかという視点から、県の福利課で全県立高校の勤務時間をつかんでいるというんですよ。6カ月に一遍ですよ、毎月じゃないですよ。だから、教育長が、どうもそこが消極的なのはいかなものかなど。何も先生を管理するためにやれというんじゃないんです。先生の健康を心配されるなら、教育長として、教育委員の皆さんにもお示しして、実は市内の先生の労働実態はこういうふうですと、一人一人まで詳細には述べんけども、こういう傾向ですと、ことしはね、どうしたらいいでしょうかと、あるいはこういうふうにして労働時間を減らしたいんだという議論が、先ほどいった教育委員会の議事録の中で出てきて、そして教育委員の皆さんも同じ認識に立って、教育現場で頑張っている先生たちと連帯して、いい学校をつくらうじゃないかということまで私は手を差し伸べるべきだというふうに、教育長、私は思ってるんです。ですからぜひ、学校長が管理するのは第一義的に管理するというのは、これは当然ですよ。だけど、市教委も毎月毎月出せなんて言わん、年に一遍ぐらいいは、どの程度の労働条件かなど。かつて碧海教組、労働組合がアンケートをとって出してますがね。市内の労働者、先生方の労働時間がどうのこうのと、私、昔その資料を使って、前教育長と議論したことがあるんです。学校ではわからない、教育委員会がわからんとおっしゃるから、愛教組のあの資料を見て、実は先生方はこういうふうで

すよと、アンケートの結果はこうなんですよ、この労働時間をどう思いますかとやったことがあるんです。それが愛教組という労働組合を通じてしかわからないということでは、私は教育委員会としては問題があるんじゃないかと、さりげなくきちっとつかんでもらえばいいんじゃないかというぐあいに思うんですが、いかがですか。つかみにくいことはないでしょう、今はパソコンでやれますから。ちょっと集計で、また労働時間がかかっちゃいかんけども、パソコンでやればすぐ出ます、エクセルで出るので、そんなに難しい作業ではない。何も教育長がやらんでもいいから、教育庶務課長にやってもらうなり、学校教育課長にやってもらうなり、事務分掌はどんなのか知りませんが、それはつかんで、ぜひ快適な学校づくり、快適な労働を保障してほしいなというふうに思います。その出発点だと思うんですが、もう一回お願いします。

○川合教育長

市内の先生方の勤務実態、何度もこの議論があって、そのたびに言うんですけど、在校時間ということで、必ずしも超過勤務時間ではありませんが、実態をつかむこと、今言われたように、難しいことではありません。この前も本会議の中で、6月でしたか、全員はちょっと集まらなかったわけですけども、集めようと思えば集まるし、そこから見えてくることもありますので、今後そういうこともやっていきたいなと思います。

○高橋委員

ぜひつかんでほしいなというふうに思います。

時間も来とるので、最後にしたいんですが、総務課長、市役所の労働者の残業はさっき紹介したように、ふえとるんですね、平成24年度は、平成23年度に対して残業時間がふえとる。

もう一つ聞きたいのは、有休取得率というのはどういうふうになっとるんですか。

○総務課長

有給休暇の年間の職員の平均の取得日数については、ほぼ前年度並みということで、特別ふえてもおりませんけれども、減ってもおりません。

○高橋委員

減り傾向ですよ。10.何がし、10日何がし、資料をちょっと出してもいいけど、まあいいでしょう。減り傾向ですよ。そこはちゃんと認識しておいてもらわないかん、この5年間ぐらい。

それで、人はふえない、経常収支比率じゃないけど、人はふえてない、残業時間は平成24年度は平成23年度に比べてふえてる、有休取得は減少していると、傾向としてね。これ、どう思われますか。

○総務課長

できる限り有休は数多く取得をして、残業を減らすということが好ましい環境ではあります。ただ、昨年度で申しますと、仮に例えば、基幹系のシステムの構築ですとか、今までなかった単年度の中で、凝縮をしてやらなければいけないですとか、ふだん余り残業のない、例えば市民課ですとか、外国人登録制度の廃止に伴う変更ですとか、そういったことが重なった要因も非常にございまして、平成23年度とは若干違う要因の中で、平成24年度はふえているということがかいま見れるというふうに思っております。今年度においては、昨年度、平成23年から平成24年度にふえたようなことがないように、各課の課長にはよくよく注意をしていただきたいということを要請はしております。今後の課題だとは思っております。

○高橋委員

健康なうちは、健康のありがたさはわからなくて走るんですよ、馬車馬のようにね。まだ大丈夫だ、まだ大丈夫だと。ところが、はたと気づくと、弊害が生まれて、市役所の中でも会社に来れないような事態が幾つか発生しているということをやっぱり教訓にして、転ばぬ先のつえといいますか、そこは人事当局がやっぱり警鐘乱打して、有休をとりなさいと。だけでも、さっきの話じゃないけども、自分の仕事に執念持ったり、情熱持っていると、これは何日までに出不さいかんののだということになったら、あした休めん、あさって休めんということになる。しかし、そこを休んでもらうようなやっぱり教育ということも大事だなという

ぐあいに痛感しております。

学校の先生ですが、有休の取得率がよくわからんという答弁でしたが、これは調べればわかるんですか、先生の有休取得率。あるいは、夏休みというのは、今は何でもなくても出てこいと、毎日。夏休みに出勤しない場合は、有休というふうになるんですか。どうなってるんですか、長期休暇の先生の勤務状況というのは。

○学校教育課長

市役所等、公務員と一緒に思いますけれど、例えば自分の場合だと、40日間の有給休暇がありました。あと、新規だと20日間、2年か3年で40日間になってくると、それがずっと続いていくと思います。

夏休みは、6日間、家族休ということで、必ず消化するよという形でお休みがあります。それ以上とりたい場合は、そういった40日間の年休という言い方をしていますけれど、そういったもので対応してる先生が多いと思います。

○高橋委員

昔は休めへんと、先生は。勤務時間も長いけども、夏休み、冬休みにたっぷり休めばいいじゃん、と、極端なことをいうとね、そういうような認識が私たちにもあったんですが、今は違うんですよ。夏休みでも、春休みでも、毎日勤務すると。勤務をしない日を設ければ、それは有給休暇で休んでくださいと。役所でもあるように、夏休みが6日なら6日あると。そのほかで学校に来ない日は、これは有給休暇と。研修で出かける場合は、これは勤務したことにしましょうと、よくわからんけど、そういう取り決めですから、学校の先生は夏休みだからぱっぱぱぱ休んどるというわけではない。とりやすいことは事実ですがね。だから、そういう意味でいうと、有給休暇の定義は学校教育課長のおっしゃるとおりなんですけど、どの程度の有給休暇が取得されてるのかということとはわからないわけですか。教員の有給休暇取得率、何日とってるんですか、平均で。

○学校教育課長

今ちょっと集計はしていませんので、データは

ありません。また調べてみたいと思います。

○田中健委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後8時04分

再開 午後8時13分

○田中健委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○高橋委員

文科省の文章では、労働時間の適正な把握について、先生のね、4点言っております。詳しいことは申しませんが、3点目に、労働時間の記録に関する書類について、労働基準法第109条に基づき、3年間保存することとなっております。お問い合わせ先は、初等中等教育局へ問い合わせしてください。その前段には、労働時間をちゃんとつかみなさいよというふうに書いてあるんですよ。これは文部省のホームページの文章です。したがって、有給休暇の取得率も含めて、やはり市教委がきちっと掌握していただくということが必要ではないかというふうに思うんですね。きょうのところはちょっとわからんようですが、そういう視点でひとつ、わかったらまた教えていただきたいし、そういう視点で働く先生と一緒にあって、労働条件改善にひとつ御尽力をいただきたい。教育長の答弁を求めて、終わりたいと思います。

○川合教育長

先生方が健康で元気な形で子供たちと接する、そういうような環境を大事にしていくというのは、高橋委員と同じ考えです。

また、先生方の労働、長時間勤務の実態あるいは有給休暇の取得、これが全て健康に結びつくかどうかは別にして、どの程度どうなのかということとは一度調べてみたいと思います。

○田中健委員長

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○田中健委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○田中健委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○田中健委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

認定第1号について、挙手により採決します。

認定第1号は原案のとおり認定することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中健委員長

挙手多数です。したがって、認定第1号 平成24年度知立市一般会計歳入歳出決算認定についての件は、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

認定第4号 平成24年度知立市土地取得特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○田中健委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○田中健委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○田中健委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

認定第4号について、挙手により採決します。

認定第4号は原案のとおり認定することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中健委員長

挙手全員です。したがって、認定第4号 平成24年度知立市土地取得特別会計歳入歳出決算認定についての件は、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後8時17分

再開 午後8時17分

○田中健委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

陳情第19号 定数改善計画の早期実施と義務教育費国庫負担制度拡充を求める陳情書の件を議題とします。

御意見がありましたら、発言をお願いします。

○杉山委員

陳情第19号 定数改善計画の早期実施と義務教育費国庫負担制度拡充を求める陳情書に対しまして、採択の立場でよろしくお願いたします。

この件に関しましては、昨年も陳情者よりこの内容にての陳情が行われました。少人数学級のさらなる拡充という点では、当市もその点で進めている中でさらなる改善ということでもあります。会派としては、採択でお願いいたします。

○田中健委員長

ほかに御意見はありませんか。

○村上委員

民友クラブとして、この陳情については、過去を一貫して、この内容については同意させていただくものでございまして、採択をお願いします。

以上です。

○風間委員

知立政策研究会としても、毎回出させていただくこの陳情に関しては、採択の立場でございます。

○高橋委員

陳情書にありますように、いじめ、不登校あるいは非行問題の行動を含めた子供たちの環境をめぐる対応は非常に厳しくなっております。

国の制度としての少人数学級、期待されましたが、これは見送られました。大変残念なことであ

ります。私は、少人数学級を全ての学年で実施をしていただきたい。そのための教員定数の確保、あるいは義務教育の国庫負担の2分の1への復元、これなしには豊かな教育は実現しないという観点で、本陳情に賛成いたします。

○石川委員

市議会も採択でお願いいたします。

これ、毎年出てることでございますので、改めて申し上げるまでもないんですが、知立市は少人数学級を独自にやっております。大変、自治体の体制が緊迫してる中で、自治体にそれを負わせるということはいかかなものかと思えます。国の制度で行われればいいかなと思えますが、その際、先生の数をふやすということは、粗製乱造にならんように、これは要注意だと思えます。といいますのも、今、弁護士が足らんからといって、弁護士を大変たくさんつくりました。そうしたら、物すごく失業の目に遭っているのです。そういうことがないように、きめ細かい教育ができるということが少人数学級だと言われますが、それには、いい面、悪い面、いろいろあるかと思えますが、これは国の制度で早くやっていただきたい、このように思っております。したがって、採択ということでお願い申し上げます。

○田中健委員長

次に、自由討議に入ります。

本件に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○田中健委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

それでは、これより採決します。

陳情第19号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中健委員長

挙手全員です。したがって、陳情第19号 定数改善計画の早期実施と義務教育費国庫負担制度拡充を求める陳情書の件は、採択とすべきものと決定しました。

陳情第20号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情書の件を議題とします。

御意見がありましたら、発言をお願いします。

○杉山委員

陳情第20号、そして第21号、第22号と、県・国と関連する内容かと思っております。この3件に関しまして、高校無償化という問題に対しましては、国でも所得制限もどンドン検討もされております。また、低所得者に対するそういった私立高校生のいらっしゃる家庭への支援拡充ということも検討されている状況でありますけれども、まだ現実、公立高校の3倍ぐらいの負担ということでの私立高校へお子さんをお持ちの父母の方のそういった負担を軽減していくということに関しまして、今回もこの陳情に対しまして採択とさせていただきます。

○田中健委員長

ほかに御意見はありませんか。

○村上委員

私どもの会派につきましても、このことにつきましては長年、これは採択させていただいております。そして、また陳情第20号、第21号、第22号について、関連しますので、この3件について採択ということで同意させていただきます。

以上でございます。

○風間委員

子ども知立政策研究会も、この陳情第20号、第21号、第22号、これは同趣旨で、過去より一貫して教育の機会均等、私立高等学校の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正する、この趣旨に賛同して、一貫して採択できておりますので、今回も同様、採択ということでございます。

○高橋委員

私学助成強化の陳情第20号、第21号、第22号については、3件ともに採択すべきだと考えます。

陳情第20号については、知立市の助成をふやしてくれと。今、1年に1万2,000円、月に1,000円と。かつては1万円だったんですが、2,000円ふ

やしてもらって、今日に至っているの、当局側にも残ってもらった理由はそこにあるんですが、ひとつ目を開いて、増額できないのかどうかということを中心に申し上げておきたいと思います。特に、県立高校の授業料無償化が始まって、来年は所得制限を入れたいという政権党の意向があるようですが、無償化が始まることによって、公私の格差が逆に開いたわけですね。高等学校、公立の子は文字どおり無料なんです、私立の皆さんは支援金という形で出るんですが、支援金に所得制限がありまして、十分でないようなことがありますし、あるいは入学一時金等が私立には相当重くのしかかるといことから、公私格差を是正して、教育の機会均等ということで、市、県、国、それぞれ格差是正のための財政措置をとってもらいたいという願意、まさにそのとおりであります。

日本共産党として、3件とも採択でお願いしたいというふうに思います。

○永田委員

私も市政会も、この陳情第20号、第21号、第22号は常に採択をさせていただいております。このような多額を有する財政的な問題は、なかなか陳情者の思いというのが伝わりにくいところがあるかも知れませんが、このような陳情はやはり粘り強く要望を出していく、そのことが大切かというふうに思っております。このことによって、将来を担う子供たちに、将来禍根を残さないのが我々の努めでありまして、よって、この陳情に対しては採択でお願いいたします。

○田中健委員長

次に、自由討議に入ります。

本件に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○田中健委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

それでは、これより採決します。

陳情第20号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中健委員長

挙手全員です。したがって、陳情第20号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情書の件は、採択とすべきものと決定しました。

陳情第21号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書の件を議題とします。

先ほど各委員から御意見がありました、ほかに御意見等がありましたら、発言をお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○田中健委員長

それでは、次に自由討議に入ります。

本件に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○田中健委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

それでは、これより採決します。

陳情第21号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中健委員長

挙手全員です。したがって、陳情第21号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書の件は、採択とすべきものと決定しました。

陳情第22号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書の件を議題とします。

こちらも、先ほど意見陳述がございました、そのほかに意見がありましたら、発言をお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○田中健委員長

次に、自由討議に入ります。

本件に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○田中健委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終

わります。

それでは、これより採決します。

陳情第22号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中健委員長

挙手全員です。したがって、陳情第22号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書の件は、採択とすべきものと決定しました。

陳情第19号 定数改善計画の早期実施と義務教育費国庫負担制度拡充を求める陳情書の意見書案文につきましては、添付されている案文でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○田中健委員長

御異議がないようですので、そのように決定しました。

提出先については、添付されている案文でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○田中健委員長

御異議がないようですので、そのように決定しました。

陳情第21号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書の意見書案文につきましては、添付されている案文でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○田中健委員長

御異議がないようですので、そのように決定しました。

提出先につきましては、添付されている案文でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○田中健委員長

御異議がないようですので、そのように決定しました。

陳情第22号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書の意見書案文については、添付されている案文でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○田中健委員長

御異議がないようですので、そのように決定しました。

提出先につきましては、添付されている案文でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○田中健委員長

御異議がないようですので、そのように決定しました。

意見書の議案については、提出者を副委員長、賛成者は委員長、議長を除く賛成委員として、最終日に議員提出議案として上程します。

以上で、本委員会に付託された案件の審査は終了しました。

なお、本会議における委員長報告の文案につきましては正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○田中健委員長

御異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で、企画文教委員会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午後8時31分閉会

ここに経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成26年 3月31日

知立市議会企画文教委員会

委員長 田 中 健